

官報

号 外
国会会議録

令和七年十二月十一日

○第二百十九回 衆議院会議録 第八号

令和七年十二月十一日(木曜日)

令和七年十二月十一日

午後四時 本会議

○本日の会議に付した案件

令和七年度一般会計補正予算(第1号)

令和七年度特別会計補正予算(特第1号)

一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後五時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

○小寺裕雄君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

令和七年度一般会計補正予算(第1号)、令和七年度特別会計補正予算(特第1号)、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 小寺裕雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

令和七年度一般会計補正予算(第1号)

令和七年度特別会計補正予算(特第1号)

○議長(額賀福志郎君) 令和七年度一般会計補正予算(第1号)、令和七年度特別会計補正予算(特第1号)、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長枝野幸男君。

令和七年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

報告書

令和七年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔枝野幸男君登壇〕

○枝野幸男君 たいだいま議題となりました令和七年度一般会計補正予算(第1号)外一案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、補正予算二案の概要について申し上げます。

一般会計補正予算については、十一月二十一日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に基づき、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化、今後への備えとして予備費の確保の各項目を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入において、租税及び印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入れや公債金の増額等を行うこととしております。

これらの結果、令和七年度一般会計予算の総額は、歳入歳出共に当初予算から十八兆三千三百四十四億円増加し、百三十三兆五千二百億円となります。

特別会計予算については、交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計など十一特別会計において、所要の補正を行うこととしております。

この補正予算二案は、去る十二月八日日本委員会に付託され、同日片山財務大臣から趣旨の説明を聴取し、翌九日から質疑に入り、基本的質疑、集中審議、締めくくり質疑を行い、本日、質疑を結局いたしましたところ、立憲民主党・無所属及び

公明党の共同提案により、また、れいわ新選組、日本共産党のそれぞれから、令和七年度補正予算二案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の説明がありました。

次いで、補正予算二案及び各動議について討論、採決を行いました結果、各動議はいずれも否決され、令和七年度補正予算二案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。野間健君。

(野間健君登壇)

○野間健君 立憲民主党・無所属の野間健です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました令和七年度補正予算について、反対の立場から討論いたします。(拍手)

本補正予算は、時期、規模、内容、いずれの観点からしても、国民の窮状に手が届いていない、多くの問題を抱えた予算案と言わなければなりません。

第一に、時期の問題です。

私たちは、この間、食料品を始めとする物価の高騰が国民の暮らしを直撃している現状に鑑み、一刻も早い物価高対策の実施を求め続けてまいりました。しかしながら、参議院選挙後、自民党は党内政局に明け暮れ、政治空白をもたらし、経済対策の策定、そして今回の補正予算の編成に至る

まで、実に四か月もの時間を費やしたのであります。

この間、十月には三千品目以上に及ぶ食料品の値上げが行われ、国民生活は、食卓の危機とも言える厳しい状況に置かれ続けました。国民の暮らしを置き去りにして、権力闘争に没頭し、補正予算の編成を今日まで遅滞させた自民党の責任は極めて重いものと断ぜざるを得ません。

第二に、規模の問題です。

今回の経済対策は、減税措置を含めて二十一兆三千億円規模とされていますが、現在のようないんフレ局面において過度に大きな財政出動を行えば、更なるインフレを助長し、かえって国民生活を窮地に追い込むこととなります。しかも、この中には、総額二兆五千億円もの基金への支出など、財政法が補正予算に求める緊要性の要件を明らかに欠く支出が多数計上されています。

政府は、今回の経済対策の効果として、ガソリンの暫定税率廃止、電気・ガス料金支援により、物価は押し下げられると主張しています。これは、非常に都合のいい、ある部分だけを取り出して作り上げた詭弁です。なぜならば、その後、十二月の五日、高市総理が議長を務める経済財政諮問会議に提出された資料では、今回の経済対策によつて、物価は全体として〇・一%から〇・二%程度押し上げられるとの見通しを示しているんです。それだけでも楽観的な試算と言わざるを得ません。

例えば、民間のエコノミストからは、財政の悪

化により円安が進行し、今後、仮に一ドル百六十円で円相場が推移した場合、消費者物価は〇・四%から〇・五%程度押し上げられ、政府の物価高対策の効果が打ち消される可能性が指摘をされています。政府の見通しは、我田引水、甘過ぎると言わざるを得ません。

今回の補正予算では、十八兆三千億円の支出を賄うために、十一兆七千億円もの国債を発行することになっていきます。言うまでもなく、我が国の債務残高対GDP比は二〇〇%を超過し、先進国最悪の水準にあります。この状況にあって、財政に対する信認を維持するためには、政府として具体的にどのように行動するか、それが問われています。

にもかかわらず、高市総理は、今回突如として、二十年以上掲げ続けていたプライマリーバランス黒字化目標を取り下げの方針を示されました。総理は、数年単位でバランスを確認する方向で見直すとおっしゃいましたけれども、その意味するところについては明らかにされていません。また、成長率の範囲内に政府債務残高の伸び率を抑えて、政府債務残高対GDP比を引き下げているとも述べておられますけれども、具体的にどのよう伸び率を抑えるのかについては全く説明もなく、このままではマーケットに無用な不安を与えかねません。

ある日、無責任な放漫財政になりかねません。

第三に、内容の問題です。今回の経済対策は、これだけ大規模で、数多くの施策が盛り込まれていますけれども、目的が散漫で、ピン트가ずれたものになっています。現在の経済情勢に鑑みれば、物価高等の影響で深刻な状況に置かれている方々に対して集中的な支援を実施すべきであります。

今回、我々の提案を踏まえ、子供一人当たり二万円の現金給付が盛り込まれたことは一定の評価をいたします。しかし、中低所得者層に対する給付が欠如している点は全く不十分です。とりわけ、この間給付の対象となってきた住民税非課税世帯には該当しないものの、物価高により厳しい状況に置かれている、いわゆる働く貧困層、ワーキングプアの皆さんや、国民年金だけで暮らしている高齢者の皆さんに対する支援が欠けている。これは、政治の怠慢、不作為であります。

政府の家計支援策は、四人家族世帯に対して約三万円、しかも、所得制限がありませんから、富裕層でももらえるんですね。一方で、我々が提案している物価高・食卓緊急支援金では、中低所得者層を対象を絞った上で、合計十二万円の給付が行われます。どちらが優れた支援策かは、火を見るより明らかではないでしょうか。こうした認識の下、立憲民主党は、公明党と同様、本補正予算につき撤回のうえ編成替えを求める動議を提出いたしました。本動議は、基金の積み増しなど、緊要性を欠く支出を減額、削減す

るなどして、歳出規模の抑制と国債発行額の縮減を図るとともに、中低所得者層に対する現金給付、電気・ガス料金支援の期間延長など、緊急の物価高対策の実現を図るものでありますが、与党の反対により否決されるに至りました。

本動議が否決された以上、既に申し上げてきたとおり、政府提出の原案には数多くの問題が存在していることから、令和七年補正予算については反対するものであります。

最後に、予算の提出者たる内閣の信頼に関わる問題として、政治改革について一言申し上げます。

我々としても、議員定数削減の議論に反対ではありません。しかしながら、まずやるべきことは、そんなことよりも総理が直面することを嫌がった、政治不信の元凶である企業・団体献金の規制強化です。

自民党は七千七百もの支部をつくり、いまだに企業・団体献金を受け取り続けています。政府は、今回、いわゆる日本版D.O.G.E、政府効率化省を立ち上げ、企業への租税特別措置や補助金の見直しに取り組みしていますけれども、右手で企業・団体献金を受け取りながら、左手でその企業への優遇措置を切り捨てる、そんなこと、できるのでしょうか。

総理は、国会での御審議に委ねたいと述べ、企業・団体献金の規制強化に対し、明確な態度を示すことを避けていますけれども、結局は高市総理も古い自民党と何も変わらない、そういうこ

となんででしょうか。そうでないというのであれば、総理の政治決断で、まずは支部の数を大幅に制限し、政治資金の透明性を高める改革を断行すべきであります。

立憲民主党は、今後も、国民の負託に応えるため、政府の問題点をただしながら、国民の生活に直結する、よりよい政策の実現に全力を注いでまいりますことをお誓い申し上げます、私の反対討論とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)
○議長(額賀福志郎君) 古川康君。

(古川康君登壇)

○古川康君 自由民主党の古川康でございます。

私は、自由民主党・無所属の会及び日本維新の会を代表し、ただいま議題となりました令和七年度一般会計補正予算及び令和七年度特別会計補正予算二案に対しまして、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

まず、十二月八日深夜に発生した青森県東方沖を震源とする地震におきましてけがをされた方、避難をされている方、被災された全ての皆様によりお見舞いを申し上げます。そして、懸命に対応に当たられている全ての関係者の皆様に敬意を表します。

思えば、長い戦いでありました。一九九〇年代のバブル崩壊を端緒とする官民を挙げての経済再生への取組は、自然災害や世界的な金融危機、新型コロナウイルス、無数の危機と対峙しながら、歴代政権の命運を懸けた、まさに戦いでありまし

た。

そして今、我が国は、新たな成長型経済へと移行する、およそ三十年ぶりの反転攻勢の局面に立っています。今こそ、国民の皆様の手強い経済を取り戻し、日本列島を強く豊かにするときであります。

国民生活の不安を払拭し、暮らしの安全、安心を確保する物価高対応に全力を尽くす。大胆で戦略的な危機管理投資と成長投資の両輪で、国民の雇用と所得を増やす。希望のある、成長する日本を若者たちに引き継いでいく。その確固たる意思を体现するのが、今回、高市総理の下で政府が策定した総合経済対策であり、その裏づけとなるのが本補正予算であると確信いたします。

以下、本補正予算に賛成する主な理由を申し述べます。

第一の理由は、本補正予算が、物価高から暮らした職場を守り抜く生活の安全保障として、足下の課題に最優先で応える内容となっている点です。

政府の役割とは、企業が継続的かつ安定的に賃上げできる環境を整えることにあります。本補正予算は、人への投資を強力に促し、賃上げの流れを、大企業だけでなく、地方や中小企業へと日本列島津々浦々に広げていくための施策が盛り込まれています。

実質賃金の上昇が定着するまでには時間を要し、物価高の影響も地域によって異なります。だからこそ、その間も国民生活を守り抜くため、重

点支援地方交付金の活用などを始めとする、地域の実情に応じたきめ細やかな緩和策を講じるとともに、家計や事業者のエネルギーコスト負担を軽減する。まさに、暮らしと企業活動の両面を力強く下支えする予算となっております。

また、地方こそが成長の主役であります。地方の伸び代を生かし、基幹産業の活性化を通じて地方発のビジネス創出を後押しする内容となっております。加えて、地域共生社会の実現や治安対策など、誰もが安心して暮らせる地域社会の基盤整備にしっかりと取り組むものであると考えます。

さらに、日本経済を支える中小企業、小規模事業者が賃上げや設備投資に前向きに取り組めるよう、価格転嫁対策の徹底や省力化投資支援の活用など、現場の声に即した環境整備を強化するものとなっております。

第二の理由は、危機管理投資と成長投資によって強い経済を実現する道筋を示す予算となっている点です。

様々なリスクや社会課題に対し、後手に回るのはなく、官民が連携して先手を打つ。危機管理投資を成長戦略の柱に据えることで、世界共通の課題解決に資する製品やインフラを生み出し、日本の国際競争力を高める内容となっております。加えて、新技術立国の実現に向け、公教育の強化や大学改革を進めるとともに、科学技術や人材育成への戦略的支援を行うなど、日本の未来を切り開くための投資を大胆に拡大している点においても、我が国の成長基盤を強固にするものと言えます。

第三の、そして最後の理由は、防衛力と外交力の強化を図り、国民の安全と繁栄を支える、強い日本を実現する予算となっております。

自由で開かれたインド太平洋、FOIPを推進し、同志国やグローバルサウス諸国との連携を深めることで、国際社会における日本の信頼を高めるものとなっております。

また、特筆すべきは、米関税措置への対応です。日米戦略的投資イニシアティブに必要な措置を講じるとともに、中小企業向けの資金繰り支援や事業環境整備を通じて、国内経済への影響を最小限に抑えるための万全の備えがなされていると確信いたします。

今回の補正予算の編成に当たっては、自由民主党、日本維新の会の与党の枠組みを超え、現在の国民の暮らしにとって必要なことは何なのか、我が国にとって将来から見たときに求められることは何なのか、真剣な議論が行われました。こうした取組により、本補正予算は、より多くの国民の皆様にとって待ち望まれているものとなっております。

以上、本補正予算は、物価高という足下の危機を乗り越え、成長型経済への移行を確実なものとし、世界の荒波の中で日本の平和と繁栄を守り抜くための、希望ある予算であります。

議員各位の御賛同を賜りますことを強くお願い申し上げます。賛成の討論とさせていただきます。終わります。(拍手)

○議長 額賀福志郎君 八幡愛君。

(八幡愛君登壇)

○八幡愛君 れいわ新選組の八幡愛です。

私は、会派を代表し、政府提出の令和七年度一般会計、特別会計補正予算案に反対の立場で討論いたします。(拍手)

高市政権は、責任ある積極財政と称し、国費二十一・三兆円、一般会計十八兆円の経済対策に基づいてこの補正予算を提出しております。私たちも積極財政には賛成ですが、政府案の内容は、人々のための積極財政とはほど遠く、富国強兵、財界優遇、アメリカ・ファーストが色濃く反映されております。

三十年の不況、賃金停滞、物価高という三重苦の中で暮らす国民を支える施策は乏しく、生活改善には結びつきません。政府が掲げる供給力強化も、実態は、国民の生活支援ではなく軍事技術開発の後押しが意図が見え隠れし、一部のみを潤わせ、国全体を戦争経済に巻き込む危険すらあります。

さらに、高市総理は、台湾有事をめぐって存立危機事態と発言し、米国のトランプ大統領からさえトーンダウンを促されたとも言われております。元内閣法制局長官も、元外務省条約局長、研究者らも、日本が原因をつくった問題で、発言を撤回すべきだと述べております。こうした軽率な失言外交が日本に不必要な緊張を呼び込み、いわば、高市総理自身が存立危機を招いているのではないのでしょうか。

補正予算では、防衛省向けに八千四百七十二億円が計上され、とうとうGDP比で二%の台に乗ることになりそうです。

防衛費の増額について、小泉進次郎防衛大臣は、主體的な判断で防衛力を強化するということだ、米国に言われるからではないと述べています。問題は主體的かどうかではなく、命と経済を守るための支出より防衛費を優先させているところ、これが重要なところであり、小泉大臣の反論は全く説得力を欠きます。

加えて、政府・与党は、武器輸出三原則の最後の歯止め、五類型を撤廃し、日本を本格的な武器輸出国家へ変えようとしており、非核三原則の見直し検討やスパイ防止法の議論と併せ、戦争国家化への流れが総仕上げの段階に入っております。

米国防長官が日本は米中対立の最前線に立つと語る一方、当のトランプ氏は中国との関係改善にも配慮しており、日本は都合のよい盾として扱われている、これが現実じゃないですか。

びつくりしたんですけども、先日の予算委員会でも小泉防衛大臣は、防衛と経済の好循環を生み出し、防衛産業に対するイメージが変わるよう情報発信をすると述べているんですけども、経済が軍事依存になれば、米国のように、軍や軍需産業の政治的な影響力が過剰に強まり、民間部門は人もお金も後回しにされる仕組みが定着されてしまうかもしれません。これがどこが好循環なんのでしょうか。

田中角栄や宮沢喜一が、武器輸出には慎重であ

るべき、日本は武器輸出で稼ぐほど落ちぶれてはしないと述べた姿勢こそ、我々が学ぶべき原点ですよ。

今必要な積極財政とは、緊張を高める軍拡ではなく、赤ちゃんからお年寄りまで、この国に生まれてよかったと思える基盤づくりです。私たちは、軍拡や競争ビジネスのための国債発行には反対しますが、人々の生活再建のための国債発行はためらうべきではないと考えております。

しかし、今回の補正には、安倍政権が行ったような一律給付金もなく、総理が国家の品格とまで語った限定的な消費税の減税の検討すらありません。一旦はやらないとたんかを切った給付金だつて、結局、対象を限定して給付。どうせ配るなら、一律給付にすべきでしたよね。

介護の賃上げは、原則一万円、最大一・九万円。僅か過ぎて、現場からは当然足りないという声が上がっていますよ。

一方、病床削減には約三千五百億円が投じられております。やはり、緊急時にも対応できるような余力を残した医療体制が必要なんです。実際、先日青森県で発生した地震では、一部の病院が使用不能になり、多数の入院患者を移送する事態も発生しました。

私がなぜここまで危惧しているかというと、大阪で維新さんが、国の方針を先取りするかのよう二〇〇七年から二〇一八年にかけて病床削減を行ったことで、新型コロナがはやってきたときに、病

床数が足りずに医療崩壊をしたという現場を目の当たりにしてきたからなんです。

積極財政といながら、医療費削減を旗印にした医療法の改正を行った上に、OTC類似薬の負担増に加えて高額医療費の外來特例見直しなど支出を減らすことばかり検討しているのが実態です。命を守るべき予算どころか、誰かの命を積極的に削ろうとしていませんか。

トランプさんの関税強化を避けるために、米国の生産力を高める支援には熱心で、日本は最大八十兆円の規模の措置も盛り込んでおりますが、失われた三十年で取り残された暮らしを立て直す、人々のための積極財政、これこそ私たちがいわね選組は求めます。

以上です。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 田中健君。

(田中健君登壇)

○田中健君 国民民主党の田中健です。

私は、会派を代表し、令和七年度一般会計補正予算及び令和七年度特別会計補正予算に対し、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

まず、十二月八日に発生した青森県東方沖を震源とする地震におきまして被災された全ての皆様

に心よりお見舞いを申し上げます。
私たち国民民主党は、対決より解決、政局より政策を貫き、国民の生活を守るために必要な政策

を是々非々で判断する政党です。
今まさに国民が強いられている最大の困難は、言うまでもなく物価高です。生活必需品からエネ

ルギーまで値上がりが続ぎ、将来への不安がかつてなく高まっています。だからこそ、手取りを増やす政策を一つでも実現する、これが国民民主党に課された使命であります。

今回、補正予算案に賛成するのは、私たちが長年訴えてきた政策が、複数、そして確実に盛り込まれたからであります。

また、運営費交付金の見直しや投資減税について、単年度での評価にとどまらず、複数年度にわたって税収の増減を見通し、成長を促すダイナミックな政策設計に踏み込んだ点も高く評価をいたします。

とりわけ、ガソリンの暫定税率廃止、自賠責保険料の繰戻しは、国民民主党が一貫して主張し続けてきた政策であります。

本日、十二月十一日、ガソリンの補助金がリッター一五円十銭上乘せとなり、暫定税率と同額の二十五・一円となりました。そして、十二月三十一日、暫定税率は廃止をされ、ついにガソリンの減税が実現をいたします。

この成果は、偶然ではありません。まさに一年前の十二月十一日の自民党、公明党、そして国民民主党三党幹事長合意があり、公党間の正式な約束として明文されたからであります。

さらに、その前の二〇二二年衆議院選挙追加公約時から、私たちは、四年にわたり、ぶれることなく、ガソリンの暫定税率廃止政策を訴え続けてきました。時に厳しい批判にさらされても、この政策が正しいんだと信じているからこそ、訴え続

けることができました。そして、その背中を押してくださったのは国民の皆様であります。ここに深い敬意と感謝を申し上げます。

また、自賠責保険の特別会計への繰戻しも、我が党の浜口誠参議院議員が二〇二一年に問題提起をして以来、磯崎哲史参議院議員とともに粘り強く議論を重ねてきました。国民民主党として、議員立法の自賠責保険早期繰戻し法案を提出し、

筋を通してきた政策でもあります。重度後遺障害被害者の支援や事故防止に充てられるべき積立金約六千億円が一般会計に貸し出されたままだったことは、看過できませんでした。今回、繰入れが完了し、被害者支援の強化や事故防止のための各種事業が拡充されることを強く期待をいたします。

しかし、課題も残されています。昨年の三党幹事長合意には、いわゆる百三万円

の壁を、国民民主党が主張する百七十八万円を目指して引き上げると明記をされています。この約束は、まだ果たされておりません。ここを避けて通ることもできません。手取りを増やすことにつながることはもちろんのこと、働き控えを解消し、何より今の日本に必要な人手不足に大きく寄与するものだからであります。

加えて、年少扶養控除の復活や、障害児福祉に係る所得制限の撤廃など、私たちが累次に求めてきた政策について、政府が依然として後ろ向きであることは極めて残念であります。扶養控除を維持、拡大し、年少扶養控除を復活させることは、

少子化の現実を踏まえれば、まさに時代の要請そのものであります。

ここで、財源の議論にはつきりと申し上げておきます。

二〇二五年の国税収入は、六年連続の過去最高、八十兆円を突破しました。当初見込みより税収が二・九兆円、税外収入が一兆円、不用額は一・二兆円、生み出された財源は合計で約五兆円にも上ります。これは、赤字国債を増やさずとも、年収の壁を百七十八万円に引き上げること、年少扶養控除を復活させることも可能であることを意味します。

税収増の背景は、物価高による消費税収と賃上げによる所得税収です。インフレ増税と言っている状態が生じています。国はインフレで潤っています。であるならば、その増収分を、インフレで苦しむ家計に戻すのが筋ではないでしょうか。

しかし、今回の減税規模は、国民民主党が提案をしたガソリン暫定税率廃止一・五兆円、年収の壁の見直し一・二兆円の合計二・七兆円にとどま

ります。それぞれ、ガソリンの暫定税率廃止は五

十一年ぶり、年収の壁の見直しは三十一年ぶりの大英断であることは評価しつつも、なお政策余地があることははつきりと申し上げておきます。
いわゆる百三万の壁については、与野党税制協議が確実に前進をしています。重要なのは、どこまで百七十八万円に近づけるか、そして、より広い所得層にメリットを行き渡らせることができるか

ここは、これからの政治の勝負どころです。真摯な協議を重ね、最後は高市総理の政治判断を強く求めます。

この国を進めるのは、与党だけではありません。政策本位で、現実的な提案と交渉ができる健全な野党の存在こそが、日本の未来を切り開きます。

国民民主党は、その責任を果たし続けます。国民の皆さんにおかれましては、具体的政策と現実的交渉で政治を動かす国民民主党を、より一層お支えいただくことをお願い申し上げます。討論を締めくくります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
○議長(額賀福志郎君) 田村貴昭君。

(田村貴昭君登壇)

○田村貴昭君 私、日本共産党を代表して、二〇二五年度補正予算案に反対の討論を行います。

(拍手)

政府の総合経済対策と補正予算案には、物価高と円安から国民の暮らしを守り、経済を立て直すという太い柱がありません。

重点支援地方交付金は、使途が限定され、事務は地方自治体に丸投げです。お米券の配付も、物価高騰の実勢に追いつかず、経費率も高く執行が遅れるなど、根本問題が残ったままです。

物価高騰に一番効果があり、国民が強く望むのは、消費税の負担下げです。5%への減税とインボイス廃止こそ行うべきです。

高市政権は最低賃金引上げ目標を投げ捨てまし

た。しかし、憲法二十五条が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む上で、全国どこでも時給千五百円が必要で、中小企業に対する直接支援と併せて速やかに行うことを強く求めます。

政府は、総合経済対策でOTC類似薬の保険給付外しを盛り込みました。薬代の患者負担が数倍、数十倍となり、命、健康を脅かすやり方は認められません。社会保障費、医療費抑制政策をやめるべきです。

医療・介護支援パッケージでは、医療、介護従事者の賃上げ支援が盛り込まれていますが、地域医療を支える診療所の半分程度で、介護事業所の一部も対象から外れています。これでは、医療、介護の危機を打開するには極めて不十分なものです。病床数適正化緊急支援基金により、国民の税金を使って十一万床もの病床削減を狙うなど、到底認められません。

生活保護費の違法引下げに対し、補正予算案に千四百七十五億円を計上していますが、本来補償すべき削減分は三千億円です。原告に謝罪し、全額補償を強く求めます。

能登半島地震を始めとする自然災害に対して、被災者生活再建支援法による支給額の引上げ、医療費窓口負担の減免を始め、被災者の要望に沿う国の強力な支援を求めます。

国民の暮らしの願いには応えず、痛みを押しつける一方で、過去最大八千四百七十二億円の軍事費を計上しているのは重大です。軍事費のGDP比2%達成を前倒しさせ、補正後の軍事費は十一

兆円と突出しています。しかも、その最大の支出は、沖縄県辺野古の米軍新基地建設、鹿児島県馬毛島の米軍FCLP訓練のための基地建設などの米軍再編経費です。到底認められません。

政府は、軍事費の増額は主体的な判断などと繰り返していますが、緊要性のない歳出化経費の前倒しが六割以上を占め、トランプ米大統領の訪問前に慌てて表明した2%前倒しへの帳尻合わせであることは明らかです。

この先、軍事費をアメリカが要求するGDP比三・五%に引き上げれば二十一兆円にもなります。国民の暮らしも、日本の財政も、破綻することと明白です。断じて許されません。軍事費の恒久財源となる防衛特別所得税の導入など、もつてのほかです。

政府は、今、安保三文書に基づき、全国各地で長射程ミサイルの配備や弾薬庫の増設を進め、空港、港湾の軍事利用を拡大し、南西地域の軍事態勢を抜本的に強化しようとしています。アメリカ言いなりの戦争国家づくりを直ちに中止し、集団的自衛権の行使を可能にした憲法違反の安保法制と安保三文書は廃止すべきです。

総理の台湾有事をめぐる発言は、憲法をじゅうりんし、日中間の歴史的経緯や国交正常化以降の一連の合意に反するものです。撤回を強く求めます。

最後に、衆議院議員定数削減法案は、裏金問題の全容解明、企業・団体献金禁止を棚上げにし、論点をすり替えるものです。多様な民意を切り捨

て、社会保障の大改悪や大軍拡を進めることは、断じて許されません。議会制民主主義の根幹を乱暴に踏みこむ法案の撤回を断固求めるものです。

以上で討論を終わります。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 中野洋昌君。

(中野洋昌君登壇)

○中野洋昌君 公明党の中野洋昌です。

ただいま議題となりました令和七年度補正予算案に関し、公明党を代表して、国民生活を最優先するとの考えの下、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

冒頭、青森県東方沖を震源とする地震で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。後発地震の可能性がある中で、不安を抱え、大変寒い中、不自由な生活を強いられている被災者の皆様に寄り添いながら、一日も早く日常を取り戻せるよう、被災地の復旧に全力を尽くしてまいります。

本予算案の編成に当たり、公明党は、物価高から国民生活を守り抜き、迅速に支援策をお届けするとの観点から、政府に提言を申し入れました。その結果、提言内容の多くが本予算案に反映されました。

具体的には、まず、食料品の高騰が子育て世帯の大きな負担となっていることから、迅速な支援を行うために、子供一人当たり二万円を児童手当に上乘せする内容が盛り込まれました。また、全国の自治体の物価高対策の強化とし

て、公明党が十分な予算確保を求めた重点支援地方交付金は、前年比でプラス九千億円増の合計二兆円が計上されました。

交付金を活用した支援内容は、地域の実情に応じて各自自治体の議会で決まりますが、既に公明党地方議員は、一日も早く必要な支援が生活者にお届けできるように、首長や他党派に働きかけて、十二月末に臨時議会を開くなどの議論を始めています。即効性の実現に公明党は全力で取り組んでまいります。

また、全産業平均より賃金が低い医療、介護、福祉分野の処遇改善に向けて、医療・介護等支援パッケージの拡充が盛り込まれました。これは、経営が厳しい医療機関や介護施設への支援とともに、地域の医療提供体制を守ることにつながる重要な取組です。

さらに、生活インフラの安全保障の強化に向けて、上下水道等の老朽化対策を始め、防災、減災、国土強靱化のための予算が計上されました。来年十一月には防災庁が設置されますが、平時からの総合的な防災体制の充実強化も含めて、我が国の防災対策を一層強力に推進すべきです。

長引くコスト増の難局にあつても、地域経済と雇用を支え続ける中小企業、小規模事業者を守ることは、日本経済の成長に直結し、持続的な賃上げの実現につながる重要な取組です。そのための企業の稼ぐ力の抜本強化や省力化投資促進プランなどの予算が盛り込まれた点も、我が党の提言が

反映されたものであります。

その上で、私たちは、当初の政府案では物価高対策は不十分であり、特に食料品を中心に、中間所得層を含めた幅広い生活者への支援が不可欠だと訴えてまいりました。加えて、インフレ下の現状で大規模な財政出動が円安や金利上昇を招き、更に物価上昇を招くなど、市場に与える影響についても懸念を抱いております。

ゆえに、よりよい予算に仕上げるため、公明党は、支援対象を中間所得層まで広げる、即効性のある支援の仕組みをつくる、事務コストの削減、マーケットへの影響を最小化する、これら四つの要求を再三にわたり訴えてまいりました。

そのため、緊要性の低い基金の積み上げなどを見直し、その財源を物価高対策や喫緊の課題に充てるべきと主張してまいりました。

同じ考えの立憲民主党とも協議を重ね、本予算の組替え動議を共同で提出いたしました。

動議は否決されましたが、これまでの私たちの要求を受け、国会審議を通じて、国民の安心につながる政府の対応を確認いたしました。それは、本予算案の支援策をより幅広い生活者を対象にして、柔軟で実効性のあるものにしたことです。

物価高の終わりに先が見えない中、来年一月から三月までの電気・ガス料金の支援を延長し、四月、五月まで同様の支援を行うべきとの我が党の強い主張を受け止めていただき、今後の物価動向を踏まえて、対策が必要となれば、追加的な対応

の検討を否定するものではないとの総理の答弁がありました。事務コストを抑えた継続的な家計支援が可能となれば、様々な値上げが想定される四月以降の国民生活の安心につながります。

同様に、重点支援地方交付金についても、水道料金の引下げなど、お米券や商品券以外であっても、生活者の支援が目的であれば、食料品高騰対策向けの特別加算枠として柔軟に対応できることを確認いたしました。

お米券や商品券は、事務コストが増え、即効性に欠けるなどの課題が指摘されておりますが、その点、手続や事務コストを最小化できる水道料金の引下げは効果的です。これにより、自治体により使いやすい制度になるばかりでなく、家計の可処分所得が更に増え、その分を食料品に回すことも可能となります。

そのほかにも、我が党の主張を受け入れ、対応した点は評価いたします。

一方で、緊要性の低い予算が残ることへの懸念はあります。予算の適切な執行やマーケットへの影響は引き続き厳しく注視しつつ、その影響を最小化する方策を政府には求めてまいります。

本予算案には依然として不十分な点は残りますが、物価高に苦しむ国民の皆様一刻も早く必要な支援をお届けすることを最優先し、本予算の成立を急ぐべきと総合的に判断し、賛成するとの結論に至りました。

公明党は、全国約三千人の議員のネットワーク

を総動員して、物価高に苦しむ国民の皆様一刻も早く必要な支援をお届けするために尽力することを申し上げ、討論を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)
○議長(額賀福志郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であり、両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○小寺裕雄君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 小寺裕雄君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外一案 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長山下貴司君。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(山下貴司君登壇)

○山下貴司君 たいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月の人事院勧告を踏まえ、一般職の国家公務員について、俸給月額、期末手当及び勤勉手当を引き上げるとともに、本府省業務調整手当の支給対象職員の拡大及び手当額の上限割合の改定等を行うものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一

部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて特別職の国家公務員の給与を引き上げる等の措置を講ずるものであります。その上で、国会議員が内閣総理大臣及び国務大臣等の職を兼ねる場合に行政庁から支給される給与は、当分の間、支給しないこととしております。

両案は、去る十二月八日本委員会に付託され、十日松本国務大臣から趣旨の説明を聴取し、本日質疑を行いました。質疑終了後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これより採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小寺裕雄君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 小寺裕雄君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長佐藤英道君。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(佐藤英道君登壇)

○佐藤英道君 たいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、令和七年度の補正予算により増額される同年度分の地方交付税一兆五千二百億円について、このうち一兆三千二百億円を令和七年度に交付することとし、これに対応して、同年度に限り、臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策償還基金費を設けることとしております。

また、公庫債権金利変動準備金二千億円の令和七年度の活用を取りやめることとしております。

本案は、昨十日本委員会に付託され、本日、林総務大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小寺裕雄君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 小寺裕雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長階猛君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔階猛君登壇〕

○階猛君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、人事院勧告の趣旨を踏まえ、一般の政府職員の給与が改定されることに伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行うものです。

両案は、去る十二月九日本委員会に付託され、昨日平口法務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。その上で、本日、質疑を行い、採決の結果、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これより採決に入ります。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小寺裕雄君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 小寺裕雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長前原誠司君。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔前原誠司君登壇〕

○前原誠司君 たいいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等の改定等を行うものであります。

本案は、去る八日本委員会に付託され、翌九日小泉防衛大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。本日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

令和七年十二月十一日 衆議院会議録第八号 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案外一案 議長長の報告

○小寺裕雄君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の両案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 小寺裕雄君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出) 長提出

○議長(額賀福志郎君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長 浜田靖一君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

(浜田靖一君登壇)

○浜田靖一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、各議院の議長、副議長及び議員の期末手当の支給割合について、直近の参議院議員の任期満了月又は衆議院の解散月の末日までの間、現行の水準に据え置く措置を講じようとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定を行うとともに、業務調整手当を新設しようとするものであります。

両法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 両案を一括して採決いたします。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、両案とも可決いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後六時九分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	高市 早苗君
総務大臣	林 芳正君
法務大臣	平口 洋君
外務大臣	茂木 敏充君
財務大臣	片山さつき君
文部科学大臣	松本 洋平君
厚生労働大臣	上野賢一郎君
農林水産大臣	鈴木 憲和君
経済産業大臣	赤澤 亮正君
国土交通大臣	金子 恭之君
環境大臣	石原 宏高君
防衛大臣	小泉進次郎君
国務大臣	あかま二郎君
国務大臣	小野田紀美君
国務大臣	城内 実君
国務大臣	黄川田仁志君
国務大臣	木原 稔君
国務大臣	牧野たかお君
国務大臣	松本 尚君

○議長長の報告

(議決通知)

一、去る八日、本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

(報告書受領)

一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。

第二百十七回国会衆議院において採択された諸願の処理経過

(理事補欠選任)

一、去る八日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 源馬謙太郎君(理事源馬謙太郎君去る十一月十四日委員辞任につきその補

欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

高橋 英明君

黒田 征樹君

黒田 征樹君

高橋 英明君

議院運営委員

辞任

補欠

佐々木ナオミ君

阿部祐美子君

中谷 一馬君

五十嵐えり君

塩川 鉄也君

田村 貴昭君

阿部祐美子君

佐々木ナオミ君

五十嵐えり君

中谷 一馬君

田村 貴昭君

塩川 鉄也君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障委員

辞任

補欠

長島 昭久君

松島みどり君

福田 達夫君

若山 慎司君

松島みどり君

長島 昭久君

若山 慎司君

福田 達夫君

予算委員

辞任

補欠

井出 庸生君

高見 康裕君

岩屋 毅君

中曽根康隆君

神田 潤一君

大野敬太郎君

河野 太郎君

福田かおる君

塩崎 彰久君

古川 康君

池田 真紀君

おおつき紅葉君

長妻 昭君

道下 大樹君

大野敬太郎君

後藤 祐一君

坂本祐之輔君

本庄 知史君

土田 慎君

おおたけりえ君

西川 厚志君

福森和歌子君

藤岡たかお君

松尾 明弘君

原田 和広君

岡田 華子君

矢崎堅太郎君

川崎ひでと君

柴山 昌彦君

島尻安伊子君

高見 康裕君

中曽根康隆君

福田かおる君

酒井なつみ君

下野 幸助君

鈴木 岳幸君

山岡 達丸君

柴山 昌彦君

島尻安伊子君

本庄 知史君

坂本祐之輔君

酒井なつみ君

後藤 祐一君

土田 慎君

福森和歌子君

おおたけりえ君

西川 厚志君

川崎ひでと君

藤岡たかお君

山岡 達丸君

松尾 明弘君

原田 和広君

鈴木 岳幸君

岡田 華子君

矢崎堅太郎君

下野 幸助君

神田 潤一君

塩崎 彰久君

古川 康君

井出 庸生君

岩屋 毅君

河野 太郎君

長妻 昭君

おおつき紅葉君

道下 大樹君

池田 真紀君

一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

古賀 篤君

島田 智明君

平井 卓也君

塩崎 彰久君

古川 直季君

三反園 訓君

森ようすけ君

小竹 凱君

塩崎 彰久君

平井 卓也君

島田 智明君

古賀 篤君

三反園 訓君

古川 直季君

小竹 凱君

森ようすけ君

法務委員

辞任

補欠

宮路 拓馬君

西田 昭二君

西田 昭二君

宮路 拓馬君

平 将明君

加藤 鮎子君

池田 真紀君

橋本 慧悟君

おおつき紅葉君

柳沢 剛君

亀井亜紀子君

篠田奈保子君

長妻 昭君

五十嵐えり君

猪口 幸子君

池畑浩太郎君

高橋 英明君

黒田 征樹君

萩原 佳君

藤巻 健太君

福田 徹君

玉木雄一郎君

森ようすけ君

浅野 哲君

沼崎 満子君

吉田 宣弘君

鰐淵 洋子君

榊 万里君

緒方林太郎君

橋本 慧悟君

柳沢 剛君

池畑浩太郎君

黒田 征樹君

山井 和則君

東 克哉君

長友よしひろ君

加藤 鮎子君

西川 将人君

五十嵐えり君

長妻 昭君

酒井なつみ君

池田 真紀君

篠田奈保子君

亀井亜紀子君

西川 将人君

おおつき紅葉君

阿部 圭史君

高橋 英明君

徳安 淳子君

猪口 幸子君

藤巻 健太君

萩原 佳君

浅野 哲君

森ようすけ君

玉木雄一郎君

福田 徹君

庄子 賢一君

鰐淵 洋子君

吉田 宣弘君

沼崎 満子君

大石あきこ君

榊 万里君

吉良 州司君

緒方林太郎君

(理事補欠選任)

一、去る八日、沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 高橋 英明君(理事市村浩一郎君去る)

八日委員辞任につきその補欠)

一、昨日、東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 小熊 慎司君 (理事小熊慎司君去る十一月十四日委員辞任につきその補欠)

理事 伊藤 忠彦君 (理事細野豪志君昨日理事辞任につきその補欠)

理事 鈴木 英敬君 (理事神田潤一君昨日理事辞任につきその補欠)

理事 武村 展英君 (理事古川康君昨日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 鈴木 貴子君 補欠 大空 幸星君

鳩山 二郎君 若山 慎司君

市村浩一郎君 空本 誠喜君

空本 誠喜君 萩原 佳君

大空 幸星君 鈴木 貴子君

若山 慎司君 鳩山 二郎君

萩原 佳君 市村浩一郎君

一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任 石田 真敏君 補欠 島田 智明君

谷田川 元君 長友よしひろ君

萩原 佳君 青柳 仁士君

島田 智明君 石田 真敏君

長友よしひろ君 谷田川 元君

青柳 仁士君 萩原 佳君

辞任 補欠

神田 潤一君 大空 幸星君

長谷川淳二君 福田かおる君

本田 太郎君 東 国幹君

亀井亜紀子君 辻 英之君

東 国幹君 本田 太郎君

大空 幸星君 神田 潤一君

福田かおる君 長谷川淳二君

辻 英之君 亀井亜紀子君

一、去る八日、議長から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

刑法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(酒井なつみ君外九名提出)

一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

令和七年度一般会計補正予算(第一号)

令和七年度特別会計補正予算(特第一号)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

以上二件 内閣委員会 付託

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

安全保障委員会 付託

令和七年度一般会計補正予算(特第一号)

以上二件 予算委員会 付託

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

以上二件 法務委員会 付託

一、昨日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

総務委員会 付託

一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(岡本充功君外十名提出)

高次脳機能障害者支援法案(厚生労働委員長提出)

衆議院議員の定数削減等に関する法律案(加藤勝信君外九名提出)

一、去る八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

高次脳機能障害者支援法案

一、去る九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

刑法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(酒井なつみ君外九名提出)

(質問書提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

令和六年度障害福祉サービス等報酬改定におけるサービスコードの単位数誤りに伴う自治体の財政負担に関する質問主意書(神津たけし君提出)

米関税措置及び日米間の合意に基づく投資イニシアティブに関する質問主意書(神津たけし君提出)

国立大学における外国人留学生の学費値上げに関する質問主意書(福田玄君提出)

医薬品安定供給と医薬品製造にかかる専門人材育成に関する質問主意書(福田玄君提出)

未成年の犯罪被害防止に関する質問主意書(藤原規真君提出)

NHKのサステナビリティについての取組に関する質問主意書(鈴木庸介君提出)

国民の主食である米の需給及び価格安定に関する質問主意書(竹上裕子君提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

令和七年三月三十一日に厚生労働省が発表した「ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の構築」にかかる政府のその後の対応に関する質問主意書(福田玄君提出)

病床数に係る制度の事実確認に関する質問主意書(橋本幹彦君提出)

更生保護施設等の持続可能な運営に関する質問主意書(佐々木ナオミ君提出)

(答弁書受領)

生成AIを用いた創作物の著作物性の判断に関する質問主意書(八幡愛君提出)

P F A S (有機フッ素化合物) 評価書及び対策に関する再質問主意書(宮川伸君提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本において再入国許可をとって出国した者たちに関する質問主意書(有田芳生君提出)

補助金が交付される市街地再開発事業において事業収入が支出を上回った場合の補助金の国庫への返納に関する質問主意書(鈴木庸介君提出)

ロシアによるサイバー空間での選挙介入に関する質問主意書(鈴木庸介君提出)

刑余者等の預貯金口座開設支援実績に関する質問主意書(藤原規真君提出)

円借款の国内経済波及効果と財源構造に関する質問主意書(杉村慎治君提出)

質問主意書(杉村慎治君提出)

女性が安心して起業に挑戦できる環境の構築に関する質問主意書(水沼秀幸君提出)

タクシーの運賃改定に関する質問主意書(堀川あきこ君提出)

文化庁が「クリエーターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する第三回質問主意書(八幡愛君提出)

使用済み核燃料の再処理の必要性に関する質問主意書(佐原若子君提出)

六ヶ所再処理工場継続判断と放射性廃棄物の扱いに関する質問主意書(佐原若子君提出)

「責任ある積極財政」に関する質問主意書(江田憲司君提出)

(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員宗野創君提出警察官の増員に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本幹彦君提出政治活動の自由と屋外広告物条例に関する質問に対する答弁書

衆議院議員瀧川万里君提出非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出高市首相の防衛国債についての国会答弁に関する質問に対する答弁書

令和七年十一月二十八日提出
質問 第九四号
警察官の増員に関する質問主意書
提出者 宗野 創

警察官の増員に関する質問主意書

一 都道府県警察における警察官の定員は、計画により定められている。人口割をした場合、一部地域における一人当たりの警察官の負担が高まっていることによる業務への影響をどう考えているか。警察官一人当たりの業務負担が高まることによって、特にストーカー事案等における相談業務などに影響が出ているとの指摘があるが、どう受け止めるか。

二 神奈川県と比較して、人口比の警察官人員の多い大阪府は、近畿地方の統合的機能を持つことがその理由とされている。統合的機能によつて追加人員を決めるに当たって、その定量的かつ客観的な根拠を示されたい。

三 一九五〇年代に警察法施行令により警察官の人員基準が定められたが、社会情勢、その犯罪の性質は大きく変化をしている。特に、神奈川県においては国際会議における流動人口が多く、近年さらに警察官増員への需要は高まっている。なお、神奈川県警の定員の基準は令和六年から令和七年を比較すると六十四人の増員となつてはいるが、県議会では人口比、日常業務負担の軽減、近年の犯罪実態の変動を踏まえ、警察官のさらなる大幅な人員増に関する議論が繰り返し行われている。政府が主体的に警察官の大幅な人員増を検討するべきではないか。右質問する。

内閣衆質二一九第九四号
令和七年十二月九日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員宗野創君提出警察官の増員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員宗野創君提出警察官の増員に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「人口割をした場合」の「一部地域における一人当たりの警察官の負担が高まっていること」及び「警察官一人当たりの業務負担が高

「まるごと」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「都道府県警察における警察官の定員」の基準については、令和六年二月二十八日の衆議院予算委員会第三分科会において、太刀川警察庁長官官房長(当時)が「それぞれの都道府県の人口や面積、あるいは犯罪発生状況その他の事情を考慮して定められております」と答弁しているとおりであり、都道府県の人口のみをもって、お尋ねの「相談業務など」への「影響」を含め「業務への影響」を評価することは困難である。

二について
お尋ねの「統合的機能によって追加人員を決める」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について
都道府県警察の警察官の増員については、その時々治安情勢等を踏まえ、政府において適切に判断することとしている。

令和七年十一月二十八日提出
質問 第九五号
政治活動の自由と屋外広告物条例に関する質問主意書

提出者 橋本 幹彦

政治活動の自由と屋外広告物条例に関する質問主意書

屋外広告物条例による規制が、国民の政治活動

の自由を不当に侵害する場合、これは日本国憲法又は屋外広告物法違反となりうるか、政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質二一九第九五号
令和七年十二月九日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員橋本幹彦君提出政治活動の自由と屋外広告物条例に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員橋本幹彦君提出政治活動の自由と屋外広告物条例に関する質問に対する答弁書

御指摘の「屋外広告物条例による規制」及び「国民の政治活動の自由を不当に侵害する場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政治活動の自由は、憲法第二十一条第一項に規定する「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」の保障に含まれるものと解されており、また、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第二十九条において「この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない」とされているところ、これらの規定との関係で問題が生ずるか否かについては、個別具体的な事

案に即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

令和七年十一月二十八日提出
質問 第九六号

非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する質問主意書

提出者 柳沢 万里

非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する質問主意書

令和七年十一月十一日の衆議院予算委員会において、高市内閣総理大臣に対して、国是である非核三原則を堅持するかと問い、これに対して、高市総理は、「現段階で、政府としては非核三原則を政策上の方針として堅持しております。」と答弁された。また、国家安全保障戦略の改定に関して、「戦略三文書の見直しについては、指示をしたところでございます。(中略)今、断言する、これはこのような書きぶりになるということを私の方から申し上げるような段階ではございません。」と答弁(以下「十一日答弁」という)を行った。

令和七年十一月十三日衆議院議員齊藤鉄夫君提出質問第七二号に対する令和七年十一月二十五日内閣衆質二一九第七二号(以下「答弁書第七二号」という)においては、「十一日答弁」を引用した答弁が政府からなされている。

一方、令和七年十一月二十六日の国家基本政策委員会合同審査会において、高市内閣総理大臣は、「まず、非核三原則を政策上の方針としては

堅持をしております。」とし、「今後、戦略三文書の見直しに向けた作業が始まりますが、明示的に非核三原則の見直しを指示したという事実はございません。」と答弁(以下「二十六日答弁」という)を行った。これらを踏まえて、質問する。

一 十一日答弁及び答弁書第七二号においては、「現段階で」と前置きして、「政府としては非核三原則を政策上の方針として堅持しております。」とし、今後の見直しに含みを残す答弁を行っているが、二十六日答弁においては、「現段階で」という前置きをせず、「非核三原則を政策上の方針としては堅持をしております。」と答弁している。これは、十一日答弁及び答弁書第七二号は一部撤回し、「非核三原則を政策上の方針として堅持する」とした歴代の内閣総理大臣が繰り返し表明している見解を継承するものなのか、政府の見解を問う。

二 十一日答弁及び答弁書第七二号においては、国家安全保障戦略の改定に関して、「戦略三文書の見直しについては、指示をしたところでございます。(中略)今、断言する、これはこのような書きぶりになるということを私の方から申し上げるような段階ではございません。」と答弁されているが、二十六日答弁においては、「今後、戦略三文書の見直しに向けた作業が始まりますが、明示的に非核三原則の見直しを指示したという事実はございません。」と答弁している。これは、どちらが正しいのか。非核三原則を見直す考えはない、ということでしょうか。政

府の見解を問う。なお、二十六日答弁には「明示的に非核三原則の見直しを指示した事実はない」とあるが、これは明示的以外の見直しの指示又は見直しの示唆をした事実があるという意味か、示されたい。

三 「国是」については、一九七六年(昭和五十一年)の衆議院・参議院外務委員会採択された決議で「(一)核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとの非核三原則が国是として確立されている」と述べられ、それ以降、複数回の決議がなされており、「第二回国際連合軍縮特別総会に関する決議(一九八二年(昭和五十七年)五月二十七日衆議院本会議・五月二十八日参議院本会議)は、「国是として堅持する」と述べている。非核三原則が国是であることは今日においても政府の認識として変わりないか。なお、非核三原則を国是としない場合は、「政策上の方針」と「国是」の違いを述べられたい。

四 「核兵器不拡散条約採決後に参議院外務委員会において採択された決議(一九七六年(昭和五十一年)五月二十一日)」では、そのほか、「(三)唯一の被爆国として、いかなる核実験にも反対の立場を堅持する我が国は、地下核実験を含めた包括的核実験禁止を実現するため、一層、努力すること。」「(五)世界の平和維持に非核化地帯構想が重要な意義を有していることにかんがみ、このために国際的な努力をすること。」「などとしている。これら、(三)及び(五)についての政府の見解をそれぞれ示されたい。

五 現在、政府が政策上の方針としている非核三

令和七年十二月十一日 衆議院会議録第八号 議長

原則「持たず、つくらず、持ち込ませず」について、「持ち込ませず」というのは、核搭載艦船・航空機の寄港及び領海・領空の通過を含むかどうか、見解を示されたい。高市総理は二十七日答弁において、「二〇一〇年当時の、(中略)岡田克也外務大臣の答弁を引き継いでおります。つまり、緊急事態が発生し、核の一時寄港ということ認めないと日本の安全が守れないというような事態が発生したとすれば、そのときの政権が政権の命運をかけて決断し、国民に説明するという御答弁でございました。」と述べている。これを引き継ぐということは、緊急事態以外の、平時においては、核兵器の一時的寄港も認められないという理解でよいか、政府の見解を問う。

内閣衆質二一九第九号

令和七年十二月九日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員榑刈万里君提出非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員榑刈万里君提出非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨並びにお尋ねの「十一日答弁及

び答弁書第七二号は一部撤回し」及び「歴代の内閣総理大臣が繰り返し表明している見解を継承するもの」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年十一月十一日の衆議院予算委員会における御指摘の高市内閣総理大臣の答弁、衆議院議員齊藤鉄夫君提出非核三原則に関する質問に対する答弁書(令和七年十一月二十五日内閣衆質二一九第七二号。以下「七二号答弁書」という。)二及び三についての答弁及び同月二十六日の国家基本政策委員会合同審査会における御指摘の同内閣総理大臣の答弁において、それぞれ述べているとおりである。

二について

「これは、どちらが正しいのか。非核三原則を見直す考えはない、ということではないか。」とお尋ねについては、令和七年十一月十一日の衆議院予算委員会における御指摘の高市内閣総理大臣の答弁、七二号答弁書二及び三についての答弁及び同月二十六日の国家基本政策委員会合同審査会における御指摘の同内閣総理大臣の答弁について、いずれも「正しい」と認識している。また、「明示的以外の見直しの指示又は見直しの示唆をした事実がある」という意味か」とのお尋ねについては、お尋ねの意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねについては、衆議院議員逢坂誠二君提出ドナルド・トランプ氏のアメリカ合衆国大統領選挙当選にともなう日本政府の対応に関する質問に対する答弁書(平成二十八年十一月十八日内閣衆質一九二第一二九号三)についてにおいて、「我が国は、非核三原則を国是として堅持している」と述べているとおりである。

四について
お尋ねについては、昭和五十一年五月二十一日の参議院外務委員会において、宮澤外務大臣(当時)が「ただいま採択されました決議につきましては、政府として、本件決議が委員会の全会一致をもって可決されたことを十分踏まえつつ施策を講じてまいるべく最善の努力を払う決意でございます。」と述べているとおりである。

五について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「核搭載艦船・航空機」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国としては、非核三原則の下で、核兵器の我が国への持込みは認めていない。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「緊急事態以外の、平時において」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年十一月二十六日の国家基本政策委員会合同審査会において、高市内閣総理大臣が「二〇一〇年当時の、民主党政権時代でしたが、岡田外務大臣の答弁を引き継いでおります。つまり、緊急事態が発生し、核の一時寄港ということ認めないと日本の安全が守れないというような事態が発生したとすれば、そのときの政権が政権の

令和七年十二月十一日 衆議院会議録第八号 議長報告 令和七年度一般会計補正予算(第一号)及び同報告書

命運を懸けて決断し、国民に説明するという御答弁でございました。」と答弁しているとおりである。

令和七年十一月二十八日提出
質 問 第 九 七 号

高市首相の防衛国債についての国会答弁に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

高市首相の防衛国債についての国会答弁に関する質問主意書

昭和四十年十二月二十四日の衆議院予算委員会で、当時の福田赳夫蔵相は「公債を軍事的に活用するということは絶対にいたしません。公債を財源として行なう事業は、軍事費を除いた公共的投資だけにこれを使う」と明確に答弁し、その後政府答弁もこの方針を踏襲していた。その理由として、当時立法に関わった大蔵省主計局法規課長の平井平治氏は、「財政法逐条解説第三版」で「財政を通じて戦争危険の防止を狙いとしている規定である。公債のないところに戦争はないと断言し得る」と記した。その後も、大蔵事務次官を務めた小村武氏は「予算と財政法五訂版」で「財政法の健全財政主義の原則は、戦前の軍事費調達のための巨額の公債発行の反省が一つの契機であったともいわれている」と述べている。

令和七年十一月七日の衆議院予算委員会で長妻昭が「高市首相が防衛国債に含み」との報道を受け

て防衛国債について質したところ、高市早苗首相からは「防衛国債をつくるということとは申し上げておりません」との答弁があった。そこでお尋ねする。

一 防衛国債は発行しないという理解でよろしいか、内閣の見解をご教示願いたい。

二 国債で防衛費を賄う事実上の「防衛国債」(ネーミングは別として)についても発行をしないということか、内閣の見解をご教示願いたい。

三 高市首相から「防衛国債はつくらない」との趣旨の答弁があったが、それは何故なのか理由をお示し願いたい。

四 昭和四十年十二月二十四日衆議院予算委員会で当時の福田蔵相の「公債を軍事的に活用する」ということは絶対にいたしません」との答弁は現在も政府の見解として維持されているのか。維持されていないとすれば、なぜ、どのように見解を変えたのか、内閣の見解をご教示願いたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第九七号

令和七年十二月九日

衆議院議長 額賀福志郎殿

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議員長妻昭君提出高市首相の防衛国債についての国会答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出高市首相の防衛国債についての国会答弁に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「国債で防衛費を賄う事実上の「防衛国債」(ネーミングは別として)及び「それは何故なのか理由」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、令和七年十一月七日の衆議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「防衛国債という名前にする」と申し上げているわけではございません。(中略)新たな財源調達の手法というものを考えているというのはいは事実でございます。ただ、防衛国債をつくるということは申し上げておりません」と答弁しているとおりであります。

昭和四十年十二月二十四日の衆議院予算委員会における福田大蔵大臣(当時)の「公債を軍事的に活用する」ということは絶対にいたしません。公債を財源として行なう事業は、軍事費を除いた公共的投資だけにこれを使う。したがって、軍事的と公債の発行とは何らの関係のないということをはっきり申し上げます。」との答弁に関しては、防衛関係費の財源に公債発行収入を充てることについて、令和五年三月八日の参議院本会議において、鈴木財務大臣(当時)が「昨年十二月に閣議決定した国家安全保障戦略等において、防衛力の抜本的強化を補完する取

組として、防衛省と海上保安庁との連携や公共インフラ等が明確に位置付けられた中で、海上保安庁の船舶等が建設公債の発行対象であることを踏まえ、安全保障に係る経費全体で総合的な考え方を取る観点から、防衛省・自衛隊の施設整備や艦船建造に係る経費について建設公債の発行対象として整理することとしました。これは、従来であれば赤字国債を発行していた経費について、建設公債に振り替えることとなるものであり、防衛関係費の増額の財源とするためのものではありません。さらに、一般の防衛力の抜本的強化に当たっては、必要となる財源は単純に赤字国債で賄うのではなく、税外収入の確保など、あらゆる工夫を行うこととしており、実際、令和五年度予算においては、防衛関係費の増額分一・四兆円に対応する財源は公債には依存しておりません。このように、一般の防衛力の抜本的強化に際しては、公債発行に依存せず、財政規律との両立も図っており、防衛関係費が歯止めなく増加することにはならない、そのような考え方をしております。」と答弁したとおりである。

令和七年度一般会計補正予算(第一号)

右
国会に提出する。

令和七年十二月八日

内閣総理大臣 高市 早苗

令和7年度一般会計補正予算

予算総則 正

第1条 既定の令和7年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	令和7年度成立予算額(千円)	補正額			改令和7年度予算額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
歳入	115,197,845,248	18,636,865,642	△ 333,491,063	18,303,374,579	133,501,219,827
歳出	115,197,845,248	19,498,395,125	△ 1,195,020,546	18,303,374,579	133,501,219,827

第2条 「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定は、「乙号継続費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第15条第1項の規定により令和7年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第5条 「財政法」第28条の規定により、「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「継続費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添付する。

第6条 令和7年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により令和7年度において公債を発行することができる限度額「6,791,000,000千円」を「10,330,000,000千円」に改める。

2 令和7年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第3条第1項の規定により令和7年度において公債を発行することができる限度額「21,856,072,460千円」を「30,013,072,460千円」に改める。

第7条 令和7年度一般会計予算総則第7条の公共事業費の範囲の表中、所管裁判所、組織裁判所及びそれに係る項の欄の後にそれぞれ「会計検査院」、「会計検査院」を、「会計検査院施設費」の欄に加え、所管内閣府、組織内閣本府に係る項の「内閣本府施設費」の次に、「独立行政法人国立公文書館施設整備費、地方創生地産業基盤整備事業推進費」を加え、組織内閣本府及びそれに係る項の「独立行政法人国立行政法人北方領土問題対策協会施設整備費」を加え、組織警察庁に係る項の「交通警察費(都道府県警察施設整備費補助金)」の次に「及び都道府県警察施設災害復旧

費補助金」を加え、組織個人情報保護委員会及びそれに係る項の「金融庁」、「金融庁施設費」を加え、所管外務省、組織外務本省に係る項の「外務本省施設費」の次に、「独立行政法人国際交流基金施設整備費」を加え、所管財務省、組織国税庁に係る項の「国税庁施設費」の次に、「独立行政法人酒類総合研究所施設整備費」を加え、所管文部科学省、組織文部科学本省に係る項の「独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費」の前に「文部科学本省施設費、教育政策推進費(放送大学学園施設整備費補助金に限る。)、独立行政法人教職員支援機構施設整備費、独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費、独立行政法人国立高等専門学校機構船舶建造費」を、「私立学校振興費」の次に「私立学校建物其他災害復旧費補助金及び」を、「私立学校振興費(私立学校施設整備費補助金に限る。)」の次に、「科学技術・学術政策推進費(地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金に限る。)、研究振興費(特定先端大型研究施設整備費補助金に限る。)」を、「国立大学法人施設整備費」の次に、「国立研究開発法人物質・材料研究機構施設整備費」を、「国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費」の次に、「国立研究開発法人理化学研究所施設整備費」を、「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費」の次に、「国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費」を、「国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費」の次に、「国立研究開発法人海洋研究開発機構施設整備費」を、「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費」の次に、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費」を、「公立文庫施設整備費」の次に、「独立行政法人日本学生支援機構施設整備費」を加え、組織文部科学本省及びそれに係る項の「文化財保存施設整備費」の次に、「独立行政法人国立科学博物館施設整備費」を、「独立行政法人国立美術館施設整備費」の次に、「独立行政法人国立文化財機構施設整備費、独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費」を加え、所管厚生労働省、組織厚生労働本省に係る項の「厚生労働本省施設費」の次に、「独立行政法人国立病院機構施設整備費」を、「国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費」の次に、「国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費」を、「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費、国立健康危機管理研究機構施設整備費」を、「医療提供体制基盤整備費(医療施設等施設整備費補助金)」の次に、「医療施設等災害復旧費補助金」を、「保健衛生施設整備費」の次に、「昭和館施設費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費」を、「介護保険制度運営推進費」の次に「社会福祉施設等災害復旧費補助金及び」を加え、所管農林水産省、組織農林水産本省に係る項の「農林水産本省施設費」の次に、「新市場創出対策費(新市場創出対策整備費補助金に限る。)」を、「国産農産物生産基盤強化等対策費」の次に「国

産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金、国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金」を、「国産農産物生産基盤強化等対策費(新基本計画実装・農業構造転換支援地方公共団体整備費補助金)の次に「及び国産農産物生産基盤強化等対策交付金」を加え、組織水産庁に係る項の「国立研究開発法人水産研究・教育機構船舶建造費」の前に「国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費」を加え、「船船建造費」の次に「水産業振興対策費(水産業振興対策地方公共団体整備費補助金に限る。)」を、「漁港施設災害復旧事業費」の次に「漁港施設災害復旧事業工諸費」を加え、所管経済産業省、組織経済産業本省に係る項の「工業用水道事業費」の次に「独立行政法人日本貿易振興機構施設整備費」を、「国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費」の次に「独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費」を加え、組織産業保安監督官署及びそれに係る項の下段にそれぞれ「中小企業庁」、「中小企業政策推進費(中小企業特定施設等災害復旧費補助金に限る。)」を加え、所管国土交通省、組織国土交通本省に係る項の「海岸事業費」の次に「独立行政法人航空大学校施設整備費」を、「社会資本整備円滑化地籍整備事業費」の次に「独立行政法人海技教育機構施設整備費」を、「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費」の次に「独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費」を加え、所管環境省、組織環境本省に係る項の「環境保健対策推進費(水保病総合対策施設整備費補助金に限る。)」の次に「環境調査研修所施設費」を、「廃棄物処理施設整備事業調査諸費」の次に「自然公園等施設災害復旧事業費」を加える。

第8条 令和7年度一般会計予算総則第10条第1項の復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲の表中、主管農林水産省の前に

内閣府	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入
財務省	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入
					東日本大震災復興前年度剰余金受入(「財政法」第6条の純剰余金の受入に限る。)

を加え、

農林水産省	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入
					東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金 東日本大震災復興公共事業費負担金

を

農林水産省	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入
					東日本大震災復興雑納付金 東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金 東日本大震災復興公共事業費負担金

に改め、主管農林水産省の次に

経済産業省	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入
					東日本大震災復興弁償及返納金 東日本大震災復興雑入

を加える。

第9条 令和7年度一般会計予算総則第11条の防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源に充てる収入の範囲の表中

財務省	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入
					防衛力強化特別会計受入金 防衛力強化前年度剰余金受入

に改める。

第10条 令和7年度一般会計予算総則第12条第2項に定める「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条の3の規定により令和7年度において国際復興開発銀行に設けられる銀行加盟国の復興又は開発を支援するための基金に充てるため拠出することができる金額の限度(外国貨幣換算率により換算した金額が300,000,000千円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額)を「外国貨幣換算率により換算した金額が600,000,000千円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額」に改める。

第11条 令和7年度一般会計予算総則第13条第1項の債務保証契約の限度額の表中

2	株式会社国際協力銀行 イ 社債のうち次に掲げるものに係る債務 (1) 外貨をもって支払われるもの (2) 本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	「国際復興開発銀行等からの外貨の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項 「株式会社国際協力銀行法」第35条第1項	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が1,672,000,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減価基金等に払い込むべき金額に相当する金額
---	--	---	--

を

2 株式会社国際協力銀行 社債のうち次に掲げ るものに係る債務 (1) 外貨をもって支払 われるもの (2) 本邦通貨をもって 支払われる社債のう ち外国において発行 するもの	「国際復興開発銀行等か らの外貨の受入に関する 特別措置に関する法律」 第2条第2項 「株式会社国際協力銀行 法」第35条第1項	(1)に掲げる社債であつては外貨表示 の額面を外国貨幣換算率により換算 した金額の総額及び(2)に掲げる社債 にあつては本邦通貨表示の額面総額 の合計額が6,922,000,000千円に相当 するこれらの社債に係る金額並びに その利息及び元本の期限前任意償還 に伴い支払うべき加算金その他引受 契約に基づき支払うべき手数料等の 経費に相当する金額並びに減債基金 等に払い込むべき金額に相当する金 額
--	---	--

を

6 独立行政法人エネル ギー・金属鉱物資源機構 エネルギー・金属鉱物資 源債券及び借入金に係る 債務	「独立行政法人エネル ギー・金属鉱物資源機構 法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額 1,852,600,000千円並びにその利息に 相当する金額
6 独立行政法人エネル ギー・金属鉱物資源機構 エネルギー・金属鉱物資 源債券及び借入金に係る 債務	「独立行政法人エネル ギー・金属鉱物資源機構 法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額 1,868,100,000千円並びにその利息に 相当する金額

に改める。
第12条 令和7年度一般会計予算総則第15条の予算の移替えの表中、所管内閣府、組織内閣本府に係
る項の「地方創生支援費」の次に、「物価高騰対応地方創生推進費、地方創生地域産業基盤整備事業
推進費」を加える。

甲号 歳入歳出予算補正
歳 入

主 管 所	部	入 入	款	項	補 正			差 引
					追 加	額 (千円)	修 正 減 少	
裁 判 所	雑 収	入 入	諸 収	雑 入	34,917,651	0	34,917,651	34,917,651
					34,917,651	0	34,917,651	34,917,651
内 閣 府	雑 収	入 入	納 付 収	雑 納 付 金	54,076,730	854,310	53,222,420	53,222,420
					10,202,691	854,310	9,348,381	9,348,381
デジタル庁	雑 収	入 入	諸 収	特別会計受入金 弁償及返納金 東日本大震災復興物 品売払収入	43,874,039	0	43,874,039	43,874,039
					15,139,439	0	15,139,439	15,139,439
					28,734,145	0	28,734,145	28,734,145
					455	0	455	455
					2,801,145	0	2,801,145	2,801,145
					2,801,145	0	2,801,145	2,801,145

総務省	雑収入	納付金	弁償及返納金				
外務省	雑収入	諸収入	雑納付金	20,684,230	△	371,070	20,313,160
			弁償及返納金	0	△	371,070	371,070
			特定基地局開設料収入	20,684,230		0	20,684,230
				15,884,230		0	15,884,230
				4,800,000		0	4,800,000
財務省	租税及印紙収入	租税	許可及手数料	19,914,149		0	19,914,149
				19,914,149		0	19,914,149
				3,211,000,000	△	332,000,000	2,879,000,000
			所得人統稅	1,993,000,000		0	1,993,000,000
			酒揮関稅	351,000,000		0	351,000,000
			消費稅	232,000,000		0	232,000,000
				635,000,000		0	635,000,000
				0	△	62,000,000	△
				0	△	176,000,000	△
				0	△	94,000,000	△
				939,982		0	939,982
				939,982		0	939,982
	政府資産整理収入	回収金等収入	政府出資回収金収入	59,405,769	△	31,788	59,373,981
				17,890,408		0	17,890,408
			利子収入	8,584,143		0	8,584,143
			配当収入	9,306,265		0	9,306,265
				5,486,890	△	31,788	5,455,102
			独立行政法人造幣局納付金	1,807,652		0	1,807,652
			雑納付金	3,679,238	△	31,788	3,647,450
				36,028,471		0	36,028,471
			特別会計受入金	63		0	63
			懲罰及没収金	1,389,604		0	1,389,604
			雑収入	34,638,804		0	34,638,804
				11,696,000,000		0	11,696,000,000
				11,696,000,000		0	11,696,000,000
				3,539,000,000		0	3,539,000,000

沖繩開発事業費	15,895,750	0	15,895,750
共生社会政策推進費	148,662	0	148,662
孤独・孤立対策推進費	727,000	0	727,000
就職氷河期世代等支援推進費	2,146,008	0	2,146,008
重要土地等調査費	617,267	0	617,267
経済安全保障確保推進費	787,220	2,691	784,529
男女共同参画社会形成促進費	1,805,935	0	1,805,935
公益法人制度適正運営推進費	38,832	0	38,832
经济社会総合研究所	123,303	△	123,285
計	2,158,885,378	493,937	2,158,391,441
地方創生推進事務局	1,330,099	△	1,323,340
地方創生推進費	51,200,000	0	51,200,000
特定地域づくり事業推進費	80,000	0	80,000
計	52,610,099	△	52,603,340
知的財産戦略推進事務局	298,034	△	295,315
科学技術・イノベーション推進事務局	13,232,618	△	13,231,111
科学技術イノベーション創造推進費	59,298,956	0	59,298,956
計	72,531,574	△	72,530,067
健康・医療戦略推進事務局	486	△	5,853
宇宙開発戦略推進事務局	17,120,000	△	17,069,804
宇宙開発利用推進費	1,770,000	0	1,770,000
計	18,890,000	△	18,839,804
北方対策本部	2,006	△	3,055
独立行政法人北方領土問題対策協会施設整備費	122,802	0	122,802
計	124,808	△	119,747
総合海洋政策推進事務局	0	△	38,147
海洋開発等重点戦略推進費	699,524	0	699,524
有人国境離島政策推進費	650,000	0	650,000
計	1,349,524	△	1,311,377
国際平和協力本部	65,457	△	15,564
日本学術交流センター	750,687	△	743,488
官民人材交流センター	13,918	△	13,008
沖繩総合事務局	238,392	△	186,509
沖繩治水事業工事諸費	21,912	△	20,588
沖繩道路整備事業工事諸費	41,526	△	35,733

沖繩港湾空港整備事業工事諸費	19,160	△	5,228	13,932	
沖繩道路環境整備事業工事諸費	5,930	△	13	5,917	
沖繩国営公園事業工事諸費	10,229	△	11	10,218	
沖繩農業農村整備事業工事諸費	9,214	△	14,481	5,267	
沖繩水産基盤整備事業調査諸費	0	△	6	6	
計	346,363	△	78,739	267,624	
宮内委員会	806,492	△	62,252	834,240	
宮内委員通設	433,286	△	126,125	307,161	
宮内警察	3,836,277	△	247,446	3,588,831	
宮内警察施設	2,440,298		0	2,440,298	
警察生活安全警察	45,264		0	45,264	
警察交通警察	25,969		0	25,969	
警察皇宮警察本部	1,185,314		0	1,185,314	
警察皇宮警察本部	35,478	△	30,970	4,508	
警察情報通信研究	475,379	△	24,364	451,015	
警察情報通信研究	423,373	△	0	423,373	
警察情報通信研究	15,259,964	△	9,270	15,250,694	
警察情報通信研究	67,831	△	630	67,201	
警察活動基盤整備	16,922,723		0	16,922,723	
計	40,717,870	△	312,680	40,405,190	
個人情報保護委員会	6,743	△	92,226	85,483	
個人情報保護委員会	33,614	△	146,840	113,226	
個人情報保護委員会	1,259,304	△	95,316	1,163,988	
個人情報保護委員会	293,184		0	293,184	
計	2,339,413	△	8,946	2,330,467	
計	3,891,901	△	104,262	3,787,639	
計	200,841	△	180,637	20,204	
計	2,191,000	△	7,062	2,183,938	
計	439,774		0	439,774	
計	2,831,615	△	187,699	2,643,916	
計	369,404	△	126,219	243,185	
計	9,581,524	△	1,418	9,580,106	
計	16,944,799		0	16,944,799	

令和七年十二月十一日 衆議院会議録第八号 令和七年度一般会計補正予算(第一号)及び同報告書

更生保護官署	更生保護官署共通費	631,683	△	71,107	560,576
更生保護官署	更生保護活動費	289,300	△	2,072	287,228
法務局	法務局共通費	920,983	△	73,179	847,804
法務局	登記事務処理費	1,341,359	△	946,540	394,819
法務局	国籍等事務処理費	1,152,543	△	0	1,152,543
出入国在留管理庁	国籍等事務処理費	995,411	△	0	995,411
出入国在留管理庁	人権擁護活動費	90,585	△	0	90,585
出入国在留管理庁	計	3,579,898	△	946,540	2,633,358
出入国在留管理庁	出入国在留管理庁共通費	2,130,046	△	40,660	2,089,386
出入国在留管理庁	出入国管理企画調整推進費	726,829	△	2,327	724,502
出入国在留管理庁	出入国管理業務費	595,370	△	0	595,370
出入国在留管理庁	計	3,452,245	△	42,987	3,409,258
公安審査委員庁	公安審査委員共通費	1,669	△	880	789
公安審査委員庁	公安調査庁共通費	538,062	△	37,430	500,632
公安審査委員庁	公安調査庁等調査破壊の団体等調査費	469,321	△	0	469,321
公安審査委員庁	計	1,007,383	△	37,430	969,953
外務省	外務省共通費	70,644,208	△	2,107,154	68,537,054
外務省	外務省施設費	8,212,509	△	372,331	7,840,178
外務省	外務省別費	891,937	△	0	891,937
外務省	地域別費	11,387,465	△	0	11,387,465
外務省	分野別費	43,355,806	△	198,927	43,156,879
外務省	広報文化交流及報道対策費	1,593,512	△	0	1,593,512
外務省	独立行政法人国際交流基金運営費	1,638,545	△	0	1,638,545
外務省	独立行政法人国際交流基金施設整備費	867,803	△	0	867,803
外務省	独立行政法人国際協力機構領事協力費	195,124	△	4,795	190,329
外務省	独立行政法人国際協力機構運営費	99,779,124	△	0	99,779,124
外務省	独立行政法人国際協力機構施設整備費	8,209,048	△	0	8,209,048
外務省	計	35,891	△	0	35,891
外務省	計	176,166,764	△	576,053	175,590,711
外務省	在外公館共通費	2,937,786	△	1,532,669	1,405,117
外務省	在外公館施設費	3,776,573	△	0	3,776,573
外務省	在地区別費	0	△	32,565	32,565
外務省	在外公館別費	498,000	△	235	497,765
外務省	広報文化交流及報道対策費	453,477	△	0	453,477

	国立研究開発法人理化学研究所運営費	1,449,800	0	0	1,449,800
	国立研究開発法人理化学研究所施設整備費	9,975,840	0	0	9,975,840
	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費	778,506	0	0	778,506
	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費	6,825,597	0	0	6,825,597
	国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費	6,530,220	0	0	6,530,220
	南極地域観測事業費	0	△	4,919	4,919
	電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費工不レキ一対策特別会計へ繰入	23,578,295	0	0	23,578,295
	国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費	3,723,900	0	0	3,723,900
	国立研究開発法人海洋研究開発機構施設整備費	911,180	0	0	911,180
	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	17,981,916	0	0	17,981,916
	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	1,882,489	0	0	1,882,489
	国立研究開発法人日本原子力研究所運営費	1,446,288	0	0	1,446,288
	国立研究開発法人日本原子力研究所施設整備費	1,067,818	0	0	1,067,818
	公立文教施設整備費	270,995,270	0	0	270,995,270
	文化振興費	0	△	17,500	17,500
	国際交流・協力推進費	337,535	△	203,554	133,981
	独立行政法人日本学生支援機構施設整備費	522,769	0	0	522,769
	計	1,540,121,340	△	350,001	1,539,771,339
文部科学本省所轄機関	国立教育政策研究所	642,130	0	0	642,130
	科学技術・学術政策研究所	4,209	△	19,668	15,459
	日本学士院	1,522	△	17,540	16,018
	日本学士院施設費	191,300	0	0	191,300
	計	839,161	△	37,208	801,953
又ホ一ツ庁共通興費	又ホ一ツ庁共通興費	36,857	△	8,551	28,306
又ホ一ツ庁振興費	又ホ一ツ庁振興費	1,083	0	0	1,083
	又ホ一ツ庁振興費	19,967,477	0	0	19,967,477

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費	305,990	0	0	305,990
感染症対策費	142,609,620	0	0	142,609,620
国立健康危機管理研究機構運営費	473,825	0	0	473,825
国立健康危機管理研究機構施設整備費	2,162,156	0	0	2,162,156
特定疾患等対策費	558,216	△	696	557,520
移植医療推進費	1,265,807	0	0	1,265,807
医薬品承認審査等推進費	576,190	0	0	576,190
医薬品安全対策等推進費	3,589,387	0	0	3,589,387
医薬品適正使用推進費	346,081	0	0	346,081
血液製剤対策費	884,439	0	0	884,439
医療技術実用化等推進費	126,232,048	0	0	126,232,048
医療提供体制基盤整備費	394,300,232	0	0	394,300,232
医療保険給付諸費	72,329,121	△	2,384,546	69,944,575
地域保健増進対策費	88,845	0	0	88,845
健康増進対策費	3,154,320	△	54	3,154,266
健康危機管理推進費	105,685	0	0	105,685
食品等安全確保対策費	192,264	0	0	192,264
麻薬・覚醒剤等対策費	35,926	0	0	35,926
化学物質安全対策費	28,000	0	0	28,000
生活衛生対策費	688,282	0	0	688,282
中小企業最低賃金引上げ支援対策費	35,249,129	0	0	35,249,129
特定石綿被害施設業務労働者等給付金等支給諸費	0	△	4,243	4,243
高齢者等雇用安定・促進費	458,849	0	0	458,849
障害者等職業能力開発支援費	408,720	0	0	408,720
生活保護等対策費	185,054,551	△	5,792,915	179,261,636
自殺対策費	2,105,500	0	0	2,105,500
社会福祉施策費	1,508,839	0	0	1,508,839
遺族及留守家族等援護費	67,125	△	198,192	131,067
戦没者慰霊事業費	343,981	0	0	343,981
昭和館施設費	533,904	0	0	533,904
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	95,668	0	0	95,668
社会福祉施設整備費	11,377,211	0	0	11,377,211

	独立行政法人福祉医療機構運営費	1,600,753	0	1,600,753	
	独立行政法人福祉医療機構出資	90,218,629	0	90,218,629	
	障害保健福祉費	171,120,682	0	171,120,682	
	公的年金制度等運営諸費	10,465,005	0	10,465,005	
	高齢者日常生活支援等推進費	80,000	0	80,000	
	介護保険制度運営推進費	303,633,935	0	302,057,754	
	業務取扱費年金特別会計へ繰入	818,159	0	818,159	
	国際機関活動推進費	32,196,149	0	32,196,149	
	厚生労働調査研究等推進費	11,255,058	132	11,254,926	
	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費	1,113,058	0	1,113,058	
	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費	2,988,761	0	2,988,761	
	社会保障・税番号活用推進費	2,388,318	0	2,388,318	
	計	2,281,315,578	10,364,664	2,270,950,914	
	検疫業務等実施費	115,033	333,581	218,548	
	計	501,049	0	501,049	
	国立ハンセン病療養所共通費	616,082	333,581	282,501	
	国立ハンセン病療養所施設費	322,329	894,870	572,541	
	国立ハンセン病療養所運営費	2,375,750	0	2,375,750	
	計	309,791	0	309,791	
	厚生労働本省試験研究所共通費	3,007,870	894,870	2,113,000	
	厚生労働本省試験研究所施設費	879,059	141,039	738,020	
	厚生労働本省試験研究所試験研究費	439,580	0	439,580	
	計	29,215	0	29,215	
	国立障害者リハビリテーションセンター共通費	1,347,854	141,039	1,206,815	
	国立障害者リハビリテーションセンター施設費	12,374	58,178	45,804	
	国立障害者リハビリテーションセンター運営費	197,577	0	197,577	
	計	0	5,514	5,514	
	地方厚生局共通施設費	209,951	63,692	146,259	
	地方厚生局施設費	413,526	82,535	330,991	
	計	6,902	0	6,902	

農 林 水 産 省	都 道 府 県 労 働 局	麻薬・覚醒剤等対策費	391,037	△	0	391,037	
		計	811,465	△	82,535	728,930	
農 林 水 産 省	中 央 労 働 委 員 会	都道府県労働局共通費	3,226,607	△	1,049,135	2,177,472	
		都道府県労働局施設費	58,089	0	0	58,089	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	労働条件確保・改善対策費	0	△	5,180	5,180	
		若年者等職業能力開発支援費	179,242	0	0	179,242	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	計	3,463,938	△	1,054,315	2,409,623	
		中央労働委員会共通費	25,073	△	26,607	1,534	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	管補正額合計	2,290,797,811	△	12,961,303	2,277,836,508	
		農林水産本省共通費	6,648,459	△	508,806	6,139,653	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	農林水産本省施設費	228,448	0	0	228,448	
		農林水産本省創出対策費	8,134,800	0	0	8,134,800	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	農林水産物・食品輸出促進対策費	21,741,693	0	0	21,741,693	
		消費者・食農連携深化対策費	630,000	0	0	630,000	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	食品の安全・消費者の信頼確保対策費	28,999	0	0	28,999	
		食料安全保障確立対策費	7,610,241	△	230,706	7,379,535	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	担い手育成・確保等対策費	55,707,972	△	1,908	55,706,064	
		共済掛金国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	0	△	79,693	79,693	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	農地集積・集約化等対策費	20,550,000	0	0	20,550,000	
		農業生産基盤整備推進費	14,870,000	0	0	14,870,000	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	海岸事業費	1,377,700	0	0	1,377,700	
		国産農産物生産基盤強化等対策費	242,567,682	0	0	242,567,682	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	独立行政法人家畜改良センター施設整備費	900,000	0	0	900,000	
		農業・食品産業強化対策費	8,144,000	0	0	8,144,000	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	農林水産政策研究所	8,220	△	47,497	39,277	
		農林水産環境政策推進費	4,000,000	0	0	4,000,000	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	農村整備推進対策費	100,000	0	0	100,000	
		農業農村整備事業費	153,694,000	0	0	153,694,000	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	0	△	6,410	6,410	
		農山漁村活性化対策費	9,725,000	0	0	9,725,000	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	農林水産統計調査費	150,000	0	0	150,000	
		風水害等対策費	15,805	0	0	15,805	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	農業農村整備事業調査諸費	0	△	8,513	8,513	

農林水産本省検査指導機関	農業施設災害復旧事業費 農業施設災害関連事業費 計	45,947,700 682,000 603,462,719	△ △ △	0 0 883,533	△ △ △	45,947,700 682,000 602,579,186
農林水産本省検査指導所	農林水産本省検査指導所施設費	686,517	△	117,526	△	568,991
農林水産技術会議	計	172,053	△	0	△	172,053
	農林水産技術会議共通費	858,570	△	117,526	△	741,044
	農林水産業イノベーション創出・技術開発推進費	95,522	△	15,635	△	79,887
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	2,020,000	△	0	△	2,020,000
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	12,280,000	△	0	△	12,280,000
	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備費	4,484,327	△	0	△	4,484,327
地方農政局	計	190,673	△	0	△	190,673
	地方農政局	19,070,522	△	15,635	△	19,054,887
	海岸事業工事諸費	0	△	1,613,168	△	1,613,168
	農業農村整備事業工事諸費	328	△	19,149	△	18,821
	農業施設災害復旧事業等工事諸費	542,846	△	475,617	△	67,229
	計	25,300	△	0	△	25,300
北海道農政事務所	北海道農政事務所	568,474	△	2,107,934	△	1,539,460
林野庁共通費	林野庁共通費	96,321	△	86,448	△	9,873
国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費	国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費	1,283,103	△	219,054	△	1,064,049
森林整備・保全費	森林整備・保全費	1,039,500	△	0	△	1,039,500
治山事業費	治山事業費	899,700	△	0	△	899,700
森林整備事業費	森林整備事業費	29,246,000	△	0	△	29,246,000
信託管理特別会計繰入	信託管理特別会計繰入	46,096,076	△	0	△	46,096,076
林業振興対策費	林業振興対策費	0	△	381,161	△	381,161
治山事業工事諸費	治山事業工事諸費	2,522,000	△	0	△	2,522,000
森林整備事業工事諸費	森林整備事業工事諸費	21,944,800	△	0	△	21,944,800
山林施設災害復旧事業費	山林施設災害復旧事業費	102,414	△	51,526	△	50,888
山林施設災害関連事業費	山林施設災害関連事業費	217,615	△	59,223	△	158,392
	山林施設災害関連事業費	24,008,316	△	0	△	24,008,316
	山林施設災害関連事業費	5,244,000	△	0	△	5,244,000

山林施設災害復旧事業等工事 諸費	30,684	0	30,684	
計	132,634,208	△	131,923,244	
水産庁共通費	293,395	△	197,981	
食料安全保障確立対策費	120,000	0	120,000	
国立研究開発法人水産研究・ 教育機構施設整備費	226,463	0	226,463	
水産資源管理対策費	2,478,700	0	2,478,700	
船舶建造対策費	1,931,750	0	1,931,750	
水産業振興対策費	82,861,786	△	82,849,094	
保険料国庫負担金等食料安定 供給特別会計へ繰入	0	656	656	△
漁村活性化対策費	1,834,163	0	1,834,163	
海岸事業費	1,117,300	0	1,117,300	
水産業強化対策費	900,000	0	900,000	
水産基盤整備費	13,313,000	0	13,313,000	
漁港施設災害復旧事業費	13,194,205	0	13,194,205	
漁港施設災害復旧事業工事諸 費	795	0	795	
漁港施設災害関連事業費	514,000	0	514,000	
計	118,785,557	△	118,676,795	
管補正額合計	875,476,371	△	871,445,569	
経済産業省	1,482,857	△	1,218,174	
経済産業省本省推進費	0	5,000	5,000	△
経済産業省本省推進費	413,186,111	△	413,159,508	
地域経済政策推進費	506,000	0	506,000	
工業用水道事業費	1,192,000	0	1,192,000	
対外経済政策推進費	193,941,281	△	193,925,896	
独立行政法人日本貿易振興機 構運営費	15,231,198	0	15,231,198	
独立行政法人日本貿易振興機 構施設整備費	935,000	0	935,000	
産業技術・環境・産業標準政 策推進費	110,279,556	0	110,279,556	
国立研究開発法人日本原子力 研究開発機構出資	4,600,000	0	4,600,000	
国立研究開発法人産業技術総 合研究所運営費	5,182,402	0	5,182,402	
国立研究開発法人産業技術総 合研究所施設整備費	29,066,924	0	29,066,924	

独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	717,430	0	717,430	
情報処理・サービス・製造産業振興費	182,863,902	△	182,802,715	
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費	53,467,270	0	53,467,270	
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構出資	40,000,000	0	40,000,000	
独立行政法人情報処理推進機構運営費	5,865,936	0	5,865,936	
産業保安確保費	1,273,811	△	1,266,503	
計	1,059,791,678	△	1,059,411,512	
経済産業局	352,714	△	284,738	
資源エネルギー庁	758	△	108,311	
資源エネルギー庁共通費	56,514	△	81,069	
鉱物資源安定供給確保費	1,626,814	0	1,626,814	
燃料安定供給対策費	3,000,000	0	3,000,000	
エネルギー需給構造高度化対策費	529,598,424	0	529,598,424	
石油石炭税財源燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策エネルギー需給構造高度化対策特別会計へ繰入	100,086,881	0	100,086,881	
先端半導体・人工知能関連技術対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	86,277,399	0	86,277,399	
計	720,646,032	△	720,508,449	
中小企業庁	2,395	△	50,678	
中小企業政策推進費	84,401,173	△	84,398,313	
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	339,999,477	0	339,999,477	
独立行政法人中小企業基盤整備機構出資	1,900,000	0	1,900,000	
計	426,303,045	△	426,247,112	
経済産業省	2,207,094,227	△	2,206,343,500	
国土交通省	6,396,473	△	6,066,204	
国土交通本省施設費	99,975	0	99,975	
国土交通本省事業費	20,794,000	0	20,794,000	
住宅対策諸費	1,552,000	0	1,552,000	
住宅市場整備推進費	30,249,960	△	30,249,875	
総合的バリアフリー推進費	8,800	0	8,800	
港湾環境整備事業費	105,000	0	105,000	
国土交通省				
国土交通本省				
経済産業省				
中小企業庁				
経済産業局				
資源エネルギー庁				

道路環境改善事業費	16,849,000			16,849,000
水資源対策事業費	47,476	0	0	47,476
水資源開発事業費	3,052,732	0	0	3,052,732
国営公園等事業費	4,320,618	0	0	4,320,618
都市水環境整備事業費	5,196,387	0	0	5,196,387
上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費	602,605	0	0	602,605
水道施設整備事業費	1,383,532	0	0	1,383,532
下水道施設事業費	3,229,732	0	0	3,229,732
地球温暖化防止等対策費	1,010,361	0	0	1,010,361
市街地防災事業費	67,900	0	0	67,900
住宅防災事業費	101,013,136	0	0	101,013,136
下水道防災事業費	15,061,438	0	0	15,061,438
水害・土砂災害対策費	14,846	0	0	14,846
河川整備事業費	240,858,264	0	0	240,858,264
多目的ダム建設事業費	17,123,138	0	0	17,123,138
総合流域防災事業費	4,963,331	0	0	4,963,331
砂防事業費	47,328,324	0	0	47,328,324
海岸事業費	15,996,698	0	0	15,996,698
公共交通等安全対策費	272,908	0	0	272,908
独立行政法人航空大学校運営費	157,252	0	0	157,252
独立行政法人航空大学校施設整備費	83,978	0	0	83,978
鉄道安全対策事業費	5,144,000	0	0	5,144,000
道路交通安全対策事業費	145,041,281	0	0	145,041,281
総合的物流体系整備推進費	5,756,465	△	55	5,756,410
港湾事業費	72,402,480	0	0	72,402,480
地域連携道路事業費	170,203,000	0	0	170,203,000
整備新幹線建設推進高度化等事業費	135,400	0	0	135,400
都市・地域づくり推進費	4,549,252	0	0	4,549,252
都市再生・地域再生整備事業費	13,583,780	0	0	13,583,780
鉄道網整備推進費	0	△	3,972	3,972
鉄道網整備事業費	1,901,000	0	0	1,901,000
地域公共交通維持・活性化推進費	42,715,451	0	0	42,715,451
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	11,587	0	0	11,587

都市・地域交通整備事業費	189,000		0	189,000
道路交通円滑化推進費	7,778,600		0	7,778,600
道路交通円滑化事業費	65,586,000		0	65,586,000
社会資本整備・管理効率化推進費	659,947	△	3,015	656,932
不動産市場整備等推進費	510,217		0	510,217
建設市場整備推進費	610,061		0	610,061
国土交通統計調査費	110,000		0	110,000
国土調査費	1,370,000		0	1,370,000
社会資本整備円滑化地籍整備事業費	130,000		0	130,000
自動車運送業市場環境整備推進費	439,711		0	439,711
海事産業市場整備等推進費	120,367,753	△	141	120,367,612
独立行政法人海技教育機構運営費	111,221		0	111,221
独立行政法人海技教育機構施設整備費	88,754		0	88,754
国土形成推進費	229,000		0	229,000
社会資本総合整備事業費	414,351,537		0	414,351,537
地理空間情報整備・活用推進費	88,000		0	88,000
離島振興費	1,090,000		0	1,090,000
離島振興事業費	17,862,964		0	17,862,964
北海道総合開発推進費	1,048,629		0	1,048,629
北海道開発事業費	187,046,757		0	187,046,757
技術研究開発推進費	4,972,780		0	4,972,780
国立研究開発法人土木研究所施設整備費	1,195,858		0	1,195,858
国立研究開発法人建築研究所施設整備費	949,414		0	949,414
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所運営費	99,990		0	99,990
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費	1,432,771		0	1,432,771
独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	1,475,307		0	1,475,307
情報化推進費	2,747,323	△	9,903	2,737,420
国際協力費	4,231,103	△	257,762	3,973,341
官庁営繕費	11,738,510		0	11,738,510

附帯・受託工事費	2,031,000		0		2,031,000	
治水海岸事業調査諸費	2,363	△	0		2,363	
港湾事業調査諸費	0	△	621	△	621	
都市水環境整備事業調査諸費	253	△	109		144	
住宅建設事業調査諸費	280	△	0		280	
国営公園等事業調査諸費	0	△	3	△	3	
上下水道事業調査諸費	1,451	△	103		1,348	
河川等災害復旧事業費	397,418,201		0		397,418,201	
住宅施設災害復旧事業費	207,000		0		207,000	
河川等災害関連事業費	94,193,539		0		94,193,539	
自動車安全特別会計へ繰入	574,059,824		0		574,059,824	
自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	4,881		0		4,881	
計	2,915,713,559	△	606,038		2,915,107,521	
国土技術政策総合研究所共通費	139,839	△	36,109		103,730	
国土技術政策総合研究所施設費	1,556,728		0		1,556,728	
技術研究開発推進費	904,800		0		904,800	
治水海岸事業工事諸費	17,818	△	3,832		13,986	
道路整備事業工事諸費	37,543	△	7,527		30,016	
港湾空港整備事業工事諸費	5,735	△	3,867		1,868	
計	2,662,463	△	51,335		2,611,128	
国土地理院共通施設費	300,751	△	31,895		268,856	
国土地理院施設費	312,812		0		312,812	
災害情報整備推進費	2,830,101		0		2,830,101	
地理空間情報整備・活用等推進費	2,634,162		0		2,634,162	
技術研究開発推進費	214,595		0		214,595	
計	6,292,421	△	31,895		6,260,526	
海難審判局共通通費	26,881	△	9,104		17,777	
地方整備局推進費	1,282,703	△	58,978		1,223,725	
地方整備局推進費	61,629	△	71		61,558	
治水海岸事業工事諸費	3,539,375	△	439,110		3,100,265	
道路整備事業工事諸費	3,611,133	△	525,306		3,085,827	
港湾空港整備事業工事諸費	456,386	△	120,603		335,783	
都市環境整備事業工事諸費	455,626	△	97,604		358,022	
国営公園等事業工事諸費	37,961	△	50,325	△	12,364	

河川等災害復旧事業等工事諸費	3,022,079	△	0	3,022,079	
計	12,466,892	△	1,291,997	11,174,895	
北海道開発局共通費	290,166	△	45,899	244,267	
北海道開発局施設費	223,430		0	223,430	
北海道開発行政推進費	107,913		0	107,913	
北海道治水海岸事業工事諸費	367,885	△	47,810	320,075	
北海道道路整備事業工事諸費	745,149	△	105,213	639,936	
北海道港湾空港整備事業工事諸費	98,455	△	30,707	67,748	
北海道都市環境整備事業工事諸費	45,122	△	5,958	39,164	
北海道国営公園等事業工事諸費	324	△	811	487	
北海道農業農村整備事業等工事諸費	297,507	△	85,633	211,874	
北海道災害復旧事業等工事諸費	25,181		0	25,181	
計	2,201,132	△	322,031	1,879,101	
地方運輸局共通費	650,096	△	133,151	516,945	
地方航空局共通費	88,512	△	12,040	76,472	
観光庁共通費	57,631	△	95,126	37,495	
観光振興費	22,251,000	△	49,251	22,201,749	
独立行政法人国際観光振興機構運営費	223,000		0	223,000	
計	22,531,631	△	144,377	22,387,254	
気象官署共通費	819,831	△	302,059	517,772	
気象官署業務費	8,608,180		0	8,608,180	
観測予報等業務費	7,755,399	△	256	7,755,143	
気象研究所	13,395	△	14,850	1,455	
計	17,196,805	△	317,165	16,879,640	
運輸安全委員共通費	291,258	△	19,903	271,355	
海上保安官署施設費	3,743,149	△	114,878	3,628,271	
海上保安官署海上治安対策費	689,639		0	689,639	
船舶交通安全及海上治安対策費	26,345,416		0	26,345,416	
船舶建造費	43,136,120		0	43,136,120	
船舶交通安全基盤整備事業費	8,159,384		0	8,159,384	
船舶交通安全基盤整備事業工事諸費	11,616	△	7,399	4,217	

環 境 省	環 境 省	船舶交通安全基盤災害復旧事業費	185,622	0	185,622
		船舶交通安全基盤災害復旧事業工事諸費	3,378	0	3,378
計		82,274,324	122,277	82,152,047	
環 境 省	国 土 交 通 省	環境補正額合計	3,062,395,974	3,061,313	3,059,334,661
		環境本省共通費	639,347	54,458	584,889
		地球温暖化対策推進費	17,951	0	17,951
		石油石炭税財源工不工不給構造高度化対策工不工不	1,191,259	0	1,191,259
		給構造高度化対策工不工不	52,960,000	0	52,960,000
		地球環境保全費	150,000	0	150,000
		大気・水・土壌環境等保全費	4,150,000	0	4,150,000
		資源循環政策推進費	116,069,406	0	116,069,406
		廃棄物処理施設整備費	65,846,000	0	65,846,000
		生物多様性保全等推進費	6,406,356	2,346	6,404,010
		環境保全施設整備費	1,076,647	0	1,076,647
		自然公園等事業費	4,453,582	0	4,453,582
		化学物質対策推進費	0	2,202	2,202
		環境保健対策推進費	227,322	16,769	210,553
		環境政策基盤整備費	1,894,583	351	1,894,232
		環境調査研究所	35,914	8,494	27,420
		環境調査研究所施設費	47,531	0	47,531
国立研究開発法人国立環境研究所運営費	1,191,000	0	1,191,000		
国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費	520,000	0	520,000		
地域脱炭素推進費	2,000,000	528	1,999,472		
自然公園等事業工事諸費	10,418	24,307	13,889		
自然公園等施設災害復旧事業費	249,000	0	249,000		
陸棄物処理施設災害復旧事業費	847,000	0	847,000		
計		259,983,316	109,455	259,873,861	
環 境 省	所 務 員 会	地方環境事務所共通費	196,911	15,304	181,607
		原子力規制委員会共通費	405,418	22,958	382,460
		原子力安全確保費	846,738	0	846,738
		放射能調査研究費	484,031	799	483,232

防衛省	環境省	補正額合計	△	▽	△	▽
電源開発促進税財源電源利用対策及原子力安全規制対策費工不レキ一対策特別会計△繰入		9,974,377	△	0	9,974,377	
計		11,710,564	△	23,757	11,686,807	
防衛本省共通費	271,890,791	△	148,516	271,742,275		
防衛本省施設費	297,103	△	42,292	254,811		
自衛官給与費	240,483		0	240,483		
防衛力基盤強化推進費	30,801,034		0	30,801,034		
防衛力基盤強化推進費	1,352,359	△	2,411,883	1,059,524		
防衛力基盤強化施設整備費	177,286,366		0	177,286,366		
武器車両等整備費	119,671,115		0	119,671,115		
艦船整備費	1,989,136		0	1,989,136		
艦船建造費	275,200		0	275,200		
航空機整備費	60,270,378		0	60,270,378		
令和4年度潜水艦建造費	5,222,400		0	5,222,400		
令和5年度甲V型警備艦建造費	13,759,566		0	13,759,566		
令和6年度潜水艦建造費	7,880,570		0	7,880,570		
令和6年度甲V型警備艦建造費	2,868,600		0	2,868,600		
令和6年度甲VI型警備艦建造費	45,013,100		0	45,013,100		
令和6年度潜水艦建造費	13,295,900		0	13,295,900		
令和7年度潜水艦建造費	13,442,400		0	13,442,400		
在日米軍等駐留関連諸費	350,358,599		0	350,358,599		
安全保障協力推進費	0	△	24,238	24,238		
計	844,024,309	△	2,478,413	841,545,896		
地方防衛局施設費	0	△	201,436	201,436		
地方防衛局施設費	0	△	21,179	21,179		
計	0	△	222,615	222,615		
防衛力基盤強化推進費	2,884,819	△	382	2,884,437		
防衛力基盤強化施設整備費	302,464		0	302,464		
計	3,187,283	△	382	3,186,901		
防衛省所管補正額合計	847,211,592	△	2,701,410	844,510,182		
歳出補正額合計	19,498,395,125	△	1,195,020,546	18,303,374,579		

乙号 継続費 補正		項	総額 (千円)	年 割 額							事 由
所 管	組 織			令和4年度 (千円)	令和5年度 (千円)	令和6年度 (千円)	令和7年度 (千円)	令和8年度 (千円)	令和9年度 (千円)	令和10年度 (千円)	
				割 額							
防 衛 省	防衛本省	令和4年度潜水艦建造費	75,349,029	184,549	10,425,758	26,056,939	16,927,602	21,754,181	—	令和4年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため	
		既 定	△ 600	0	0	5,222,400	△ 5,223,000	—	—		
		令和5年度甲V型警備艦建造費	119,442,060	—	3,021,908	28,357,091	46,006,348	42,056,713	—	令和5年度甲V型警備艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため	
		既 定	2,276,566	—	0	13,759,566	△ 11,483,000	—	—		
		令和5年度潜水艦建造費	121,718,626	—	3,021,908	28,357,091	59,765,914	30,573,713	—	令和5年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため	
		既 定	81,674,184	5,267,356	14,896,624	17,558,983	12,504,243	31,446,978	—		
		変更増減	485,570	—	0	0	7,880,570	△ 2,881,820	△ 4,513,180	令和5年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため	
		改 定	82,159,754	—	5,267,356	14,896,624	25,439,553	9,622,423	26,933,798		
所 管	組 織	項	総額 (千円)	年 割 額							事 由
				令和6年度 (千円)	令和7年度 (千円)	令和8年度 (千円)	令和9年度 (千円)	令和10年度 (千円)			
		令和6年度甲V型警備艦建造費	198,638,850	1,697,088	30,432,052	39,975,375	66,041,250	60,493,085			
		既 定									

所管	組織	項目	総額 (千円)	年割額						事由
				令和7年度 (千円)	令和8年度 (千円)	令和9年度 (千円)	令和10年度 (千円)	令和11年度 (千円)		
		変更増減 改定	△ 1,400	0	2,868,600	△ 2,868,600	0	△ 1,400	令和6年度甲V型警備艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため	
		既定	198,637,450	1,697,088	33,300,652	37,106,775	66,041,250	60,491,685		
		令和6年度甲VI型警備艦建造費							令和6年度甲VI型警備艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため	
		変更増減 改定	△ 44,900	0	45,013,100	△ 39,311,490	△ 5,701,610	△ 44,900		
		既定	320,899,930	52,590,389	27,986,985	68,126,496	88,142,754	84,053,306		
		令和6年度潜水艦建造費							令和6年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため	
		変更増減 改定	△ 29,100	0	13,295,900	△ 10,097,609	△ 744,483	△ 2,482,908		
		既定	109,493,593	6,267,608	12,302,794	38,390,355	16,232,041	36,300,795		
		令和7年度潜水艦建造費							令和7年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため	
		変更増減 改定	△ 78,600	13,442,400	5,322,895	△ 8,119,505	0	△ 78,600		
		既定	119,396,818	4,522,919	9,419,325	43,454,571	23,240,579	38,759,424		
		令和7年度潜水艦建造費							令和7年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため	
		変更増減 改定	△ 119,318,218	17,965,319	4,096,430	35,335,066	23,240,579	38,680,824		

丙号 繰越明許費補正

所 管	組 織	事 項	所 管	組 織	事 項
国 会	衆 議 院	(項) 衆議院のうち情報処理業務庁費(衆議院ネットワーキングシステム等緊急改修費に限る。)	所 管	組 織	事 項
参 議 院	参 議 院	(項) 参議院のうち情報処理業務庁費(参議院情報ネットワークシステム等緊急改修費に限る。)	内 閣 府	本 府	(項) 委員等旅費(サイバーセキュリティ対策強化事業費に限る。)
国 立 国 会 図 書 館	国 立 国 会 図 書 館	(項) 国立国会図書館のうち国立国会図書館業務庁費(国立国会図書館所蔵資料デジタルアーカイブ整備費に限る。)	内 閣 府	本 府	(項) 庁費(給与制度調査研究費及び国家公務員倫理広報事業費に限る。)
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最高裁判所のうち国有財産管理処分庁費	内 閣 府	本 府	(項) 任用試験費(国家公務員態
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最高裁判所のうち情報処理業務庁費	内 閣 府	本 府	(項) 健康安全管理制度シニア形成等支援推進事業費(及びサイバーセキュリティ事業費に限る。)
裁 判 所	裁 判 所	(項) 裁判庁費(裁判支援機器緊急整備費に限る。)	内 閣 府	本 府	(項) 独立行政法人国立公文書館施設整備費
会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	(項) 会計検査院施設費	内 閣 府	本 府	(項) 独立行政法人国立公文書館施設整備費
会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	(項) 会計検査院施設費のうち諸謝金(領土・主権展示館バレル・アール・推進調査事業費及び地方創生施策実効性向上・横展開調査分析事業費に限る。)	内 閣 府	本 府	(項) 独立行政法人国立公文書館施設整備費
会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	(項) 職員旅費(危機管理センター機能強化事業費及び強化事業費に限る。)	内 閣 府	本 府	(項) 独立行政法人国立公文書館施設整備費
会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	(項) 安全保障業務旅費(サイバーセキュリティ対策強化事業費に限る。)	内 閣 府	本 府	(項) 独立行政法人国立公文書館施設整備費
会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	(項) 環境海外展開準備費(領土・主権展示館機能強化事業費、危機管理センター機能強化事業費及びサイバーセキュリティ対策強化事業費に限る。)	内 閣 府	本 府	(項) 独立行政法人国立公文書館施設整備費
会 計 検 査 院 内	会 計 検 査 院 内	(項) 景気動向調査費(景気動向調査精度向上事業費に限る。)	内 閣 府	本 府	(項) 独立行政法人国立公文書館施設整備費

<p>令和七年十二月十一日 衆議院会議録第八号 令和七年度一般会計補正予算(第一号)及び同報告書</p>	<p>男女共同参画社会形成のう ち 暴 力 被 害 者 等 相 談 支 援 体 制 強 化 事 業 費 に 限 る。 性 暴 力 ・ 配 偶 者 暴 力 被 害 者 ・ 性 暴 力 被 害 者 緊 急 支 援 事 業 費 に 限 る。 公 益 法 人 制 度 適 正 運 営 の う ち 諸 謝 金</p>	<p>地方創生推進事務局のうち 地方創生推進委託費(地方 創生特区推進事業費(地 域再生支援利子補給金 (地方創生支援利子補給 金 急事業費に限る。)) 総合特区支援利子補給金 (地方創生支援利子補給 金 急事業費に限る。))</p>	<p>知的財産戦略推進事務局 諸謝金(国際標準化戦略方 創生好循環環境実現調査費、等実 証調査費及び撮影許可 証等調査費に限る。))</p>	<p>科学技術・イノベーション推 進事務局 科学技術・イノベー ション推進事務局のうち 科学技術振興調査等委託費 (経済安全保障重要技術及び 安全・安心・シニアカク 能構築運営等事業費に限 る。))</p>	<p>科学技術・イノベー ション推進事務局のうち 科学技術基礎調査等委託費 (デジタルリテラリ革新力強化 戦略推進調査等事業費・利用調 査事業費に限る。)) 独立行政法人北方領土 問題対策協会施設整備 費</p>	<p>日本学術会議 公正取引委員会 沖縄総合事務局</p>	<p>日本学術会議のうち 情報処理業務庁費(日本学 術会議ネットワークスナ ム整備費に限る。)) 沖縄道路整備事業工事 費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度の 退職手当に限る。)) 情報処理業務庁費(勤務環 境改善業務効率化推進費に 限る。))</p>
				<p>公正取引委員会のうち 経済実態等調査費(デジタル 市場規制広報事業費、中 小事業者等取引適正化調査 費及び取引慣行実態把握調 査費に限る。)) 審査活動費(フリーラン グ・事業者間取引適正化推 進費、事業中受託取引適正化 広報、事業費及び中小受託取 引適正化緊急調査事業費に 限る。))</p>	<p>生活安全警察費のうち 警察装備費(犯罪防止調査 研究費に限る。)) 刑事警察費のうち 警察装備費(犯罪鑑識資機 材緊急整備費に限る。)) 交通警察費のうち 都道府県警察施設災害復旧 費補助金 警備警察費のうち 警察装備費(テロ等対策資 機材緊急整備費に限る。)) サイバー警察費のうち 警察装備費(サイバー七 キエリテリ対策資機材緊急 整備費及びサイバーセキエ リテリ対策調査研究費に限 る。))</p>		

令和七年十二月十一日 衆議院会議録第八号 令和七年度一般会計補正予算(第一号)及び同報告書																																																																																																																																																																																
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和七年十二月十一日 衆議院会議録第八号 令和七年度一般会計補正予算(第一号)及び同報告書

		<p>自動運転・通信基盤整備事業費補助金</p> <p>電波利用料財源電波監視等実施費のうち</p> <p>電波監視等業務庁費(放送不調トランク整備支援事業費、デジタルテレビ電波監視施設等整備費に限る。)</p> <p>情報通信国際戦略推進のうち</p> <p>職員旅費(デジタルインテックが安全性・信頼性確保に展開緊急支援事業費に限る。)</p> <p>一般戦災死没者追悼等事業費のうち</p> <p>旧日本赤十字社救護看護婦処遇補助金(太平洋戦争全国戦災都市空襲に没者慰霊塔整備事業費に限る。)</p> <p>統計調査費のうち</p> <p>統計調査費(統計データ利用支援事業費、統計基盤デジタル化推進事業費、消費生活向指教調査研究費、産業及び関係構造緊急調査研究費に限る。)</p> <p>統計調査地方公共団体委託費(経済センサ活動調査環境整備費に限る。)</p> <p>消防防災体制等整備費のうち</p> <p>職員旅費(災害情報伝達手段整備促進事業費に限る。)</p> <p>消防防災技術研究開発業務旅費(消防防災技術研究開発業務費に限る。)</p>		<p>消防防災等業務庁費(テック救急全国展開・危険物処理・消防技術活用点検業務等情報技術集・美予防広報・啓発等、林野火事業務、消防用装備・訓練先美強化事業費、消防推進事業費、緊急消防援助隊、緊急消防援助隊整備費、強化車両等配備経費、災害情報伝達手段整備促進・消防研究(セックタ一設備等緊急整備費に限る。)</p> <p>消防防災技術研究開発業務庁費(新技術現場実装業務費に限る。)</p> <p>情報処理業務庁費(災害等情報最適化調査検討経費及び消防指令システム人工知能実証事業費に限る。)</p> <p>消防防災通信維持費(非常用通信手段確保対策事業費に限る。)</p> <p>航空機購入費</p> <p>社会保障・税番号制度システム整備費補助金</p> <p>密集市街地火災対策支援補助金</p> <p>特定臨時避難施設整備事業費補助金</p> <p>消防団設備整備費補助金</p> <p>法務本省共通費のうち諸謝金(昭和100年関連施策推進費に限る。)</p> <p>委員等旅費(昭和100年関連施策推進費に限る。)</p> <p>庁費(法務本省設備緊急更新経費、昭和100年関連施策推進費及び法的課題解決実証実験実施経費に限る。)</p> <p>司法国際化業務庁費(国際会議開催準備経費に限る。)</p>
--	--	--	--	--

<p>外務省</p>	<p>外務省本省</p>	<p>(項) 外務本省共通費のうち 情報処理業務庁費(統合情報管理システム整備費、情報セキュリティ対策強化シス テム整備費及び統合情報通 信システム整備費に限る。)</p>	<p>在公館</p>	<p>(項) 在外公館共通費のうち 諸謝金(移転関係経費に限 る。) 政府開発援助諸謝金(移転 関係経費に限る。) 庁費(在アラブ首長国連邦 大使館事務所等建設用地及 び防弾用装備購入関係経費 に限る。) 政府開発援助庁費(在アラ ブ首長国連邦大使館事務所 等建設用地及び防弾用装 備購入関係経費に限る。) 在外公館連絡庁費(防弾車 緊急整備費、防弾用装備緊急 整備費に限る。) 政府開発援助在外公館連絡 庁費(防弾車緊急整備費、 防弾用装備緊急整備費及 び警備機器緊急整備費に 限る。) 車両購入費(防弾車緊急整 備費に限る。) 政府開発援助車両購入費 (防弾車緊急整備費に限 る。)</p>
<p>外務省本省</p>	<p>公安調査庁</p>	<p>(項) 破壊的団体等調査費のうち 団体等調査業務庁費(情報 収集・分析機器緊急整備費 に限る。)</p>	<p>(項) 出入国管理業務費のうち 出入国管理業務庁費(特定 在留カード購入費、一元化 業務在留窓口体制強化事業 費、立川法務総合庁舎防犯 設備緊急整備費及び外国人 受入体制強化事業費に限 る。)</p>	<p>(項) 出入国在留管理庁費 出入国在留管理庁共通費 出入国在留管理業務庁費(特定 在留カード等発行体制整備 費に限る。)</p>
<p>外務省本省</p>	<p>出入国在留管理庁</p>	<p>(項) 出入国在留管理庁共通 費 出入国在留管理業務庁費(一 元的相窓口体制強化事業 費、外国人受入環境整備 交付金(一元化的相窓口体制 強化事業費に限る。)</p>	<p>(項) 出入国管理企画調整推 進費 出入国管理企画調整推進 のうち 出入国管理業務庁費(一元 的相窓口体制強化事業費 、外国人受入環境整備 交付金(一元化的相窓口 体制強化事業費に限る。)</p>	<p>(項) 出入国在留管理庁共通 費 出入国在留管理業務庁費(一 元的相窓口体制強化事業 費に限る。)</p>
<p>外務省本省</p>	<p>社会保障・税番号制度シ ステム整備費補助金 人権擁護活動費のうち 人権擁護業務庁費(人権擁 護事務所研究経費及び法 務省ホームページ整備経 費に限る。)</p>	<p>(項) 国籍等事務処理費のうち 社会保障・税番号制度シ ステム整備費補助金 人権擁護活動費のうち 人権擁護業務庁費(人権擁 護事務所研究経費及び法 務省ホームページ整備経 費に限る。)</p>	<p>(項) 地域別外交費のうち 諸謝金(日本企業海外展開 支援調査費及び北方四 住民交流事業費に限る。)</p>	<p>(項) 地域別外交費のうち 諸謝金(外交・安全保障等 調査費、先端技術企業海外 展開支援調査費及び外国 人土地取得規制調査費に 限る。)</p>

	<p>次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金 国立研究開発法人物質・材料研究機構整備費補助金 キュリウムイオン加速器等推進事業補助金(核不拡散・核セキュリティ強化に資する)整備費(限る。) 国立研究開発法人海洋研究開発機構整備費補助金 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構整備費補助金 原子力施設廃止措置促進事業費補助金 国立研究開発法人物質・材料研究機構施設整備費 国立研究開発法人理化研究所施設整備費 国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費 国立研究開発法人海洋研究開発機構整備費 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費 国立研究開発法人国際文化交流促進費補助金(国際交流留学プログラム構築推進事業費に限る。) 留学生交流支援事業費補助金(外国人留学生受入推進事業費に限る。) 独立行政法人日本学生支援機構施設整備費</p>	<p>文部科学本省所轄機関</p>	<p>(項) 国立教育政策研究所のうち 試験研究費(国際数学・理科教育動向調査準備経費及び全学学力・学習状況調査オンライン化準備経費に限る。) 教育政策調査研究委託費(全国学力・学習状況調査オンライン化準備事業費に限る。) 日本学士院施設費 スポーツ振興費のうち スポーツ振興事業委託費(地域整備支援事業費及び2026年アジア競技大会アジア競技大会開催支援事業費に限る。) スポーツ医・科学研究支援等委託費(ハイレベル事業費に限る。) 民間スポーツ振興費等補助金(2026年アジア競技大会開催支援事業費に限る。) 地方スポーツ振興費補助金(地域整備事業費及び2026年アジア競技大会アジア競技大会開催支援事業費に限る。) 独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金 独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費</p>
--	---	-------------------	---

<p>令和七年十二月十一日 衆議院会議録第八号 令和七年度一般会計補正予算(第一号)及び同報告書</p>	<p>令和七年十二月十一日 衆議院会議録第八号 令和七年度一般会計補正予算(第一号)及び同報告書</p>
<p>医療施設運営費等補助金(医師等)の増額</p>	<p>医療施設運営費等補助金(医師等)の増額</p>
<p>医療従事者等確保対策のうち</p>	<p>医療従事者等確保対策のうち</p>
<p>医療情報化等推進費のうち</p>	<p>医療情報化等推進費のうち</p>
<p>情報処理業務片費</p>	<p>情報処理業務片費</p>
<p>社会保障関係情報化業務片費(行政手続オンライン化推進支援等経費に限る。)</p>	<p>社会保障関係情報化業務片費(行政手続オンライン化推進支援等経費に限る。)</p>
<p>医療安全確保推進費のうち</p>	<p>医療安全確保推進費のうち</p>
<p>医療施設運営費等補助金(医療機関管理者及び医療安全研究等支援事業費に限る。)</p>	<p>医療施設運営費等補助金(医療機関管理者及び医療安全研究等支援事業費に限る。)</p>

	<p>国民健康保険制度関係業務 事業補助金(国民健康保険 事業費者標準事務費に限る。 予備費に含む。)</p> <p>地域保健対策費のうち 社会保健関係情報化業務 費(自治体保健師確保・育 成モデル事業費及び保健 健康危機対応策決定支援 事業費に限る。)</p> <p>健康増進対策費のうち 健康対策関係業務費(自 治体検診デジタル推進事 業費、女性性健康推進事 業費、及びがん検診推 進事業費に限る。)</p> <p>子費(防・健康増進関係業務 費(データヘルズ計画取 組推進調査費に限る。))</p> <p>衛生関係指導者養成等委託 費(がん登録推進事業費に 限る。)</p> <p>疾病予防対策事業費等補助 金(国民健康・栄養調査事 業費、がんゲノム情報シ ェアセンター推進事業費及 びがん検診推進事業費等 備支援事業費に限る。)</p> <p>食品等安全確保対策費のうち 諸謝金(機能性表示食品等 健康被害対策強化事業費 に限る。)</p> <p>職員健康被害対策強化事業 費(機能性表示食品等健康 被害対策強化情報調査 研究等事業費に限る。)</p> <p>委員等旅費(機能性表示食 品等健康被害対策強化事 業費及び食品輸出規制情 報調査研究等事業費に限 る。)</p> <p>社会保健関係情報化業務 費(機能性表示食品等健康 被害対策強化事業費に限 る。)</p>
	<p>食品等試験検査費(機能性 表示食品等健康被害対策 強化事業費及び食品輸出 規制情報調査研究等事業 費に限る。)</p> <p>麻薬・覚醒剤等対策費のうち 保健福祉調査委託費(大麻 由来麻薬流通指導適正化調 査事業費に限る。)</p> <p>化学物質安全対策費のうち 医薬品審査等業務費(動 物実験代替手法実装事業 費に限る。)</p> <p>生活衛生対策費のうち 生活衛生関係営業対策事 業補助金(生活衛生関係 営業補助高騰等対応支援 費及び生活衛生関係営業 経営支援事業費に限る。)</p> <p>中小企業最低賃金引上 げ支援対策費</p> <p>諸謝金(中小企業・小規模 事業者支援事業費に限る。)</p> <p>片費(中小企業・小規模事 業者支援事業費に限る。)</p> <p>中小企業最低賃金引上げ支 援対策補助金(中小企業 費・小規模事業者支援事 業費に限る。)</p> <p>高齢者等雇用安定・促 進費</p> <p>厚生労働統計調査費(賃金 構造基本統計調査改善事 業費、賃金引上げ等実態 改善事業費及び労使関係 総合調査改善事業費に限 る。)</p> <p>高齢者就業機会確保事業 費等補助金(シニア事業 フェスタ一活性化推進 に限る。)</p> <p>障害者等職業能力開発 のうち 障害者職業能力開発校運 営委託費(障害者職業能 力開発校)災害性強化事 業費に限る。)</p>

	<p>遺族及留守家族等援護のうち 遺族年金等支給業務強化費(情報セキュリティ機能強化費に限る。) 遺族及留守家族等援護事務委託費(昭和館等機能強化事業費に限る。) 戦没者慰霊事業費のうち戦没者遺骨収集事業等旅費(戦没者遺骨収集加速化事業費に限る。) 遺骨収集等庁費(千鳥ヶ淵戦没者墓苑緊急整備事業費に限る。) 戦没者遺骨収集事業等庁費(戦没者遺骨収集加速化事業費及び戦没者遺骨鑑定体制強化事業費に限る。) 遺骨収集等委託費(海外民間建立慰霊碑調査事業費に限る。) 戦没者遺骨収集事業等委託費(戦没者遺骨収集加速化事業費及び戦没者遺骨鑑定体制強化事業費に限る。) 遺骨収集等派遣費補助金(記憶継承推進事業費に限る。) 昭和館施設費 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のそみの園施設整備費 障害保健福祉費のうち庁費(全国在宅障害児・者等実態調査費に限る。) 保健福祉調査委託費(障害福祉調査標準任書書式決定事業費、就労選択支援員養成研修等事業費及び福祉・介護職員等処遇改善緊急支援事業費に限る。) 保健福祉調査地方公共団体委託費</p>	<p>障害保健関係人材養成研修等委託費(自立支援医療等手続オンライン化調査研究事業費に限る。) 障害者総合支援事業補助金(障害者自立支援改修事業費、美観・自立支援機器別果業等普及推進員養成・就業等事業費及び福祉・介護職員等処遇改善緊急支援事業費に限る。) 社会福祉施設等設備災害復旧費補助金 精神保健対策費補助金(依存症調査研究事業費及び被災地心のケア緊急事業費に限る。) 公的年金制度等運営諸費のうち 社会保障関係情報化業務庁費(国民年金第三号被保険者実情調査研究事業費に限る。) 利用口座情報提供業務日本年金機構事務取扱交付金 高齢者日常生活支援等推進費のうち 高齢者社会活動支援事業負担手モリ事業費に限る。) 介護保険制度運営推進のうち 社会保障関係情報化業務庁費(介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費に限る。) 要介護認定調査委託費(介護保険シニア介護標準化推進事業費、加速化事業費、紹介料老人ホーム等入居者、紹介事業者等処遇改善等緊急支援事業費に限る。)</p>
--	--	---

<p>令和七年十二月十一日 衆議院会議録第八号 令和七年度一般会計補正予算(第一号)及び同報告書</p>	<p>農林水産本省検査指導機関</p>	<p>(項) 農林水産本省検査指導のうち 検査検査片草(移動式シシタリ)装置等配備事業費に限る。)</p>		<p>農林水産本省検査指導のうち 検査検査片草(移動式シシタリ)装置等配備事業費に限る。)</p>
	<p>農林水産技術会議</p>	<p>(項) 農林水産業イノベーター推進費のうち 試験研究調査委託費(新品種開発加速化事業)発費、農産物輸送技術開発費、農産物栽培技術開発費及び有効性検証事業費に限る。)</p>		<p>農林水産業イノベーター推進費のうち 試験研究調査委託費(新品種開発加速化事業)発費、農産物輸送技術開発費、農産物栽培技術開発費及び有効性検証事業費に限る。)</p>
<p>林野庁</p>	<p>(項) 森林整備・保全費のうち 国有林野森林整備・保全管理費(シカ等林業被害緊急対策事業費及び森林病害虫等被害拡大防止緊急対策事業費に限る。)</p>		<p>国有林野森林整備・保全管理費(シカ等林業被害緊急対策事業費及び森林病害虫等被害拡大防止緊急対策事業費に限る。)</p>	
<p>林業振興対策費のうち 林業振興地方公共団体事業費補助金(森林集積・集約化実証事業費に限る。)</p>	<p>森林整備・保全費補助金(林野火災予防緊急対策事業費に限る。)</p>		<p>森林整備・保全費補助金(林野火災予防緊急対策事業費に限る。)</p>	
<p>水産</p>	<p>(項) 水産資源管理対策費のうち 水産資源管理対策調査等委託費(資源調査・管理体制構築事業費、新たな漁船漁業久下ト水産業推進緊急対策事業費に限る。)</p>		<p>水産資源管理対策費のうち 水産資源管理対策調査等委託費(資源調査・管理体制構築事業費、新たな漁船漁業久下ト水産業推進緊急対策事業費に限る。)</p>	
<p>水産</p>	<p>(項) 食料安全保障確立対策のうち 政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金(国際漁業振興緊急協力事業費に限る。)</p>		<p>食料安全保障確立対策のうち 政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金(国際漁業振興緊急協力事業費に限る。)</p>	
<p>水産</p>	<p>(項) 食料安全保障確立対策のうち 政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金(国際漁業振興緊急協力事業費に限る。)</p>		<p>食料安全保障確立対策のうち 政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金(国際漁業振興緊急協力事業費に限る。)</p>	
<p>水産</p>	<p>(項) 食料安全保障確立対策のうち 政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金(国際漁業振興緊急協力事業費に限る。)</p>		<p>食料安全保障確立対策のうち 政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金(国際漁業振興緊急協力事業費に限る。)</p>	
<p>水産</p>	<p>(項) 食料安全保障確立対策のうち 政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金(国際漁業振興緊急協力事業費に限る。)</p>		<p>食料安全保障確立対策のうち 政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金(国際漁業振興緊急協力事業費に限る。)</p>	
<p>水産</p>	<p>(項) 食料安全保障確立対策のうち 政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金(国際漁業振興緊急協力事業費に限る。)</p>		<p>食料安全保障確立対策のうち 政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金(国際漁業振興緊急協力事業費に限る。)</p>	
<p>水産</p>	<p>(項) 食料安全保障確立対策のうち 政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金(国際漁業振興緊急協力事業費に限る。)</p>		<p>食料安全保障確立対策のうち 政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金(国際漁業振興緊急協力事業費に限る。)</p>	

	<p>北海道総合開発推進費のうち 北海道総合開発推進調査費 (大規模地震・津波避難対策調査費に限る。) 民族共生象徴空間運営委託費(誘客推進事業費に限る。)</p>	<p>北海道総合開発推進費のうち 北海道総合開発推進調査費 (大規模地震・津波避難対策調査費に限る。) 民族共生象徴空間運営委託費(誘客推進事業費に限る。)</p>	<p>北海道総合開発推進費のうち 北海道総合開発推進調査費 (大規模地震・津波避難対策調査費に限る。) 民族共生象徴空間運営委託費(誘客推進事業費に限る。)</p>	<p>港灣空港整備事業工事のうち 諸費 業務効率化推進費(業務環境改善業務効率化推進費に限る。) 災害情報整備推進費のうち 測量宁費(防災地理情報整備費及び地震活動観測費に限る。) 地理空間情報整備・活用等推進費のうち 測量効率化推進費(業務環境改善業務効率化推進費に限る。) 業務報告生時測量・測位基礎変定期復旧検討調査費及び電子動監視視体制御強化費及び電子基礎点網耐災害性強化費に限る。) 先端技術活用測量宁費(電子国土地基本図3次元化推進費に限る。) 技術研究開発推進費のうち 地理地殻活動研究調査費(地殻変動把握技術調査費及び地理情報解析調査費に限る。) 海難審判所共通費のうち 施設整備推進費のうち 情報処理業務宁費(勤務環境改善業務効率化推進費に限る。) 治水海岸事業工事諸費のうち 情報処理業務宁費(勤務環境改善業務効率化推進費に限る。) 道路整備事業工事諸費のうち 宁費(勤務環境改善業務効率化推進費に限る。) 情報処理業務宁費(勤務環境改善業務効率化推進費に限る。) 工事雑費(勤務環境改善業務効率化推進費に限る。)</p>
<p>国土技術政策総合研究所</p>	<p>(項) 国土技術政策総合研究所 国土技術政策総合研究所 情報処理業務宁費(インテグレーション研究開発費に限る。) 道路整備事業工事諸費のうち 宁費(勤務環境改善業務効率化推進費に限る。) 工事雑費(勤務環境改善業務効率化推進費に限る。)</p>	<p>国土技術政策総合研究所 国土技術政策総合研究所 情報処理業務宁費(インテグレーション研究開発費に限る。) 道路整備事業工事諸費のうち 宁費(勤務環境改善業務効率化推進費に限る。) 工事雑費(勤務環境改善業務効率化推進費に限る。)</p>	<p>海 難 審 判 所 地 方 整 備 局 (項) 海 難 審 判 所 共 通 費 の うち 施 設 整 備 費 の うち 地 方 整 備 推 進 費 の うち 情 報 処 理 業 務 宁 費 (勤 務 環 境 改 善 業 務 効 率 化 推 進 費 に 限 る 。) 治 水 海 岸 事 業 工 事 諸 費 の うち 情 報 処 理 業 務 宁 費 (勤 務 環 境 改 善 業 務 効 率 化 推 進 費 に 限 る 。) 道 路 整 備 事 業 工 事 諸 費 の うち 宁 費 (勤 務 環 境 改 善 業 務 効 率 化 推 進 費 に 限 る 。) 情 報 処 理 業 務 宁 費 (勤 務 環 境 改 善 業 務 効 率 化 推 進 費 に 限 る 。) 工 事 雑 費 (勤 務 環 境 改 善 業 務 効 率 化 推 進 費 に 限 る 。)</p>	

<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>
<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>
<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>
<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>
<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>
<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>

		公害調査費(熱中症対策、 化学検査費、花粉症健康 影響基礎調査費及び有機 フッ素化合物環境状況調査 費に限る。) 公害調査等委託費(有機 フッ素化合物対策技術実証 事業費に限る。) 環境保全研究費補助金(研 究開発型スタートアップ) 緊急支援事業費に限る。) 環境調査研修所のうち 庁更新経費に限る。					環境調査研修所施設費 地域脱炭素推進費のうち 地域脱炭素推進事業補助 金 自然公園等施設災害復 旧事業費 原子力安全確保費のうち 各所修繕(東海保障措置セ ンター設備緊急整備費に限 る。)(項)
--	--	--	--	--	--	--	--

丁号 国庫債務負担行為補正

所管	組織	事項	限度額 (千円)	行為年度	国庫の負担 年度	事由
裁判所	裁判所	司法情報システム整備等	24,575,361	令和7年度	令和7年度以内 降5箇年度以内	令和4年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「庁舎等機械警備」に基づいて実行した庁舎等の機械警備に係る国庫の負担となる契約に基づいて、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		追加	1,906,928	同	令和7年度以内 降4箇年度以内	司法情報システムの整備等については、多くの日数を要するため
		改定	26,482,289	—	—	
		物価の変動に伴う庁舎等機械警備(令和4年度)に係る限度額の増額	17,300	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	令和4年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「庁舎等機械警備」に基づいて実行した庁舎等の機械警備に係る国庫の負担となる契約に基づいて、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う庁舎等機械警備(令和5年度)に係る限度額の増額	8,892	令和7年度	令和7年度以内 降3箇年度以内	令和5年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「庁舎等機械警備」に基づいて実行した庁舎等の機械警備に係る国庫の負担となる契約に基づいて、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う庁舎等機械警備(令和6年度)に係る限度額の増額	672	令和7年度	令和7年度以内 降4箇年度以内	令和6年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「庁舎等機械警備」に基づいて実行した庁舎等の機械警備に係る国庫の負担となる契約に基づいて、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う庁舎管理運営業務に係る限度額の増額	5,448	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	令和6年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「庁舎管理運営業務」に基づいて実行した庁舎の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約に基づいて、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

内閣府	内閣府	裁判所施設整備 既定 追加 改定	16,136,789 608,362 16,745,151	令和7年度 同 —	令和7年度以 降5箇年度以 内 令和7年度以 降3箇年度以 内 —	大手町合同庁舎第3号館の施設の整備については、多くの日数を要するため サイバーセキュリティシステムの整備等については、多くの日数を要するため
内閣府	内閣府	サイバーセキュリティシステム整備等 既定 追加 改定	16,211,893 1,287 16,213,180	令和7年度 同 —	令和7年度以 降3箇年度以 内 令和7年度及 び令和8年度 —	サイバーセキュリティシステムの整備等については、多くの日数を要するため 情報通信施設の整備については、多くの日数を要するため
内閣府	内閣府	情報通信施設整備 既定 追加 改定	520,300 1641,500 3,802,966	令和7年度 令和7年度 —	令和7年度以 降3箇年度以 内 令和7年度以 降4箇年度以 内 令和8年度及 び令和9年度 —	サイバーセキュリティ施設の整備については、多くの日数を要するため 情報収集衛星システムの開発等については、多くの日数を要するため
内閣府	内閣府	内閣官房施設整備 既定 追加 改定	2,161,466 39,014,628 9,184,308	令和7年度 令和7年度 同	令和7年度以 降5箇年度以 内 同 —	情報収集衛星システムの開発等については、多くの日数を要するため 令和8年に開催される昭和100年記念式典の開催業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
内閣府	内閣府	昭和100年記念式典開催業務 既定 追加 改定	175,385 48,198,936 2,600,000	令和7年度 — 令和7年度	令和8年度 — 令和7年度以 降3箇年度以 内	沖縄科学技術大学院大学学園が行う超高速電子計算機整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
内閣府	内閣府	沖縄科学技術大学院大学学園超高速電子計算機整備費補助 既定 追加 改定	— — —	— — —	— — —	— — —

沖繩道路交通円滑化事業	既 定	13,992,000	令和7年度	令和7年度以降3箇年度以内	一般国道58号恩納高架橋(その9)ほか6箇所の交通円滑化工事については、多くの日数を要するため
追 加	4,340,000	同	同	同	
改 定	18,332,000	—	—	—	
沖繩港湾改修事業	既 定	1,380,000	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	平良港及び石垣港の改修工事については、多くの日数を要するため
追 加	1,550,000	同	同	—	
改 定	2,930,000	—	—	—	
沖繩かんがい排水事業	既 定	1,893,000	令和7年度	令和7年度以降3箇年度以内	石垣島地区宮良加圧機ポンプ設備更新工事については、多くの日数を要するため
追 加	565,000	同	同	令和7年度以降4箇年度以内	
改 定	2,458,000	—	—	—	
沖繩道路更新防災等対策事業費補助	既 定	666,000	令和7年度	令和7年度以降3箇年度以内	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖繩農業農村整備事業費補助	既 定	1,554,000	令和7年度	令和8年度	農業農村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖繩水産基盤整備事業費補助	既 定	378,000	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加	162,000	令和7年度	令和7年度	—	
改 定	540,000	—	—	—	
警察通信機器整備	既 定	33,228,204	令和7年度	令和7年度以降3箇年度以内	警察通信機器の整備については、多くの日数を要するため
追 加	403,349	同	同	令和9年度	警察用ヘリコプター3機の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
改 定	33,631,553	—	—	—	
航空機購入	既 定	5,964,177	令和7年度	令和7年度以降3箇年度以内	

デジタル庁	デジタル庁	情報通信技術調達				
総務省	消防庁	追加	429,758,799	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
財務省	税関	改定	16,487,547	同	同	消防防災用ヘリコプターの購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため 監視取締用の機器の整備等については、多くの日数を要するため
		航空機購入	446,246,346	令和7年度	令和7年度以降4箇年度以内	
		監視取締用機器整備等	4,700,000	—	—	
		税関監視艇建造	6,973,306	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	税関監視艇の建造については、多くの日数を要するため
		既追加	7,172	令和7年度	令和8年度	
		改定	1,947,360	令和7年度	令和7年度以降4箇年度以内	
		特定先端大型研究施設整備費補助	1,954,532	—	—	国立研究開発法人理化学研究所等が施行する特定先端大型研究施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	23,796,396	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	
文部科学省	文部科学本省	国際熱核融合実験炉研究開発費補助	10,478,000	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉研究開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		既追加	19,652,609	同	同	
		改定	30,130,609	—	—	
		国際宇宙ステーションの開発費補助	250,000	令和7年度	令和7年度及び令和8年度以降5箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーションの開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追加	55,633,558	同	同	
		改定	55,883,558	—	—	
		基幹ロケット高度化推進費補助	65,925,330	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う基幹ロケット高度化推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

月面探査システム開発費補助	55,620,000	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う月面探査システム開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構設備整備費補助	605,000	令和7年度	令和7年度以降3箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う原子力研究設備の整備については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
試験研究庁整備促進事業費補助	3,026,000	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う試験研究庁整備促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
原子力施設廃止措置促進事業費補助	508,000	令和7年度	令和7年度以降4箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う原子力施設廃止措置促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
国立研究開発法人理化学研究所施設整備費補助	19,136,621	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	国立研究開発法人理化学研究所が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構設備整備費補助	275,000	令和7年度	令和7年度及び令和8年度以降4箇年度以内	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加	3,780,119	同	同	
改 定	4,055,119	—	—	
国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費補助	8,403,000	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	国立研究開発法人防災科学技術研究所が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加	6,407,417	同	同	
改 定	7,102,417	—	—	
				国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

厚生労働省	厚生労働本省	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	60,000	令和7年度	令和7年度以降3箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林水産省	農林水産本省	物価の変動に伴う国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費補助に係る限度額の増額	1,605,460	令和7年度	令和7年度以降4箇年度以内	令和6年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費補助」に基づいて実行した国立研究開発法人国立成育医療研究センターが施行する施設整備事業に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるのであるため
農林水産省	農林水産本省	国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	令和7年度	令和10年度まで1箇年度延長	令和6年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和7年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和10年度まで1箇年度延長する必要があるのであるため
農林水産省	農林水産本省	海岸保全施設整備事業	245,000	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	玉名横島海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため
農林水産省	農林水産本省	国際園芸博覧会警備	220,000	同	—	令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
農林水産省	農林水産本省	かんがい排水事業	465,000	—	—	令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
農林水産省	農林水産本省	既定	5,647,816	令和7年度	令和7年度以降3箇年度以内	雄国山麓地区大深沢調整池管理事務所他改修工事ほか2件の工事については、多くの日数を要するため
農林水産省	農林水産本省	追加	32,769,000	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	雄国山麓地区大深沢調整池管理事務所他改修工事ほか2件の工事については、多くの日数を要するため
農林水産省	農林水産本省	改定	1,016,000	同	令和7年度以降3箇年度以内	雄国山麓地区大深沢調整池管理事務所他改修工事ほか2件の工事については、多くの日数を要するため
農林水産省	農林水産本省	農用地再編整備事業	33,785,000	—	—	雄国山麓地区大深沢調整池管理事務所他改修工事ほか2件の工事については、多くの日数を要するため
農林水産省	農林水産本省	既定	7,749,000	令和7年度	令和7年度以降4箇年度以内	水橋地区下条上市団地(水橋小池工区)用排水路整備(その1)工事については、多くの日数を要するため
農林水産省	農林水産本省	追加	360,000	同	令和8年度	水橋地区下条上市団地(水橋小池工区)用排水路整備(その1)工事については、多くの日数を要するため
農林水産省	農林水産本省	改定	8,109,000	—	—	水橋地区下条上市団地(水橋小池工区)用排水路整備(その1)工事については、多くの日数を要するため

<p>農業競争力強化基盤整備事業費補助</p>	<p>既定</p>	<p>836,800</p>	<p>令和七年度</p>	<p>令和七年度以降3箇年度以内</p>	<p>農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため</p>
<p>農村地域防災減災事業費補助</p>	<p>既定</p>	<p>1,114,300</p>	<p>令和七年度</p>	<p>令和七年度以降3箇年度以内</p>	<p>農村地域防災減災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため</p>
<p>農林水産技術会議</p>	<p>既定</p>	<p>1,816,500</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費補助</p>	<p>既定</p>	<p>659,963</p>	<p>令和七年度</p>	<p>令和七年度以降3箇年度以内</p>	<p>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため</p>
<p>林野庁</p>	<p>追加</p>	<p>24,354,377</p>	<p>同</p>	<p>令和七年度以降5箇年度以内</p>	<p>—</p>
<p>国有林野内治山事業</p>	<p>既定</p>	<p>912,000</p>	<p>令和七年度</p>	<p>令和七年度及び令和八年度</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>追加</p>	<p>2,186,000</p>	<p>同</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>改定</p>	<p>3,098,000</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>常願寺川地区ほか3地区の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため 無ノ沢地区ほか27地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため</p>

		治山事業費補助							
		既 定	1,954,600	令和7年度	令和7年度及 び令和8年度				治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追 加	2,890,000	同	令和8年度				
		改 定	4,844,600	—	—				
		森林環境保全整備事業							
		既 定	5,223,000	令和7年度	令和7年度及 び令和8年度				上川北部地区ほか12地区の造林事業並びに宗谷地区ほか3地区の林道の新設及び改良工事については、多くの日数を要するため
		追 加	2,046,000	同	令和8年度				
		改 定	7,269,000	—	—				
		森林環境保全整備事業費補助							
		既 定	345,000	令和7年度	令和7年度及 び令和8年度				森林環境保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追 加	475,000	同	令和8年度				
		改 定	820,000	—	—				
	水 産 庁	特定漁港漁場整備事業	810,000	令和7年度	令和8年度				対馬海峡東水道地区及び大隅海峡地区の特定漁港漁場整備事業については、多くの日数を要するため
		水産物供給基盤整備事業費補助							
		既 定	1,406,665	令和7年度	令和7年度及 び令和8年度				水産物供給基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追 加	402,000	同	令和8年度				
		改 定	1,808,665	—	—				
		水産資源環境整備事業費補助	1,472,000	令和7年度	令和8年度				水産資源環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

経済産業省	経済産業本省			令和7年度	令和9年度まで1箇年度延長	
中堅・中小企業省人化等大規模成長投資促進事業費補助に係る契約の一部変更			—	令和7年度	令和9年度まで1箇年度延長	令和5年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「中堅・中小企業省人化等大規模成長投資促進事業費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和7年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和9年度まで1箇年度延長する必要があるため
グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助			61,600,000	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	グローバルサウス未来志向型共創等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
国際博覧会出展事業			1,900,000	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	2025年国際博覧会における政府出展事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
既			300,000	同	同	
追			2,200,000	—	—	
改			1,988,280	令和7年度	令和7年度以降4箇年度以内	現場事務所等の営繕工事については、多くの日数を要するため
既			1,592,709	同	令和7年度以降3箇年度以内	
追			3,580,989	—	—	
改			1,577,700	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	無電柱化推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
既			300,850	同	令和7年度以降3箇年度以内	
追			1,878,550	—	—	
改			613,000	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	国営昭和記念公園ほか2箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
国営公園整備			170,000	令和7年度	令和7年度以降3箇年度以内	国営みちのく杜の湖畔公園及び国営明石海峡公園の維持管理については、多くの日数を要するため
国営公園維持管理			4,282,045	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	名取川水系ほか4水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため
総合水系環境整備事業			351,000	令和7年度	令和8年度	
既			4,633,045	—	—	
追						
改						

河川改修事業 既定	62,626,280	令和7年度	令和7年度以 降5箇年度以内	
追加	11,190,000	同	令和7年度以 降3箇年度以内	雄物川ほか10河川の改修工事及びこれらに附帯する工事について は、多くの日数を要するため
改定 治水事業用地補償総 合技術業務	73,816,280	—	—	
既定	125,000	令和7年度	令和7年度及 び令和8年度	
追加	30,000	同	令和8年度	治水事業用地補償総合技術業務については、複数年度にわたる契約 を結ぶことを要するため
改定 河川維持修繕	155,000	—	—	
既定	61,622,045	令和7年度	令和7年度以 降5箇年度以内	
追加	8,192,076	同	令和7年度以 降4箇年度以内	阿武隈川ほか103河川の維持修繕工事については、多くの日数を要 するため
改定 堰堤維持	69,814,121	—	—	
既定	27,363,596	令和7年度	令和7年度以 降5箇年度以内	
追加	1,090,000	令和7年度	令和7年度以 降4箇年度以内	利根川品木ダム及び利根川北千葉導水路の維持修繕工事について は、多くの日数を要するため
改定 河川総合開発事業	28,453,596	—	—	
既定	57,943,995	令和7年度	令和7年度以 降5箇年度以内	
追加	5,489,000	同	令和7年度以 降4箇年度以内	淀川大戸川ダムほか2ダムの建設工事及びこれらに附帯する工事に ついては、多くの日数を要するため
改定 河川工作物関連応急 対策事業	63,432,995	—	—	
既定	8,365,250	令和7年度	令和7年度以 降5箇年度以内	
追加	9,244,000	同	令和7年度以 降4箇年度以内	阿武隈川ほか19河川の河川工作物関連応急対策工事については、多 くの日数を要するため
改定	17,609,250	—	—	

堰堤改良事業 既定	7,644,900	令和7年度	令和7年度以 降3箇年度以内	利根川川治ダムの改良工事については、多くの日数を要するため
追加	39,000	同	令和8年度	
改定	7,683,900	—	—	
堰堤改良費補助	894,847	令和7年度	令和7年度以 降4箇年度以内	堰堤改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
多目的ダム建設事業 豊川設楽ダム建設 工事				
既定	3,297,312	令和7年度	令和7年度以 降4箇年度以内	豊川設楽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
追加	1,700,000	同	令和7年度以 降3箇年度以内	
改定	4,997,312	—	—	
子吉川鳥海ダム建設 工事				
既定	1,656,512	令和7年度	令和7年度以 降4箇年度以内	子吉川鳥海ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
追加	1,546,000	同	令和7年度以 降3箇年度以内	
改定	3,202,512	—	—	
砂防事業 既定	37,809,329	令和7年度	令和7年度以 降4箇年度以内	最上川水系ほか14水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
追加	7,081,000	同	令和7年度以 降3箇年度以内	
改定	44,890,329	—	—	
地すべり対策事業 既定	3,679,700	令和7年度	令和7年度以 降5箇年度以内	最上川・赤川月山地区及び寺沢川由比地区の地すべり対策工事について、多くの日数を要するため
追加	380,000	令和7年度	令和7年度及 び令和8年度	
改定	4,059,700	—	—	

砂防管理 既定	1,024,700	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	
追 改 追加	311,000 1,335,700	同 —	—	桜島の砂防設備維持修繕工事については、多くの日数を要するため
特定緊急砂防事業 既定	2,020,000	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	
追 改 追加	920,000 2,940,000	同 —	令和7年度以降3箇年度以内	能登山地及び安芸南部山系の特定緊急砂防工事については、多くの日数を要するため
特定緊急地すべり対策事業 既定	100,000	令和7年度	令和8年度	奥能登地区の特定緊急地すべり対策工事については、多くの日数を要するため
海岸保全施設整備事業 既定	16,332,400	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	
追 改 追加	5,788,000 22,120,400	同 —	令和7年度以降3箇年度以内	指宿港海岸ほか8海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため
海岸保全施設整備事業 既定	2,192,500	令和7年度	令和7年度以降4箇年度以内	
追 改 追加	746,000 2,938,500	同 —	同	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
道路更新防災対策事業 既定	65,300,000	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	
追 改 追加	300,000 65,600,000	同 —	令和7年度及び令和8年度	一般国道岐阜41号上麻生道路(その8)の道路更新防災対策工事については、多くの日数を要するため

道路修繕事業	定	255,382,400	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	
追	加	7,600,000	同	令和8年度	高速自動車国道宮崎東九州自動車道修繕ほか38箇所の修繕工事について、多くの日数を要するため
改	定	262,982,400	—	—	
道路交通安全施設等整備事業	定	29,803,000	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	
追	加	1,120,000	令和7年度	令和8年度	一般国道滋賀1号土山町南土山地区歩道ほか9箇所の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
改	定	30,923,000	—	—	
交通事故重点対策道路事業	定	17,292,000	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	
追	加	830,000	同	令和8年度	一般国道愛知1号名古屋地区区画線(その2)ほか4箇所の交通事故重点対策工事については、多くの日数を要するため
改	定	18,122,000	—	—	
道路更新防災等対策事業費補助	定	9,170,261	令和7年度	令和7年度以降4箇年度以内	
追	加	503,052	同	令和7年度以降3箇年度以内	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
改	定	9,673,313	—	—	
道路交通安全施設等整備事業費補助	定	1,736,350	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	
追	加	196,900	同	令和8年度	交通安全施設等整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
改	定	1,933,250	—	—	

港湾改修事業 既定	133,473,000	令和7年度	令和7年度以 降5箇年度以 内	東京港ほか20港の改修工事については、多くの日数を要するため
追加	30,766,000	同	令和7年度以 降4箇年度以 内	
改定	164,239,000	—	—	
港湾改修事業費補助 既定	1,565,000	令和7年度	令和7年度以 降3箇年度以 内	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加	110,000	同	令和8年度	
改定	1,675,000	—	—	
地域連携道路事業 既定	363,664,000	令和7年度	令和7年度以 降5箇年度以 内	一般国道岡山2号岡山玉島笠岡地区道路(その4)ほか38箇所の地域 連携推進工事については、多くの日数を要するため
追加	30,492,000	同	令和7年度以 降3箇年度以 内	
改定	394,156,000	—	—	
地域連携道路事業費 補助 既定	36,748,950	令和7年度	令和7年度以 降5箇年度以 内	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加	5,748,050	令和7年度	令和7年度以 降4箇年度以 内	
改定	42,497,000	—	—	令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の警備については、複 数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
国際園芸博覧会警備 既定	5,647,816	令和7年度	令和7年度以 降3箇年度以 内	
道路交通円滑化事業 既定	193,896,000	令和7年度	令和7年度以 降5箇年度以 内	一般国道静岡1号藤枝道路(その6)ほか20箇所の交通円滑化工事に ついては、多くの日数を要するため
追加	9,567,000	同	令和7年度以 降3箇年度以 内	
改定	203,463,000	—	—	
離島農業農村整備事 業費補助 既定	180,000	令和7年度	令和8年度	農業農村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

離島水産基盤整備事業費補助	既定	928,083	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加	30,000	同	同	令和8年度	
改定	958,083	—	—	—	
北海道海岸保全施設整備事業	既定	220,000	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	胆振海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため
追加	327,000	同	同	同	
改定	547,000	—	—	—	
北海道国有林野内治山事業	既定	60,000	令和7年度	令和8年度	えりも地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
追加	50,000	同	同	同	
改定	110,000	—	—	—	
北海道河川改修事業	既定	30,676,352	令和7年度	令和7年度以降4箇年度以内	石狩川の改修工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
追加	1,600,000	同	同	令和8年度	
改定	32,276,352	—	—	—	
北海道河川維持修繕	既定	7,111,380	令和7年度	令和7年度以降3箇年度以内	石狩川ほかい2河川の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
追加	376,924	同	同	同	
改定	7,488,304	—	—	—	

北海道河川工作物 関連急対策事業	既定	430,000	令和7年度	令和7年度及び 令和8年度	後志利別川の河川工作物関連急対策工事については、多くの日数を要するため
追加	390,000	同	令和7年度以 降3箇年度以内		
北海道砂防事業	改定	820,000	—	—	樽前山の砂防工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
追加	200,000	同	令和7年度及 び令和8年度		
北海道地域連携道路 事業	改定	1,292,600	—	—	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内北見線陸別道路(その11)ほか9箇所の地域連携推進工事については、多くの日数を要するため
既定	69,490,000	令和7年度	令和7年度以 降5箇年度以内		
追加	5,500,000	同	令和8年度		
北海道道路修繕事業	改定	74,990,000	—	—	一般国道12号修繕ほか15箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
既定	45,733,000	令和7年度	令和7年度以 降5箇年度以内		
追加	3,200,000	同	令和8年度		
北海道港湾改修事業	改定	48,933,000	—	—	室蘭港ほか14港の改修工事については、多くの日数を要するため
既定	1,410,000	令和7年度	令和7年度及 び令和8年度		
追加	5,397,000	同	—		
改定	6,807,000	—	—		

北海道道路交通安全施設等整備事業	既	定	5,600,000	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	一般国道37号札文帯中央帯(その3)ほか2箇所の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
追	加		430,000	同		
改	定	6,030,000		—	—	
北海道交通事故重点対策道路事業	既	定	1,900,000	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	一般国道275号中頓別交差点改良の交通事故重点対策工事については、多くの日数を要するため
追	加		120,000	同		
改	定	2,020,000		—	—	
北海道かんがい排水事業	既	定	3,090,000	令和7年度	令和7年度以降4箇年度以内	篠津運河中流地区西原幹線水路村道南4号第2工区建設工事ほか7件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
追	加		3,040,000	令和7年度	令和8年度	
改	定	6,130,000		—	—	
北海道農用地再編整備事業	既	定	3,830,000	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	岩見沢北村地区豊正49工区区画整理工事ほか3件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
追	加		4,137,000	同		
改	定	7,967,000		—	—	
北海道特定漁港漁場整備事業	既	定	1,755,000	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	ウトロ漁港ほか3漁港の特定漁港漁場整備事業については、多くの日数を要するため
追	加		803,000	同		
改	定	2,558,000		—	—	
北海道治山事業費補助	既	定	902,000	令和7年度	令和8年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

北海道農業競争力強化基盤整備事業費補助	既定追加	577,000	令和7年度	令和8年度	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道森林環境保全整備事業費補助	改定	1,142,000	令和7年度	令和8年度	森林環境保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道水産基盤整備事業費補助	官庁営繕既定	27,124,654	令和7年度	令和7年度以降4箇年度以内	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
道路災害復旧事業	改定	35,792,865	—	令和7年度以降3箇年度以内	官庁施設の営繕工事等については、多くの日数を要するため
河川大規模災害関連事業	既定	28,958,000	令和7年度	令和8年度以降3箇年度以内	一般国道新線8号青海地区道路ほか5箇所の災害復旧工事については、多くの日数を要するため
気象官署施設整備	改定	41,208,000	—	—	阿武隈川及び最上川の大規模災害関連工事については、多くの日数を要するため
気象官署施設整備	既定	30,340,783	令和7年度	令和8年度以降3箇年度以内	気象庁本庁の施設の整備については、多くの日数を要するため
気象官署施設整備	既定	8,910,000	同	令和7年度以降3箇年度以内	
気象官署施設整備	既定	39,250,783	—	—	
気象官署施設整備	既定	117,458	令和7年度	令和7年度以降3箇年度以内	
気象官署施設整備	既定	532,928	同	同	
気象官署施設整備	既定	650,386	—	—	

令和七年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、令和七年十一月二十一日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策を実施するために必要な経費の追加を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うことにより、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、令和七年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入		
当初	一一五、一九七、八四五百万円	
補正	一八、三〇三、三七五百万円	
計	一三三、五〇一、二二〇百万円	
歳出		
当初	一二五、一九七、八四五百万円	
補正	一八、三〇三、三七五百万円	
計	一三三、五〇一、二二〇百万円	
一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)		
歳入		
1 租税及印紙収入	二、八七九、〇〇〇百万円	
2 税外収入	一、〇一五、四九四百万円	
3 公債金	一一、六九六、〇〇〇百万円	
(一) 公債金	三、五三九、〇〇〇百万円	
(二) 特例公債金	八、一五七、〇〇〇百万円	
4 前年度剰余金受入	二、七一二、八八一百万円	
計	一八、三〇三、三七五百万円	

歳出

1 生活の安全保障・物価高への対応	八、九〇四、〇八七百万円
2 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現	六、四三三、九六七百万円
3 防衛力と外交力の強化	一、六五五、九八三百万円
4 今後への備え(予備費の確保)	七〇九、七七三百万円
5 その他の経費	六六三、三二八百万円
6 国債整理基金特別会計へ繰入	一、一三三、二五七百万円
7 既定経費の減額	△ 一、一九五、〇二一百万円
計	一八、三〇三、三七五百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主党・無所属及び公明党共同提案、れいわ新選組提案並びに日本共産党提案の「令和七年度一般会計補正予算(第1号)及び令和七年度特別会計補正予算(特第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。右報告する。

令和七年十二月十一日

衆議院議長 額賀福志郎殿
予算委員長 枝野 幸男

令和七年度特別会計補正予算(特第1号)

右
国会に提出する。

令和七年十二月八日

内閣総理大臣 高市 早苗

令和7年度特別会計補正予算
予算総則 補正

第1条 次に掲げる各特別会計の令和7年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
財務省所管	国債整理基金
財務省及び国土交通省所管	財政投融资
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	労働保険金
内閣府及び厚生労働省所管	子ども・子育て支援
農林水産省所管	食料安定供給
国土交通省所管	国有林野事業債務管理
国土交通省所管	自動車安全
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管	東日本大震災復興

第2条 各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により令和7年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「特別会計に関する法律」第5条第2項の規定により、各特別会計の「歳入歳出予算補正予算書」、[繰越明許費補正要求書]及び[国庫債務負担行為補正要求書]は、別に添付する。

第5条 令和7年度特別会計予算総則第7条第1項の各特別会計の借入金の限度額の表中

自動車安全	空港整備	勘定	11,200,000
自動車安全	空港整備	勘定	17,300,000

を
に改める。

2 令和7年度特別会計予算総則第7条第4項に定める食料安定供給特別会計食糧管理勘定における「特別会計に関する法律」第136条第1項の規定による証券の限度額「274,820,000千円」を「182,010,000千円」に改める。

第6条 令和7年度特別会計予算総則第8条第1項の各特別会計の一時借入金等の限度額の表中

食料安定供給	食糧管理勘定	274,820,000
食料安定供給	食糧管理勘定	36,000,000

を
に改める。

第7条 令和7年度特別会計予算総則第10条第1項に定める「特別会計に関する法律」第62条第2項の規定による令和7年度において公債を発行することができる限度額「10,000,000,000千円」を「12,000,000,000千円」に改める。

第8条 令和7年度特別会計予算総則第13条第1項に定める「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」第7条第1項の規定により令和7年度において公債を発行することができる限度額「725,803,439千円」を「1,354,128,493千円」に改める。

第9条 令和7年度特別会計予算総則第14条の脱炭素成長型経済構造移行費用の範囲の表中

エネルギー対策	エネルギー需給	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費、脱炭素成長型経済構造移行推進国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費、脱炭素成長型経済構造移行推進機構運営費、脱炭素成長型経済構造移行推進電源開発促進勘定へ繰入、脱炭素成長型経済構造移行推進先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰入、脱炭素成長型経済構造移行推進諸支出金、脱炭素成長型経済構造移行推進公債事務取扱費一般会計へ繰入、脱炭素成長型経済構造移行推進国債整理基金特別会計へ繰入、脱炭素成長型経済構造移行推進諸支出金、脱炭素成長型経済構造移行推進諸支出金、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
---------	---------	--

を

エネルギー対策	エネルギー需給	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費、脱炭素成長型経済構造移行推進国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費、脱炭素成長型経済構造移行推進機構出資、脱炭素成長型経済構造移行推進電源開発促進勘定へ繰入、脱炭素成長型経済構造移行推進先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰入、脱炭素成長型経済構造移行推進諸支出金、脱炭素成長型経済構造移行推進公債事務取扱費一般会計へ繰入、脱炭素成長型経済構造移行推進国債整理基金特別会計へ繰入
	電源開発促進	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費、脱炭素成長型経済構造移行推進機構出資、脱炭素成長型経済構造移行推進諸支出金
	先端半導体・人工知能関連技術	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費

に改める。

第10条 エネルギー対策特別会計先端半導体・人工知能関連技術勘定において、「情報処理の促進に関する法律」第69条第1項の規定により令和7年度において公債を発行することができる限度額は、25,626,721千円とする。

2 前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

第11条 「情報処理の促進に関する法律」第69条第2項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定に要する費用の範囲は、「甲号歳入歳出予算補正」におけるエネルギー対策特別会計先端半導体・人工知能関連技術勘定の歳出(脱炭素成長型経済構造移行推進対策費を除く。)に掲げるとおりとする。

第12条 令和7年度特別会計予算総則第16条を次のとおり改める。
[第16条 削除]

第13条 令和7年度特別会計予算総則第17条第1項の復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲の表中

東日本大震災復興	他会計より受入	特別会計より受入
公共事業費負担金収入	公共事業費負担金収入	公共事業費負担金収入
雑収入	雑収入	事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入

	貸付金等回収金収入 雑収入	
を		
東日本大震災復興	他会計より受入	特別会計より受入
公共事業費負担金収入	公共事業費負担金収入	公共事業費負担金収入
雑収入	雑収入	事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入
	貸付金等回収金収入	貸付金等回収金収入
	政府出資回収金収入	政府出資回収金収入
	雑納付金	雑納付金
	雑収入	雑収入

に改める。

第14条 令和7年度特別会計予算総則第21条第1項の財政融資資金の長期運用予定額の表中

3 自動車安全特別会計	11,200,000
(政 府 関 係 機 関)	
4 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫	156,500,000
5 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	3,160,800,000
6 株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	720,000,000
7 独 立 行 政 法 人 国 際 協 力 機 構	1,702,500,000
(独 立 行 政 法 人 等)	
8 日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団	29,400,000
9 国 立 研 究 開 発 法 人 森 林 研 究 ・ 整 備 機 構	4,200,000
10 独 立 行 政 法 人 福 祉 医 療 機 構	194,600,000
11 独 立 行 政 法 人 鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構	61,000,000
12 独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構	500,000
13 独 立 行 政 法 人 エ ネ ル ギ ー ・ 金 属 鉱 物 資 源 機 構	400,000
14 独 立 行 政 法 人 大 学 改 革 支 援 ・ 学 位 授 与 機 構	34,800,000
15 独 立 行 政 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構	514,700,000
16 独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	49,000,000
17 独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構	490,000,000

18	独立行政法人住宅金融支援機構	37,600,000
19	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	1,200,000
20	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	200,000
21	全国土地改良事業団体連合会	2,000,000
22	株式会社日本政策投資銀行	300,000,000
	(地方公共団体)	
23	地方公共団体	2,269,900,000

を

3	自動車安全特別会計 (政府関係機関)	17,300,000
4	沖縄振興開発金融公庫	156,500,000
5	株式会社日本政策金融公庫	3,160,800,000
6	株式会社国際協力銀行	2,660,000,000
7	独立行政法人国際協力機構 (独立行政法人等)	1,702,500,000
8	日本私立学校振興・共済事業団	29,400,000
9	国立研究開発法人森林研究・整備機構	4,200,000
10	独立行政法人福祉医療機構	470,200,000

11	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	70,500,000
12	独立行政法人水資源機構	500,000
13	独立行政法人工ネルギー・金属鉱物資源機構	400,000
14	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	34,800,000
15	独立行政法人日本学生支援機構	514,700,000
16	独立行政法人国立病院機構	49,000,000
17	独立行政法人都市再生機構	490,000,000
18	独立行政法人住宅金融支援機構	37,600,000
19	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	1,500,000
20	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	1,200,000
21	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	200,000
22	全国土地改良事業団体連合会	2,000,000
23	株式会社日本政策投資銀行 (地方公共団体)	400,000,000
24	地方公共団体	2,269,900,000

に改める。

2 令和7年度特別会計予算総則第21条第3項の財政融資資金の長期運用予定額の規定中、[第4号から第23号まで]を「第4号から第24号まで」に改める。

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正		差 引 額 (千円)
				追 加 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)	
内閣府、総務省及び財務省	歳 入	他会計より受入	一般会計より受入	1,304,124,346	△ 200,000,000	1,104,124,346
			財政融資特別会計より受入	1,304,124,346	△ 200,000,000	1,304,124,346
		租 税	地方税法人税	316,300,000	△ 8,000,000	308,300,000
				137,200,000	0	137,200,000

財務省	国債整理基金	歳入	歳出	歳入		歳出			
				前年度剰余金受入	歳入	前年度剰余金受入	歳出		
				特別法人事業税	0	△	8,000,000	△	8,000,000
				地方揮発油税	179,100,000		0		179,100,000
				前年度剰余金受入	68,865,137		0		68,865,137
				歳入	1,689,289,483	△	208,000,000		1,481,289,483
				歳入	1,310,189,483		0		1,310,189,483
				地方交付税交付金	176,400,000	△	200,000		176,200,000
				地方譲与税譲与金	1,486,589,483	△	200,000		1,486,389,483
				歳出	1,355,105,163	△	1,235,575,816		119,529,347
				他会計より受入	1,132,311,333	△	1,220,874,251		88,562,918
				東日本大震災復興他会計より受入	222,793,830	△	14,701,565		208,092,265
				公債	19,575,972,821	△	21,074,680,034		1,498,707,213
				復興借換公債	19,575,471,589	△	20,826,113,653		1,250,642,064
				脱炭素成長型経済構造移行借換公債	501,232	△	248,566,381		248,566,381
				資産処分収入	22,550,614		0		22,550,614
				東日本大震災復興株式会社収入	22,550,614		0		22,550,614
				配当金収入	5,170,140		0		5,170,140
				東日本大震災復興配当金収入	5,170,140		0		5,170,140
				雑収入	0	△	90,295,236		90,295,236
				前年度剰余金受入	39,664,094		0		39,664,094
				東日本大震災復興前年度剰余金受入	39,390,356		0		39,390,356
				脱炭素成長型経済構造移行推進前年度剰余金受入	271,968		0		271,968
				歳入	20,998,462,832	△	22,400,551,086		1,402,088,254

内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策 エネルギー需給勘定	資産処分収入		株式売却収入		出		入	
		前年度剰余金受入	補正額	前年度剰余金受入	補正額	歳出	補正額	歳入	補正額
	歳入	140,622,170	0	140,622,170	0	140,622,170	0	140,622,170	0
	歳入	0	△	0	△	0	△	0	△
	歳入	410,622,170	△	280,242,014	0	130,380,156	0	270,000,000	0
	歳入	270,000,000	0	0	0	270,000,000	0	270,000,000	0
	歳入	60,380,156	0	0	0	60,380,156	0	60,380,156	0
	歳出	330,380,156	△	200,000,000	0	130,380,156	0	330,380,156	0
	歳入	153,046,881	0	0	0	153,046,881	0	153,046,881	0
	歳入	153,046,881	0	0	0	153,046,881	0	153,046,881	0
	歳入	628,325,054	0	0	0	628,325,054	0	628,325,054	0
	歳入	628,325,054	0	0	0	628,325,054	0	628,325,054	0
	歳入	36,259,817	0	0	0	36,259,817	0	36,259,817	0
	歳入	8,675,000	0	0	0	8,675,000	0	8,675,000	0
	歳入	27,584,817	0	0	0	27,584,817	0	27,584,817	0
	歳入	817,631,752	0	0	0	817,631,752	0	817,631,752	0

歳出	歳入	歳出補正額	歳入補正額
燃料安定供給対策費 エネルギー需給構造高度化 対策費		17,757,977	17,757,977
脱炭素成長型経済構造移行 推進対策費		89,166,608	89,166,608
独立行政法人エネルギー・ 金属鉱物資源機構運営費		524,686,538	524,686,538
独立行政法人エネルギー・ 金属鉱物資源機構出資		35,097,296	35,097,296
脱炭素成長型経済構造移行 推進電源開発促進勘定へ繰 入		19,700,000	19,700,000
脱炭素成長型経済構造移行 推進先端半導体・人工知能 関連技術勘定へ繰入		51,020,000	51,020,000
脱炭素成長型経済構造移行 推進電源開発促進勘定へ繰 入		80,203,333	80,203,333
電源利用対策財源一般会計 より受入	35,741,314	817,631,752	35,741,314
原子力安全規制対策財源一 般会計より受入	24,810,811	0	24,810,811
他勘定より受入	10,930,503	0	10,930,503
脱炭素成長型経済構造移行 推進エネルギー需給勘定よ り受入	51,020,000	0	51,020,000
電源利用対策費	86,761,314	0	86,761,314
脱炭素成長型経済構造移行 推進対策費	10,220,762	0	10,220,762
脱炭素成長型経済構造移行 推進機構出資	6,020,000	0	6,020,000
脱炭素成長型経済構造移行 推進機構出資	45,000,000	0	45,000,000
原子力安全規制対策費	6,475,500	0	6,475,500
国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構運営費	4,710,245	0	4,710,245
国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構施設整備費	9,879,804	0	9,879,804
国立研究開発機構施設整備 費	4,455,003	0	4,455,003
歳出補正額	86,761,314	0	86,761,314

先導半導体・人工知能 関連技術勘定 歳	入	他 勘定 より 受 入	公 債 金 入	雑 収 入	歳 入 補 正 額	先導半導体・人工知能関連 技術対策費 脱炭素成長型経済構造移行 推進対策費 国立研究開発法人産業技術 総合研究所運営費 先導半導体・人工知能関連 技術対策公債事務取扱費一 般会計へ繰入 国債整理基金特別会計へ繰 入	歳 入 補 正 額	業 務 取 扱 費	職業紹介事業等実施費 高齢者等雇用安定・促進費 職業能力開発強化費 若年者等職業能力開発支援 費 独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構運営費	歳 出 補 正 額	厚生労働省	
											労働 災害 雇用 歳	労働 保険 勘定 出 出
		一般会計より受入 財政投融资特別会計より受 入			146,657,555		0	86,277,399	0	0	0	146,657,555
		他勘定より受入			60,380,156		0	60,380,156	0	0	0	60,380,156
		脱炭素成長型経済構造移行 推進エネルギー需給勘定よ り受入			80,203,333		0	80,203,333	0	0	0	80,203,333
		先導半導体・人工知能関連 技術公債金			25,626,721		0	25,626,721	0	0	0	25,626,721
		雑収			10		0	10	0	0	0	10
		歳入補正額			252,487,619		0	252,487,619	0	0	0	252,487,619
					73,453,126		0	73,453,126	0	0	0	73,453,126
					80,203,333		0	80,203,333	0	0	0	80,203,333
					98,831,000		0	98,831,000	0	0	0	98,831,000
					63		0	63	0	0	0	63
					97		0	97	0	0	0	97
					252,487,619		0	252,487,619	0	0	0	252,487,619
					697,959		△	479,058	0	0	0	218,901
					52,098		0	52,098	0	0	0	52,098
					45,736		0	45,736	0	0	0	45,736
					18,625		0	18,625	0	0	0	18,625
					179,241		0	179,241	0	0	0	179,241
					50,439		0	50,439	0	0	0	50,439
					346,139		0	346,139	0	0	0	346,139

		政府 出資回収金収入	1,941,839	0	1,941,839
		雑 納 付 金	243,615	0	243,615
		雑 収 入	11,852,532	0	11,852,532
	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	160,485,423	0	160,485,423
	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	242,402,998	△	121,100,000
	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	453,064	△	40,242,331
	復 興 庁 共 通 費	復 興 庁 共 通 費	89,394	△	89,376
	原 子 力 災 害 復 興 再 生 支 援 事 業 費	原 子 力 災 害 復 興 再 生 支 援 事 業 費	0	△	3,612,250
	内 閣 共 通 費	内 閣 共 通 費	62	△	16,823
	文 部 科 学 省 共 通 費	文 部 科 学 省 共 通 費	0	△	22,846
	農 林 水 産 省 共 通 費	農 林 水 産 省 共 通 費	0	△	27,235
	環 境 省 共 通 費	環 境 省 共 通 費	152,535	△	321,657
	生 活 基 盤 行 政 復 興 政 策 費	生 活 基 盤 行 政 復 興 政 策 費	0	△	63,917
	教 育 ・ 科 学 技 術 等 復 興 政 策 費	教 育 ・ 科 学 技 術 等 復 興 政 策 費	0	△	710,071
	農 林 水 産 業 復 興 政 策 費	農 林 水 産 業 復 興 政 策 費	0	△	127,284
	環 境 保 全 復 興 政 策 費	環 境 保 全 復 興 政 策 費	0	△	15,199,135
	環 境 保 全 復 興 事 業 費	環 境 保 全 復 興 事 業 費	0	△	20,050,484
	東 日 本 大 震 災 復 興 事 業 費	東 日 本 大 震 災 復 興 事 業 費	210,859	0	210,859
	東 日 本 大 震 災 復 興 国 営 追 追 悼 ・ 祈 念 施 設 整 備 事 業 工 事 諸 費	東 日 本 大 震 災 復 興 国 営 追 追 悼 ・ 祈 念 施 設 整 備 事 業 工 事 諸 費	214	△	1,253
	財 務 省	財 務 省	222,793,830	△	61,701,565
	財 務 本 省	財 務 本 省	222,793,830	△	61,701,565
	復 興 加 速 化 ・ 福 島 再 生 予 備 費	復 興 加 速 化 ・ 福 島 再 生 予 備 費	222,793,830	△	14,701,565
	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	0	△	47,000,000
	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	223,246,894	△	101,943,896
					121,302,998

国土交通省	自動車安全	自動車事故対策助定	(項) 被害者保護増進等事業のうち 被害者保護増進等事業委託 損害賠償責任保険加入促進 調査費、療養費、安全運転支 援事業費、米国籍対心臓自 動車安全対策調査事業費に 限る。	被害者保護増進等事業費補助 金(自動車緊急整備事業支 援基金)等緊急整備事業費、緊 急交通違反者検査給付金支給 税負担軽減事業費及び米国籍 対心臓自動車安全対策調査 環境確保事業費に限る。)	業務取扱費自動車検査 登録取定へ繰入 職員旅費(米国籍対心臓自 動車安全対策調査事業費に 限る。)
-------	-------	-----------	--	---	---

丁号 国庫債務負担行為補正						
所管	特別会計	事項	限度額 (千円)	行為年度	国庫負担 年度	事由
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策	省エネルギー投資促進支援事業費補助	17,499,915	令和7年度	令和7年度以降3箇年度以内	省エネルギー投資促進支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要する
		脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー・製品・構築促進事業費補助	84,500,000	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー・製品・構築促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要する
		脱炭素成長型経済構造移行推進充電設備等導入促進事業費補助	50,967,381	令和7年度	令和7年度以降3箇年度以内	脱炭素成長型経済構造移行推進充電設備等導入促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要する
		小型エンジン整備等拠点強化支援事業費補助	7,170,000	令和7年度	令和7年度以降4箇年度以内	小型エンジン整備等拠点強化支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要する
		大規模電力貯蔵システム導入支援事業費補助	61,599,998	令和7年度	令和7年度以降4箇年度以内	大規模電力貯蔵システム導入支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要する

	脱炭素成長型経済構造移行推進省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため	227,499,676	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	
先進的核融合発電実証推進事業費補助	先進的核融合発電実証推進事業について、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため	60,020,000	令和7年度	令和7年度以降4箇年度以内	
商用車等電動化促進事業費補助	商用車等電動化促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため	6,000,000	令和7年度	令和9年度	
ゼロエミッション船舶等生産設備導入支援事業費補助	ゼロエミッション船舶等生産設備導入支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため	30,000,000	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	
追加		15,000,000	同	同	
改定	原子力施設廃止措置促進事業費補助	45,000,000	—	—	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う原子力施設廃止措置促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
改定	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構設備整備費補助	3,600,000	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う原子力研究設備の整備については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
修正減少	高速炉実証炉開発	47,900,000	令和7年度	令和9年度	令和7年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「高速炉実証炉開発」について、事業計画の変更に伴い、その限度額を減額する必要があるため
改定	電源開発促進勘定	47,900,000	—	—	

	仕様の変更に伴う高速炉実証炉開発に係る限度額の増額	47,900,000	令和7年度	令和9年度	令和5年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「高速炉実証炉開発」に基づいて実行した高速炉実証炉の開発に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
	高速炉実証炉開発に係る契約の一部変更	—	令和7年度	令和9年度まで1箇年度延長	令和5年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「高速炉実証炉開発」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和7年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和9年度まで1箇年度延長する必要があるため
	高温ガス炉実証炉開発	67,320,000	令和7年度	令和7年度以降3箇年度以内	令和7年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「高温ガス炉実証炉開発」に基づいて、事業計画の変更に伴い、その限度額を減額する必要があるため
	修正減少	△ 67,320,000	同	同	令和5年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「高温ガス炉実証炉開発」に基づいて実行した高温ガス炉実証炉の開発に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
	改定	0	—	—	令和5年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「高温ガス炉実証炉開発」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和7年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和9年度まで1箇年度延長する必要があるため
	仕様の変更に伴う高温ガス炉実証炉開発に係る限度額の増額	63,840,000	令和7年度	令和8年度及び令和9年度	令和5年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「高温ガス炉実証炉開発」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和7年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和9年度まで1箇年度延長する必要があるため
	高温ガス炉実証炉開発に係る契約の一部変更	—	令和7年度	令和9年度まで1箇年度延長	令和5年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「高温ガス炉実証炉開発」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和7年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和9年度まで1箇年度延長する必要があるため
	革新軽水炉・小型モジュール炉技術開発・サフラインチエーン構築支援事業費補助	12,230,000	令和7年度	令和7年度以降4箇年度以内	革新軽水炉・小型モジュール炉技術開発・サフラインチエーン構築支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構本施設整備費補助	11,458,110	令和7年度	令和7年度以降5箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

国土交通省	自動車安全	空港整備				
	空港整備助定	既定	50,604,600	令和7年度	令和7年度以降3箇年度以内	秋田空港及び美保飛行場の整備については、多くの日数を要するため
		追加	388,000	同	令和8年度	
		改定	50,992,600	—	—	
	空港整備事業費補助	既定	3,145,250	令和7年度	令和7年度以降3箇年度以内	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追加	853,100	同	令和8年度	
		改定	3,998,350	—	—	
	北海道空港整備	既定	323,700	令和7年度	令和7年度及び令和8年度	新千歳空港及び札幌飛行場の整備については、多くの日数を要するため
		追加	909,000	同	令和8年度	
		改定	1,232,700	—	—	
	北海道空港整備事業費補助	既定	248,600	令和7年度	令和8年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追加	418,000	同	令和8年度	
		改定	19,230,000	令和7年度	令和7年度以降4箇年度以内	航空路保安施設及び航空交通管制施設の整備については、多くの日数を要するため
		追加	19,648,000	—	—	
		改定	1,300,000	令和7年度	令和8年度	能登空港の災害復旧工事については、多くの日数を要するため

令和七年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等十二特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、エネルギー対策特別会計等二特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	五一、六三一、三四一	五〇、七一九、三〇〇
補正	一、四八一、二八九	一、四八六、三八九
計	五三、一一二、六三〇	五二、二〇五、六九〇

2 国債整理基金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	三三二、一一八、五〇〇	三三二、一一八、五〇〇
補正	△一、四〇二、〇八八	△一、四〇二、〇八八
計	三三〇、七一六、四一二	三三〇、七一六、四一二

3 財政投融资特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	二一、六三八、二〇八	二一、六三八、二〇八
補正	一、七九八、一八九	一、七九八、一八九
計	二三、四三六、三九七	二三、四三六、三九七

(一) 財政融資資金勘定

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	八五一、七九〇	八五一、七九〇
補正	一三〇、三八〇	一三〇、三八〇
計	九八二、一七〇	九八二、一七〇

(二) 投資勘定

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	八五一、七九〇	八五一、七九〇
補正	一三〇、三八〇	一三〇、三八〇
計	九八二、一七〇	九八二、一七〇

4 エネルギー対策特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	二、九八四、六三七	二、九八四、六三七
補正	八一七、六三二	八一七、六三二
計	三、八〇二、二六九	三、八〇二、二六九

(一) エネルギー需給勘定

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	四二〇、九二九	四二〇、九二九
補正	八六、七六一	八六、七六一
計	五〇七、六九一	五〇七、六九一

(二) 電源開発促進勘定

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	三三二、八〇〇	三三二、八〇〇
補正	二五二、四八八	二五二、四八八
計	五八五、二八八	五八五、二八八

(三) 先端半導体・人工知能関連技術勘定

5 東日本大震災復興特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	六四六、二四四	六四六、二四四
補正	一一一、三〇三	一一一、三〇三
計	七六七、五四七	七六七、五四七

以上のほかに、労働保険特別会計、年金特別会計、子ども・子育て支援特別会計、食料安定供給特別会計、国有林野事業債務管理特別会計及び自動車安全特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主党・無所属及び公明党共同提案、れいわ新選組提案並びに日本共産党提案の「令和七年度一般会計補正予算(第1号)及び令和七年度特別会計補正予算(特第1号)につき撤回のうえ編成替えを求める動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

令和七年十二月十一日

衆議院議長 額賀福志郎殿

予算委員長 枝野 幸男

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和七年十二月八日

内閣総理大臣 高市 早苗

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」を「、研究職俸給表又は指定職俸給表」に改め、「(管理監督職員を除く。)」を削り、同条第二項中「もの」の下に「、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては行政職俸給表(一)の十級を加え、「百分の十」を「百分の十二」に改める。第十條の四第一項第一号中「四十一万六千六

百円」を「四十一万七千六百元」に改め、同項第二号中「五万六千六百元」を「五万二千五百円」に改める。

第十二条第二項第二号八中「七千五百円」を「七千三百円」に改め、同号二中「二万円」を「一万四五百円」に改め、同号ホ中「二万二千九百円」を「一万三千五百円」に改め、同号ヘ中「一万五千八百円」を「一万六千六百元」に改め、同号ト中「二万八千七百円」を「二万九千七百円」に改め、同号チ中「二万六千六百円」を「二万二千八百円」に改め、同号リ中「二万四千四百円」を「二万五千九百円」に改め、同号ヌ中「二万六千二百円」を「二万九千九百円」に改め、同号ル中「二万八千円」を「三万二千三百円」に改め、同号ヲ中「二万九千八百円」を「三万五千五百円」に改め、同号ワ中「三万六千六百元」を「三万八千七百円」に改める。第十四条第二項中「検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。)」を削る。

第十九条の二第二項中「四千四百円」を「四千七百円」に、「二万二千円」を「二万二千五百円」に、「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同項ただし書中「六千六百元」を「七千五百円」に、「三万五千五百円」を「三万三千七百五十円」に、「二万千五百円」を「二万五千五百円」に改め、同条第二項中「二万二千円」を「二万三千五百円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の百二十五」を「六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」に、「百分の六十六・二五」を「六月に支給する場合には百分の六十六・二五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五」に改め、同条第三項中「百分の七十」との下に、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」とを、「百分の六十」との下に「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十

二・五」とを加える。第十九条の七第二項第一号イ中「加算した額」の下に、「六月に支給する場合には」を、「百分の百二十五」の下に、「十二月に支給する場合には百分の百七・五(特定管理職員にあつては、百分の百二十七・五)」を加え、同号ロ中「百分の百六・二五」を「六月に支給する場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五」に改め、同項第二号中「勤勉手当基礎額」の下に、「六月に支給する場合には」を、「百分の六十」の下に、「十二月に支給する場合には百分の五十二・五(特定管理職員にあつては、百分の六十二・五)」を加える。

第十九条の八第一項中「第十條」の下に、「第十條の二、第十條の四」を加える。第二十二條第一項中「三万四千七百円」を「三万五千七百円」に改める。別表第一から別表第十一までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職員の 区分	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級		
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額										
1	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100	2	1	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
		198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000												
3	3	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800	4	1	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
		202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700												
5	5	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100	6	1	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
		206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300													
7	7	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	499,000	555,300	8	1	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	501,500	555,300	596,000	
		211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	501,500	555,300													
9	9	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	501,500	555,300	10	1	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	501,500	555,300	596,000	
		216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	501,500	555,300													
11	11	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	501,500	555,300	12	1	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	501,500	555,300	596,000	
		221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	501,500	555,300													
13	13	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	501,500	555,300	14	1	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	501,500	555,300	596,000	
		225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	501,500	555,300													
15	15	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	501,500	555,300	16	1	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	501,500	555,300	596,000	
		230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	501,500	555,300													
17	17	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	501,500	555,300	18	1	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	501,500	555,300	596,000	

官 報 (号外国会会議録) 令和8年2月25日 水曜日 発行

27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	

	定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員																			
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800														
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000														
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300														
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600														
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800														
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000														
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300														
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600														
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800														
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000														
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300														
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600														
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800														
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000														
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300															
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600															
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800															
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000															
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300															
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600															
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800															
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000															
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300															
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600															
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800															
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000															
86	266,200	305,800	355,700																	
87	266,500	306,100	356,100																	
88	266,800	306,400	356,500																	
89	267,100	306,700	356,700																	
90	267,400	307,000	357,100																	
91	267,700	307,300	357,500																	
92	268,000	307,600	357,900																	
93	268,300	307,800	358,100																	
94		308,000	358,400																	
95		308,300	358,800																	
96		308,700	359,100																	

行政職俸給表(二)		職員の区分				
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
口	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29			236,400	255,800	279,700	304,100
30			237,200	256,300	280,400	304,600
31			238,000	256,700	281,100	305,000
32			238,800	257,100	281,700	305,500
33			239,600	257,400	282,400	306,000
34			240,100	257,900	283,100	306,400
35			240,600	258,400	283,800	306,900
36			241,100	258,800	284,400	307,400
37			241,700	259,200	285,000	307,900
38			242,200	259,700	285,700	308,500
39			242,700	260,100	286,300	309,100
40			243,200	260,500	286,800	309,800
41			243,700	260,900	287,200	310,300
42			244,000	261,300	287,700	310,800
43			244,300	261,800	288,100	311,400
44			244,700	262,100	288,500	311,900
45			245,100	262,400	289,000	312,400
46			245,500	262,800	289,500	312,900
47			245,900	263,200	290,000	313,500
48			246,300	263,500	290,300	314,100
49			246,600	263,900	290,700	314,700
50			246,900	264,300	291,100	315,400
51			247,200	264,600	291,500	316,100
52			247,500	264,900	292,000	316,800
53			247,700	265,300	292,300	317,400
54			248,000	265,600	292,700	318,100
55			248,300	265,900	293,200	318,700
56			248,600	266,300	293,700	319,300
57			248,800	266,600	294,100	319,900
58			249,100	266,900	294,700	320,600
59			249,400	267,200	295,200	321,300
60			249,600	267,500	295,800	321,900
61			249,800	267,800	296,400	322,400
62			250,100	268,100	296,900	322,900
63			250,400	268,400	297,500	323,500
64			250,600	268,700	298,000	324,100
						324,600
						325,100
						325,600
						326,100
						326,600
						327,100
						327,600
						328,100
						328,600
						329,100
						329,600
						330,100
						330,600
						331,100
						331,600
						332,100
						332,600
						333,100
						333,600
						334,100
						334,600
						335,100
						335,600
						336,100
						336,600
						337,100
						337,600
						338,100
						338,600
						339,100
						339,600
						340,100
						340,600
						341,100
						341,600
						342,100
						342,600
						343,100
						343,600
						344,100
						344,600
						345,100
						345,600
						346,100
						346,600
						347,100
						347,600
						348,100
						348,600
						349,100
						349,600
						350,100
						350,600
						351,100
						351,600
						352,100
						352,600
						353,100
						353,600
						354,100
						354,600
						355,100
						355,600
						356,100
						356,600
						357,100
						357,600
						358,100
						358,600
						359,100
						359,600
						360,100
						360,600
						361,100
						361,600
						362,100
						362,600
						363,100
						363,600
						364,100
						364,600
						365,100
						365,600
						366,100
						366,600
						367,100
						367,600
						368,100
						368,600
						369,100
						369,600
						370,100
						370,600
						371,100
						371,600
						372,100
						372,600
						373,100
						373,600
						374,100
						374,600
						375,100
						375,600
						376,100
						376,600
						377,100
						377,600
						378,100
						378,600
						379,100
						379,600
						380,100
						380,600
						381,100
						381,600
						382,100
						382,600
						383,100
						383,600
						384,100
						384,600
						385,100
						385,600
						386,100
						386,600
						387,100
						387,600
						388,100
						388,600
						389,100
						389,600
						390,100
						390,600
						391,100
						391,600
						392,100
						392,600
						393,100
						393,600
						394,100
						394,600
						395,100
						395,600

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職員の 区分	職務の級		1		2		3		4		5		6		7		8		
	号俸	俸給	月額	俸給	月額	俸給	月額	俸給	月額	俸給	月額	俸給	月額	俸給	月額	俸給	月額	俸給	月額
	1	220,800	282,700	330,300	367,000	420,700	471,900	525,300	567,100										
	2	222,500	284,300	332,100	368,700	422,600	477,200	532,000	574,100										
	3	224,200	285,800	333,900	370,300	424,500	482,100	537,100	580,000										
	4	225,800	287,300	335,700	371,900	426,300	486,700	541,300	584,800										
	5	227,400	288,800	337,500	373,500	428,100	490,700	544,700	588,800										
	6	228,900	290,000	339,000	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700										
	7	230,300	291,200	340,400	376,700	431,700	497,000	550,800	594,100										
	8	231,700	292,400	341,800	378,300	433,500	499,500	553,300	596,000										
	9	232,800	293,600	343,200	379,800	435,100	501,500	555,300											
	10	234,300	295,100	344,600	381,400	436,600													
	11	235,700	296,700	346,100	383,000	438,100													
	12	237,100	298,200	347,600	384,500	439,600													
	13	238,400	299,600	349,100	386,100	441,100													
	14	239,700	301,100	350,600	388,000	442,400													
	15	241,000	302,700	352,100	389,900	443,700													
	16	242,200	304,200	353,500	391,800	444,900													
	17	243,400	305,800	355,000	393,600	446,100													
	18	244,700	307,500	356,500	395,500	447,400													
	19	246,000	309,100	358,000	397,300	448,700													
	20	247,300	310,600	359,500	399,000	449,900													
	21	248,800	312,000	361,000	400,200	451,100													
	22	250,200	313,600	362,600	401,800	451,900													
	23	251,600	315,000	364,100	403,300	452,700													
	24	253,000	316,500	365,700	404,800	453,500													
	25	254,300	318,000	366,900	406,300	454,100													
	26	255,600	319,200	368,300	407,200	454,700													
	27	257,000	320,400	369,800	408,200	455,300													
	28	258,200	321,500	371,300	409,100	455,900													

29	259,500	322,700	372,700	410,100	456,600
30	260,700	323,800	374,200	411,300	457,400
31	261,800	324,900	375,700	412,400	457,800
32	262,900	326,000	377,200	413,500	458,500
33	263,900	326,900	378,600	414,400	459,000
34	265,000	328,000	380,000	415,100	459,400
35	266,100	329,100	381,300	415,700	459,800
36	267,200	330,100	382,700	416,400	460,200
37	268,200	331,100	383,700	416,900	460,600
38	269,100	332,200	384,800	417,400	460,900
39	270,000	333,300	385,700	417,900	461,200
40	270,800	334,300	386,700	418,300	461,500
41	271,600	335,300	387,300	418,700	461,800
42	272,500	336,300	387,600	418,900	462,100
43	273,200	337,400	388,000	419,200	462,400
44	274,100	338,500	388,400	419,500	462,700
45	274,900	339,500	388,800	419,800	463,000
46	275,800	340,400	389,300	420,100	
47	276,600	341,300	389,900	420,400	
48	277,300	342,100	390,400	420,700	
49	278,000	342,700	390,900	420,900	
50	278,800	343,400	391,500	421,200	
51	279,600	344,100	392,100	421,400	
52	280,200	344,700	392,600	421,700	
53	280,900	345,300	393,000	421,900	
54	281,700	345,900	393,500	422,200	
55	282,400	346,500	394,000	422,500	
56	283,000	347,100	394,600	422,800	
57	283,700	347,700	395,100	423,000	
58	284,400	348,200	395,700	423,300	
59	285,000	348,700	396,000	423,600	
60	285,700	349,200	396,500	423,800	
61	286,300	349,600	397,000	424,000	
62	287,000	349,800	397,400	424,300	
63	287,700	350,100	397,900	424,600	
64	288,200	350,600	398,400	424,800	

定年
任用
再任
時
短
間
勤
務
職
員
以
外
の
職

定年 再任用 時 短 期 勤 務 員	備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。	65	288,800	350,900	398,900	425,000														
		66	289,400	351,300	399,400															
		67	290,100	351,700	399,800															
		68	290,700	352,100	400,100															
		69	291,300	352,500	400,400															
		70	291,900	353,000	400,700															
		71	292,600	353,500	401,000															
		72	293,200	353,900	401,200															
		73	293,700	354,100	401,400															
		74	294,300	354,500	401,700															
		75	294,900	354,900	402,000															
		76	295,500	355,300	402,200															
		77	296,100	355,600	402,400															
		78	296,600		402,700															
		79	297,100		403,000															
		80	297,700		403,200															
		81	298,200		403,400															
		82	298,800																	
		83	299,400																	
		84	299,900																	
		85	300,300																	
		86	300,900																	
		87	301,400																	
		88	301,900																	
		89	302,400																	
		90	302,800																	
		91	303,100																	
		92	303,500																	
		93	303,900																	

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の級									
	号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	216,700 円	277,700 円	311,700 円	344,100 円	365,700 円	396,700 円	433,100 円	479,800 円	525,300 円	567,100 円
2	219,300	279,400	312,700	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800	532,000	574,100
3	221,800	281,000	313,600	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700	537,100	580,000
4	224,300	282,500	314,500	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900	541,300	584,800
5	226,800	284,100	315,400	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900	544,700	588,800
6	229,200	285,500	316,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300	547,900	591,700
7	231,700	286,800	317,100	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200	550,800	594,100
8	234,100	288,000	317,900	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700	553,300	596,000
9	236,500	289,200	318,800	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900	555,300	
10	238,800	290,400	319,800	356,900	380,200	411,100	446,100			
11	241,100	291,600	320,800	358,500	381,800	412,700	447,600			
12	243,400	292,700	321,700	360,100	383,400	414,300	449,100			
13	245,700	293,800	322,600	361,500	385,000	415,800	450,400			
14	248,000	294,700	323,800	363,100	386,600	417,800	452,100			
15	250,200	295,500	325,200	364,600	388,200	419,800	453,700			
16	252,400	296,300	326,500	366,100	389,800	421,800	455,300			
17	254,600	297,100	327,700	367,600	391,400	423,300	456,700			
18	256,900	297,900	329,000	369,200	393,000	425,000	458,400			
19	259,100	298,600	330,200	370,700	394,600	426,600	460,100			
20	261,300	299,300	331,300	372,200	396,200	428,300	461,700			
21	263,600	299,900	332,400	373,700	397,700	429,900	463,100			
22	265,400	300,500	333,600	375,300	399,300	431,400	463,800			
23	266,700	301,100	334,700	376,900	401,000	432,900	464,500			
24	268,000	301,600	335,800	378,500	402,700	434,300	465,200			
25	269,300	302,200	336,900	379,900	404,400	435,500	465,600			
26	270,400	302,700	338,000	381,600	406,400	437,000	466,100			
27	271,500	303,100	339,100	383,300	408,200	438,500	466,700			

28	272,400	303,500	340,200	384,900	410,100	439,900	467,300		
29	273,400	304,000	341,400	386,500	411,800	441,400	467,900		
30	274,300	304,500	342,400	388,100	413,200	442,700	468,600		
31	275,200	304,900	343,500	389,700	414,400	443,900	469,100		
32	276,100	305,200	344,600	391,300	415,700	445,100	469,600		
33	276,900	305,600	345,800	393,000	416,700	446,100	470,100		
34	277,300	306,000	346,900	395,000	417,800	446,800	470,400		
35	277,600	306,400	348,000	397,000	418,800	447,500	470,700		
36	277,900	306,700	349,100	399,000	419,800	448,200	471,100		
37	278,200	307,100	350,100	400,700	420,900	448,700	471,400		
38	278,500	307,600	351,000	402,400	422,000	449,100	471,600		
39	278,800	308,000	351,800	403,900	423,100	449,500	471,900		
40	279,100	308,400	352,700	405,400	424,200	449,800	472,100		
41	279,400	308,700	353,500	406,600	425,400	450,100	472,400		
42	279,800	309,100	354,300	407,600	426,200	450,400	472,600		
43	280,100	309,500	355,200	408,600	427,000	450,700	472,800		
44	280,400	309,900	356,000	409,600	427,600	451,000	473,000		
45	280,600	310,200	356,600	410,600	428,100	451,200	473,400		
46	280,900	310,600	357,500	411,700	428,800	451,500			
47	281,200	310,900	358,300	412,800	429,500	451,800			
48	281,500	311,100	359,100	413,900	430,100	452,000			
49	281,700	311,300	359,800	415,200	430,800	452,300			
50	282,000	311,600	360,600	416,000	431,200	452,600			
51	282,300	311,900	361,400	416,800	431,800	452,900			
52	282,500	312,100	362,200	417,400	432,400	453,200			
53	282,700	312,300	363,000	417,900	432,800	453,400			
54	283,000	312,600	363,900	418,600	433,200	453,700			
55	283,300	312,900	364,900	419,200	433,700	453,900			
56	283,500	313,100	365,900	419,900	434,200	454,200			
57	283,700	313,300	366,500	420,200	434,700	454,400			
58	284,000	313,600	367,300	420,900	435,200	454,700			
59	284,300	313,900	368,000	421,600	435,600	455,000			
60	284,500	314,100	368,600	422,100	436,000	455,200			

定年
再任用
時
短
期
勤
務
員
以
外
の
員

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)
 ㄱ 公安職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級 号俸	俸給月額										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800	525,300	567,100
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800	532,000	574,100
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700	537,100	580,000
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900	541,300	584,800
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900	544,700	588,800
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300	547,900	591,700
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200	550,800	594,100
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700	553,300	596,000
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900	555,300	
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100			
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600			
12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100				
13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400				
14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100				
15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700				
16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300				
17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700				
18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400				
19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100				
20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700				
21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100				
22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800				
23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500				
24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200				
25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600				
26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100				
27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700				
28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300				
29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900				
30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600				
31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100				

令和七年十二月十一日 衆議院會議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600
33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100
34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400
35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700
36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100
37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400
38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600
39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900
40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100
41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400
42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600
43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800
44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000
45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400
46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	
47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800	
48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000	
49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300	
50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600	
51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900	
52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200	
53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400	
54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700	
55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900	
56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200	
57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400	
58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700	
59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000	
60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200	
61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400	
62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700	
63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000	
64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300	
65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500	
66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800	
67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100	
68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400	

ロ 公安職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	俸給月額									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	1	216,700 円	277,700 円	311,700 円	344,100 円	365,700 円	396,700 円	433,100 円	479,800 円	525,300 円	567,100 円
	2	219,100	279,400	312,700	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800	532,000	574,100
	3	221,600	281,000	313,600	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700	537,100	580,000
	4	224,000	282,500	314,500	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900	541,300	584,800
	5	226,400	284,100	315,400	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900	544,700	588,800
	6	228,800	285,500	316,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300	547,900	591,700
	7	231,100	286,800	317,100	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200	550,800	594,100
	8	233,400	288,000	317,900	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700	553,300	596,000
	9	235,700	289,200	318,800	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900	555,300	
	10	238,100	290,400	319,800	356,900	380,200	411,100	446,100			
	11	240,500	291,600	320,800	358,500	381,800	412,700	447,600			
	12	242,800	292,700	321,700	360,100	383,400	414,300	449,100			
	13	245,100	293,800	322,600	361,500	385,000	415,800	450,400			
	14	247,400	294,700	323,800	363,100	386,600	417,800	452,100			
	15	249,700	295,500	325,200	364,600	388,200	419,800	453,700			
	16	252,000	296,300	326,500	366,100	389,800	421,800	455,300			
	17	254,300	297,100	327,700	367,600	391,400	423,300	456,700			
	18	256,600	297,900	329,000	369,200	393,000	425,000	458,400			
	19	258,900	298,600	330,200	370,700	394,600	426,600	460,100			
	20	261,200	299,300	331,300	372,200	396,200	428,300	461,700			
	21	263,600	299,900	332,400	373,700	397,700	429,900	463,100			
	22	265,400	300,500	333,600	375,300	399,300	431,400	463,800			
	23	266,700	301,100	334,700	376,900	401,000	432,900	464,500			
	24	268,000	301,600	335,800	378,500	402,700	434,300	465,200			
	25	269,300	302,200	336,900	379,900	404,400	435,500	465,600			
	26	270,400	302,900	338,000	381,600	406,400	437,000	466,100			
	27	271,500	303,500	339,100	383,300	408,200	438,500	466,700			
	28	272,400	304,200	340,200	384,900	410,100	439,900	467,300			
	29	273,400	304,800	341,400	386,500	411,800	441,400	467,900			
	30	274,300	305,500	342,400	388,100	413,200	442,700	468,600			
	31	275,200	306,200	343,500	389,700	414,400	443,900	469,100			
	32	276,100	306,700	344,600	391,300	415,700	445,100	469,600			

官 報 (号外国会会議録) 令和8年2月25日 水曜日 発行

33	276,900	307,300	345,800	393,000	416,700	446,100	470,100
34	277,600	307,900	346,900	395,000	417,800	446,800	470,400
35	278,300	308,500	348,000	397,000	418,800	447,500	470,700
36	278,900	309,000	349,100	399,000	419,800	448,200	471,100
37	279,500	309,800	350,100	400,700	420,900	448,700	471,400
38	280,000	310,400	351,300	402,400	422,000	449,100	471,600
39	280,500	310,900	352,400	403,900	423,100	449,500	471,900
40	281,000	311,500	353,500	405,400	424,200	449,800	472,100
41	281,600	312,200	354,600	406,600	425,400	450,100	472,400
42	282,100	312,800	355,800	407,600	426,200	450,400	472,600
43	282,600	313,400	357,000	408,600	427,000	450,700	472,800
44	283,100	314,000	358,200	409,600	427,600	451,000	473,000
45	283,500	314,600	359,100	410,600	428,100	451,200	473,400
46	284,000	315,100	360,300	411,700	428,800	451,500	
47	284,500	315,700	361,500	412,800	429,500	451,800	
48	285,000	316,300	362,700	413,900	430,100	452,000	
49	285,500	317,000	363,700	415,200	430,800	452,300	
50	286,000	317,600	364,900	416,000	431,200	452,600	
51	286,500	318,300	366,100	416,800	431,800	452,900	
52	286,900	319,000	367,300	417,400	432,400	453,200	
53	287,300	319,500	368,400	417,900	432,800	453,400	
54	287,800	320,100	369,600	418,600	433,200	453,700	
55	288,300	320,800	370,800	419,200	433,700	453,900	
56	288,700	321,500	371,900	419,900	434,200	454,200	
57	289,100	322,000	373,100	420,200	434,700	454,400	
58	289,500	322,600	374,100	420,900	435,200	454,700	
59	289,900	323,200	375,000	421,600	435,600	455,000	
60	290,300	323,800	376,000	422,100	436,000	455,200	
61	290,900	324,400	376,400	422,500	436,400	455,400	
62	291,400	324,900	377,100	422,900	436,700	455,700	
63	291,800	325,500	377,700	423,400	437,000	456,000	
64	292,200	326,100	378,400	423,900	437,300	456,300	
65	292,700	326,600	379,100	424,400	437,500	456,500	
66	293,200	327,200	379,800	424,800	437,800	456,800	
67	293,600	327,800	380,500	425,300	438,100	457,100	
68	294,000	328,300	381,000	425,800	438,300	457,400	

定年
任用
再任
時
短
間
勤
務
職
員
以
上
の
職

69	294,400	328,700	381,700	426,300	438,500	457,600			
70	294,900	329,200	382,300	426,800	438,800	457,900			
71	295,300	329,600	382,900	427,400	439,100	458,200			
72	295,700	330,100	383,500	427,900	439,300	458,500			
73	296,100	330,600	384,000	428,300	439,500	458,700			
74	296,600	331,000	384,600	428,900	439,800				
75	297,000	331,300	385,000	429,300	440,100				
76	297,400	331,600	385,500	429,500	440,300				
77	297,800	331,800	385,800	429,800	440,500				
78	298,300	332,100	386,300	430,300	440,800				
79	298,700	332,400	386,800	430,600	441,100				
80	299,100	332,600	387,300	430,900	441,300				
81	299,500	332,800	387,800	431,200	441,500				
82	299,900	333,000	388,200	431,600	441,800				
83	300,400	333,300	388,500	432,000	442,100				
84	300,800	333,600	388,900	432,400	442,300				
85	301,200	333,800	389,100	432,700	442,500				
86	301,600	334,000	389,400						
87	301,800	334,200	389,900						
88	302,100	334,600	390,200						
89	302,400	334,800	390,400						
90		335,000	390,800						
91		335,200	391,100						
92		335,500	391,400						
93		335,800	391,600						
94		336,000	392,000						
95		336,200	392,400						
96		336,500	392,700						
97		336,800	393,000						
98		337,000							
99		337,200							
100		337,500							
101		337,800							

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

ヤ 海事職俸給表(一)

職員の 区分	職務の級		俸給		俸給		俸給		俸給		俸給	
	号	俸	給	月	給	月	給	月	給	月	給	月
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32	1	1	233,100	291,100	333,000	379,900	422,900	476,600	532,600			
	2	1	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000	478,400	533,700			
	3	1	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100	480,200	534,800			
	4	1	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200	482,000	535,800			
	5	1	246,200	297,900	337,100	386,300	431,100	483,800	536,800			
	6	1	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500	485,500	537,400			
	7	1	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900	487,200	538,200			
	8	1	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200	488,800	539,000			
	9	1	258,500	303,800	343,600	392,700	436,500	490,200	539,700			
	10	1	261,400	305,100	345,200	394,200	437,800	491,400	540,200			
	11	1	264,300	306,300	346,800	395,600	439,000	492,600	540,800			
	12	1	267,100	307,600	348,400	397,100	440,200	493,600	541,400			
	13	1	269,900	308,900	350,100	398,600	441,400	494,500	542,000			
	14	1	272,800	310,200	351,700	400,000	442,600	495,500				
	15	1	275,600	311,400	353,300	401,300	443,700	496,500				
	16	1	278,300	312,700	354,800	402,600	444,800	497,400				
	17	1	280,900	313,900	356,300	404,100	445,800	497,700				
	18	1	282,300	315,000	357,100	405,600	446,800	498,600				
	19	1	283,700	316,200	357,900	407,200	447,900	499,400				
	20	1	285,100	317,300	358,600	408,800	449,000	500,300				
	21	1	286,500	318,600	359,400	410,300	449,900	501,200				
	22	1	287,600	319,400	360,100	411,700	450,700	502,100				
	23	1	288,700	320,100	360,900	413,100	451,600	503,000				
	24	1	289,800	320,800	361,600	414,500	452,400	503,900				
	25	1	290,900	321,500	362,400	415,800	453,300	504,700				
	26	1	291,500	322,200	363,100	417,000	454,200	505,400				
	27	1	291,900	322,800	363,900	418,200	455,000	506,000				
	28	1	292,300	323,400	364,600	419,400	455,800	506,600				
	29	1	292,700	324,100	365,300	420,600	456,200	507,100				
	30	1	293,100	324,600	366,000	421,600	456,700	507,600				
	31	1	293,400	325,200	366,600	422,600	457,300	508,200				
	32	1	293,700	325,800	367,300	423,600	457,800	508,800				

33	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300	509,100
34	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600	509,600
35	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000	510,100
36	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400	510,600
37	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700	511,100
38	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200	511,700
39	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800	512,000
40	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400	512,600
41	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000	513,100
42	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700	
43	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300	
44	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900	
45	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200	
46	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800	
47	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400	
48	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000	
49	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400	
50	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700	
51	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000	
52	299,400	333,300	381,300	435,500	467,200	
53	299,600	333,600	381,900	435,800	467,400	
54	299,900	333,900	382,800	436,300	467,600	
55	300,200	334,200	383,700	436,800	467,900	
56	300,400	334,400	384,500	437,300	468,200	
57	300,600	334,600	384,800	437,900	468,400	
58	300,900	334,900	385,100	438,500	468,700	
59	301,200	335,200	385,400	439,000	469,000	
60	301,400	335,400	385,700	439,500	469,200	
61	301,600	335,600	386,000	440,100	469,400	
62	301,900	335,900	386,300	440,600		
63	302,200	336,200	386,600	441,100		
64	302,400	336,400	386,900	441,600		
65	302,600	336,600	387,100	442,100		
66	302,800	336,800	387,300	442,700		
67	303,000	337,000	387,600	443,200		
68	303,300	337,400	387,900	443,800		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

定年 前任用 短時間 勤務職 員	69	303,600	337,600	388,200	444,300		
	70			388,400	444,800		
	71			388,700	445,400		
	72			389,000	446,000		
	73			389,300	446,300		
	74			389,700	446,900		
	75			390,100	447,500		
	76			390,500	448,000		
	77			390,900	448,400		
	78			391,300	448,900		
	79			391,800	449,600		
	80			392,300	450,300		
	81			392,700	450,500		
	82			393,100			
	83			393,500			
	84			393,900			
	85			394,400			
	86			394,900			
	87			395,400			
	88			395,900			
	89			396,200			
	90			396,600			
	91			396,900			
	92			397,300			
	93			397,800			
	94			398,100			
	95			398,600			
	96			399,000			
	97			399,600			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 海事職俸給表(二)							
職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	1	221,200	258,000	299,300	326,200	350,400	373,400
2	2	222,900	261,000	300,200	327,700	351,200	374,500
3	3	224,600	263,900	301,100	329,200	351,900	375,500
4	4	226,200	266,800	301,900	330,200	352,600	375,900
5	5	227,700	269,700	302,800	330,900	353,200	376,300
6	6	230,400	271,700	303,700	331,600	353,700	377,100
7	7	233,200	273,700	304,600	332,400	354,200	377,900
8	8	235,800	275,600	305,500	333,200	354,600	378,500
9	9	238,500	277,400	306,400	334,100	355,000	379,200
10	10	240,700	278,800	307,400	335,100	355,400	380,000
11	11	242,800	280,300	308,400	336,100	355,800	380,800
12	12	244,900	281,700	309,300	337,100	356,100	381,400
13	13	246,900	283,000	310,300	337,900	356,400	382,100
14	14	248,700	284,000	311,300	338,500	356,800	382,900
15	15	250,500	284,700	312,300	339,000	357,100	383,800
16	16	252,100	285,300	313,400	339,500	357,400	384,700
17	17	253,600	285,800	314,200	339,900	357,700	385,400
18	18	255,100	286,300	315,000	340,400	358,000	386,300
19	19	256,700	286,700	315,800	340,900	358,300	387,100
20	20	258,200	287,100	316,800	341,300	358,600	387,900
21	21	259,600	287,600	317,900	341,700	358,800	388,600
22	22	260,900	288,400	319,000	342,000	359,100	389,400
23	23	262,000	289,100	320,000	342,300	359,400	390,300
24	24	263,200	289,700	321,000	342,600	359,600	391,100
25	25	264,300	290,300	321,800	342,900	359,800	391,900
26	26	265,300	290,800	322,600	343,200	360,100	392,500
27	27	266,400	291,300	323,400	343,500	360,400	393,100
28	28	267,300	291,800	324,200	343,800	360,600	393,800
29	29	268,300	292,400	324,900	344,000	360,800	394,500
30	30	269,200	293,100	325,700	344,300	361,100	395,200
31	31	270,100	293,800	326,500	344,600	361,400	395,800
32	32	270,900	294,200	327,300	344,800	361,600	396,400
33	33	271,600	294,500	328,100	345,000	361,800	396,900
34	34	272,300	294,800	328,900	345,200	362,100	397,500
35	35	272,800	295,100	329,600	345,400	362,400	398,000
36	36	273,300	295,400	330,200	345,700	362,600	398,600
37	37	273,900	295,900	330,900	346,000	362,800	399,200
38	38	274,500	296,400	331,700	346,300	363,100	399,900
39	39	275,000	296,900	332,400	346,600	363,400	400,600
40	40	275,500	297,500	333,000	346,800	363,600	401,400
41	41	275,900	298,000	333,600	347,000	363,800	402,200
42	42	276,300	298,500	334,300	347,300	364,100	403,000
43	43	276,700	299,000	335,000	347,600	364,400	403,700
44	44	277,100	299,600	335,500	347,800	364,600	404,400
45	45	277,700	300,100	335,900	348,000	364,800	405,200
46	46	278,300	300,700	336,300	348,300	365,100	405,900
47	47	278,900	301,300	336,700	348,600	365,400	406,500
48	48	279,500	301,900	337,000	348,800	365,600	407,200
49	49	280,000	302,400	337,300	349,000	365,800	408,100
50	50	280,600	303,000	337,600	349,300	366,100	408,900
51	51	281,200	303,500	337,900	349,600	366,400	409,700
52	52	281,700	304,000	338,200	349,800	366,600	410,300

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

職員の区分	教育職俸給表(一)				
	職務の級 号俸	1 級 俸給月額 円	2 級 俸給月額 円	3 級 俸給月額 円	4 級 俸給月額 円
1	275,700	354,200	408,200	475,300	580,500
2	277,900	355,800	409,800	484,100	587,500
3	280,000	357,400	411,100	492,700	593,300
4	281,900	358,900	412,300	501,100	598,200
5	283,700	360,400	413,500	509,500	602,100
6	285,200	362,000	414,500	517,500	605,000
7	286,700	363,600	415,500	525,000	607,200
8	288,200	365,100	416,400	532,200	609,200
9	290,000	366,500	417,300	539,100	
10	291,900	368,500	418,300	545,000	
11	293,700	370,500	419,400	549,600	
12	295,600	372,400	420,500	553,000	
13	297,600	374,200	421,500	556,400	
14	299,600	375,800	422,600	559,500	
15	301,600	377,400	423,600	562,400	
16	303,600	378,800	424,600	564,900	
17	305,500	380,100	425,600	567,000	
18	308,000	381,600	426,700		
19	310,700	382,800	427,800		
20	313,300	384,100	428,900		
21	315,900	385,400	429,900		
22	318,300	386,600	431,000		
23	320,700	387,800	432,100		
24	322,900	388,900	433,200		
25	325,100	390,000	434,100		
26	327,100	391,300	435,200		
27	329,100	392,600	436,200		
28	331,100	393,900	437,200		
29	333,100	395,100	438,100		
30	335,000	396,400	439,200		
31	336,900	397,700	440,200		
32	338,800	398,900	441,300		
33					340,600
34					342,500
35					344,400
36					346,300
37					348,000
38					349,200
39					350,300
40					351,300
41					351,800
42					352,200
43					352,600
44					352,900
45					353,400
46					353,900
47					354,400
48					354,700
49					355,000
50					355,300
51					355,600
52					355,900
53					356,300
54					356,600
55					357,000
56					357,300
57					357,600
58					358,000
59					358,300
60					358,700
61					359,000
62					359,300
63					359,700
64					360,000
65					360,300
66					360,700
67					361,000
68					361,400
					400,100
					401,300
					402,500
					403,600
					404,600
					405,800
					406,900
					407,900
					409,000
					410,200
					411,300
					412,400
					413,300
					414,300
					415,300
					416,200
					417,400
					418,700
					420,100
					421,400
					422,200
					423,200
					424,200
					425,300
					426,200
					426,900
					427,700
					428,400
					429,100
					429,900
					431,000
					432,100
					432,200
					432,500
					432,800
					431,900
					432,200
					433,700
					434,100
					435,200
					436,200
					437,200
					438,100
					439,200
					440,200
					441,300
					442,300
					443,500
					444,600
					445,800
					446,500
					447,400
					448,300
					449,100
					449,900
					450,800
					451,600
					452,300
					453,000
					453,900
					454,800
					455,700
					456,600
					457,500
					458,500
					459,400
					460,400
					461,400
					462,300
					463,300
					464,200
					465,100
					466,000
					467,000
					467,800
					468,800
					469,400
					470,000
					470,700
					471,000
					471,600

定年
再任用
勤務
以外の
職員

定年 再任用 短時間 勤務以 外の職 員	68	319,800	386,800	449,600	108	335,800	429,600	327,300
69	320,200	388,000	450,500	109	336,200	430,000		
70	320,500	389,300	451,300	110	336,700	430,400		
71	320,900	390,500	452,100	111	337,100	430,700		
72	321,300	391,700	453,000	112	337,500	431,000		
73	321,600	392,900	453,700	113	337,800	431,200		
74	322,000	394,200	454,100	114	338,300	431,500		
75	322,500	395,500	454,500	115	338,600	431,800		
76	322,900	396,700	454,900	116	339,000	432,100		
77	323,200	397,800	455,300	117	339,300	432,300		
78	323,700	398,900	455,800	118	339,700	432,600		
79	324,100	400,000	456,200	119	340,200	432,900		
80	324,500	401,200	456,600	120	340,700	433,100		
81	324,900	402,600	456,800	121	340,900	433,300		
82	325,300	404,000	457,200	122	341,300	433,600		
83	325,700	405,400	457,500	123	341,600	433,900		
84	326,100	406,800	457,800	124	341,900	434,100		
85	326,500	407,800	458,100	125	342,100	434,300		
86	327,000	409,100		126	342,400			
87	327,500	410,400		127	342,900			
88	328,000	411,800		128	343,300			
89	328,300	412,900		129	343,500			
90	328,700	413,800		130	343,900			
91	329,100	414,800		131	344,300			
92	329,500	415,900		132	344,700			
93	330,000	416,700		133	344,900			
94	330,400	417,800		134	345,300			
95	331,000	418,900		135	345,700			
96	331,500	419,800		136	346,000			
97	331,900	420,700		137	346,300			
98	332,300	421,600		138	346,700			
99	332,600	422,500		139	347,100			
100	332,900	423,400		140	347,500			
101	333,200	424,200		141	347,900			
102	333,500	425,200						
103	333,800	426,100						
104	334,100	427,100						
105	334,400	427,700						
106	334,900	428,400						
107	335,400	429,100						

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職員の 区分	職務 の級	俸給月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100	569,000
2	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300	575,900
3	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000	581,000
4	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900	585,300
5	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800	589,200
6	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800	592,200
7	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500	594,300
8	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400	596,300
9	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200	
10	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300	
11	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600	
12	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100	
13	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100	
14	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100	
15	15	221,000	277,600	362,400	408,200		
16	16	222,800	279,800	363,300	409,700		
17	17	224,500	281,900	364,400	411,200		
18	18	226,300	284,200	365,600	412,800		
19	19	228,100	286,500	366,800	414,400		
20	20	229,900	288,900	368,000	416,100		
21	21	231,700	291,200	369,200	417,300		
22	22	233,500	293,300	370,300	418,700		
23	23	235,200	295,400	371,300	420,100		
24	24	236,900	297,400	372,300	421,400		
25	25	238,600	299,400	373,400	422,700		
26	26	240,700	301,300	374,400	424,000		
27	27	242,600	303,200	375,300	425,500		
28	28	244,500	305,100	376,300	427,000		
29			246,400	307,000	377,200	428,200	
30			247,500	308,500	378,000	429,400	
31			248,600	310,000	378,800	431,000	
32			249,700	311,500	379,600	432,500	
33			251,100	313,000	380,300	433,800	
34			252,400	314,500	381,000	435,200	
35			253,800	316,000	381,800	436,600	
36			255,200	317,400	382,600	438,000	
37			256,600	318,800	383,300	439,400	
38			258,100	319,700	384,000	440,800	
39			259,600	320,600	384,800	442,200	
40			261,200	321,400	385,600	443,600	
41			262,600	322,100	386,400	444,700	
42			263,900	322,600	387,600	446,000	
43			265,300	323,100	388,800	447,400	
44			266,700	323,500	390,000	448,700	
45			268,200	323,900	390,700	449,500	
46			269,500	324,400	391,700	450,300	
47			270,700	324,900	392,500	451,200	
48			271,900	325,300	393,200	452,100	
49			273,100	325,700	393,900	452,900	
50			274,200	326,100	394,600	453,700	
51			275,300	326,400	395,200	454,300	
52			276,400	326,900	395,800	455,100	
53			277,400	327,300	396,400	455,500	
54			278,500	327,700	397,100	456,100	
55			279,500	328,100	397,900	456,600	
56			280,500	328,400	398,700	457,100	
57			281,500	328,800	399,300	457,600	
58			282,200	329,100	400,100		
59			282,700	329,500	400,800		
60			283,300	329,800	401,500		
61			283,900	330,200	402,100		
62			284,500	330,700	402,800		
63			285,100	331,300	403,400		

定年
再任用
短時間
勤務
職員
以外の
職員

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

職員の区分	医療職俸給表(一)				
	職務の級 号俸	1 級 俸給月額 円	2 級 俸給月額 円	3 級 俸給月額 円	4 級 俸給月額 円
1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
9	328,300	434,000	484,600	599,500	
10	331,800	435,500	486,300	601,800	
11	335,200	437,000	488,100		
12	338,600	438,500	489,900		
13	342,000	439,900	491,700		
14	345,500	441,300	493,400		
15	348,900	442,800	495,200		
16	352,300	444,200	497,000		
17	355,700	445,500	498,800		
18	358,800	447,000	500,700		
19	362,000	448,400	502,600		
20	365,200	449,800	504,500		
21	368,500	451,100	506,400		
22	371,600	452,600	508,100		
23			374,700	454,000	509,900
24			377,700	455,400	511,700
25			380,800	456,800	513,300
26			383,100	458,200	515,100
27			385,400	459,500	516,900
28			387,600	460,900	518,400
29			389,500	462,300	519,800
30			391,200	463,600	521,500
31			392,900	465,000	523,300
32			394,700	466,400	525,000
33			396,400	467,700	526,500
34			398,200	469,100	527,800
35			399,800	470,400	529,100
36			401,100	471,800	530,400
37			402,500	473,200	531,400
38			403,900	474,900	532,700
39			405,300	476,500	534,000
40			406,700	478,000	535,300
41			408,200	479,600	536,300
42			408,900	480,800	537,100
43			409,500	481,900	537,900
44			410,100	483,000	538,700
45			410,900	484,000	539,600
46			411,500	484,900	540,400
47			412,100	485,800	541,200
48			412,600	486,600	541,900
49			413,100	487,300	542,700
50			413,500	488,000	543,500

定年
再任用
短時間勤務
同僚職員
以外の職員

ロ 医療職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1		2		3		4		5		6		7		8	
		俸 給	月 額														
	1		201,000		239,800		274,400		293,300		326,300		372,300		427,200		492,200
	2		203,100		241,100		275,200		294,100		327,700		374,000		429,100		493,600
	3		205,200		242,400		275,900		294,800		329,100		375,600		431,100		494,900
	4		207,300		243,700		276,700		295,500		330,500		377,200		432,900		496,200
	5		209,300		244,900		277,500		296,200		331,900		378,700		434,700		497,500
	6		211,300		246,000		278,300		296,900		333,500		380,300		436,300		498,900
	7		213,300		247,000		279,100		297,600		335,000		381,900		437,900		500,300
	8		215,100		247,900		279,800		298,300		336,500		383,500		439,400		501,500
	9		216,900		249,000		280,500		299,100		337,900		385,100		440,900		502,900
	10		218,800		250,100		281,300		299,800		339,500		387,100		442,200		504,200
	11		220,700		251,200		282,100		300,600		341,000		389,100		443,500		505,600
	12		222,800		252,400		282,900		301,200		342,500		391,100		444,800		507,000
	13		224,500		253,600		283,700		301,800		343,900		392,500		446,100		508,400
	14		226,500		254,800		284,500		302,900		345,500		394,200		447,300		509,500
	15		228,700		256,000		285,200		304,000		347,000		395,900		448,500		510,600
	16		230,800		257,100		286,000		305,200		348,500		397,600		449,600		511,800
	17		232,900		258,100		286,800		306,300		350,000		399,300		450,800		512,900
	18		234,000		259,100		287,600		307,500		351,600		400,800		451,900		513,800
	19		235,000		260,200		288,400		308,600		353,200		402,300		453,100		514,700
	20		236,100		261,200		289,100		309,800		354,700		403,800		454,300		515,600
	21		237,200		262,300		289,900		311,000		356,000		405,100		455,400		516,600
	22		238,000		263,200		290,800		312,200		357,500		406,400		456,200		
	23		238,900		264,000		291,700		313,400		359,000		407,700		456,600		
	24		239,700		264,800		292,400		314,500		360,500		408,800		457,300		
	25		240,600		265,600		293,100		315,700		361,900		409,900		457,800		
	26		241,500		266,400		294,000		316,900		363,400		411,000		458,200		
	27		242,400		267,200		294,900		318,000		364,900		412,100		458,600		
	28		243,300		268,000		295,600		319,200		366,300		413,200		459,000		
	29		244,100		268,700		296,400		320,400		367,700		414,000		459,400		
	30		244,900		269,500		297,400		321,600		369,300		414,800		459,800		
	31		245,600		270,300		298,300		322,800		370,700		415,500		460,100		
	32		246,400		271,100		299,300		324,000		372,200		416,300		460,400		
	33		247,100		271,900		300,300		325,100		373,400		416,700		460,700		
	34		247,700		272,700		301,400		326,200		374,500		417,300		461,000		
	35		248,400		273,300		302,400		327,400		375,700		417,800		461,300		

36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200		
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	340,000	383,400	447,600
	265,000	301,000	338,100	359,700				
78	265,000	301,200	338,500	359,900				
79	265,300	301,500	339,000	360,200				
80	265,500							
81	265,700	301,800	339,500	360,700				
82	266,000	302,000	339,800	361,000				
83	266,300	302,300	340,000	361,300				
84	266,500	302,600	340,300	361,600				
85	266,700	302,800	340,700	362,000				
86		303,000	341,100	362,300				
87		303,200	341,400	362,600				
88		303,400	341,700	362,900				
89		303,800	342,000	363,300				
90		304,000	342,200	363,600				
91		304,200	342,600	363,800				
92		304,400	342,900	364,100				
93		304,800	343,100	364,400				
94		305,000	343,400	364,800				
95		305,200	343,700	365,200				
96		305,500	343,900	365,600				
97		305,800	344,100	366,100				
98		306,000	344,400	366,500				
99		306,200	344,700	366,900				
100		306,500	344,900	367,300				
101		306,800	345,100	367,800				
102		307,000	345,300					
103		307,200	345,700					
104		307,500	345,900					
105	307,800		346,100					
106			346,400					
107			346,800					
108			347,200					
109	201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 医療職俸給表(三)

職員の 区分	職務の級		1		2		3		4		5		6		7						
	号俸	俸給	月額	俸給	月額	俸給	月額	俸給	月額	俸給	月額	俸給	月額	俸給	月額						
1			221,700			254,700			293,900			307,300			330,800			373,400			428,500
2			223,600			256,800			294,400			307,800			331,800			375,100			430,700
3			225,400			259,000			294,900			308,300			332,800			376,800			432,900
4			227,100			261,200			295,400			308,800			333,700			378,500			435,000
5			228,800			263,400			295,800			309,300			334,700			380,300			436,900
6			230,700			264,400			296,300			309,800			335,900			382,300			438,800
7			232,500			265,200			296,800			310,400			337,100			384,300			440,600
8			234,200			266,100			297,200			310,800			338,300			386,300			442,500
9			235,900			266,900			297,600			311,300			339,200			388,000			444,200
10			237,800			268,000			298,100			311,800			340,400			390,100			445,800
11			239,700			269,100			298,600			312,400			341,500			392,200			447,600
12			241,600			270,000			299,100			312,900			342,600			394,200			449,200
13			243,400			270,800			299,500			313,300			343,600			396,100			450,500
14			245,400			271,500			300,000			313,900			344,700			397,700			451,800
15			247,400			272,200			300,400			314,600			345,800			399,500			453,400
16			249,400			273,000			300,900			315,200			346,900			401,300			455,000
17			251,400			274,100			301,400			315,800			348,000			403,000			456,700
18			253,400			275,000			301,800			316,700			349,100			404,700			458,300
19			255,500			275,900			302,300			317,500			350,200			406,700			459,800
20			257,500			276,800			302,700			318,400			351,300			408,400			461,200
21			259,400			277,800			303,200			319,200			352,400			410,100			462,300
22			260,600			278,800			303,600			320,100			353,600			411,800			463,600
23			261,700			279,700			304,100			321,000			354,700			413,600			464,900
24			262,800			280,700			304,500			321,800			355,800			415,400			466,400
25			263,900			281,500			305,000			322,600			356,800			417,000			467,400
26			264,700			282,400			305,600			323,400			358,100			418,700			468,000
27			265,600			283,300			306,300			324,300			359,400			420,500			468,700
28			266,400			284,200			307,000			325,200			360,700			422,300			469,300
29			267,200			285,200			307,700			325,900			361,900			423,800			470,200
30			267,900			285,900			308,400			327,000			363,400			425,300			470,900
31			268,600			286,600			309,100			328,100			364,900			426,800			471,700
32			269,300			287,300			309,900			329,100			366,400			428,100			472,500

33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		

官 報 (号外国会会議録) 令和8年2月25日 水曜日 発行

69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	295,800	322,600	360,600	379,900	
87	296,300	323,600	361,400	380,500	
88	296,800	324,600	362,200	381,000	
89	297,200	325,500	362,800	381,300	
90	297,700	326,500	363,400	381,800	
91	298,200	327,500	364,000	382,100	
92	298,700	328,500	364,600	382,400	
93	299,200	329,300	365,000	383,000	
94	299,600	330,000	365,400	383,500	
95	300,100	330,700	365,900	384,000	
96	300,700	331,300	366,300	384,500	
97	301,300	331,800	366,800	385,100	
98	301,800	332,100	367,200	385,600	
99	302,300	332,600	367,700	386,100	
100	302,800	333,200	368,100	386,500	
101	303,200	333,600	368,400	387,100	
102	303,700	334,100	368,900	387,600	
103	304,100	334,700	369,200	388,100	
104	304,500	335,200	369,500	388,600	

定年
再任用
短時間勤務
職員の
以外

105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		
132	312,600	343,700		
133	312,800	344,000		
134	313,100	344,400		
135	313,400	344,800		
136	313,700	345,200		
137	313,900	345,500		
138	314,200	345,900		
139	314,500	346,300		
140	314,800	346,700		

141	315,000	347,000					
142	315,300	347,400					
143	315,700	347,700					
144	316,000	348,100					
145	316,200	348,400					
146	316,400	348,800					
147	316,700	349,200					
148	317,000	349,600					
149	317,200	349,900					
150	317,400	350,300					
151	317,700	350,700					
152	318,000	351,100					
153	318,400	351,400					
154	318,600						
155	318,800						
156	319,100						
157	319,400						
158	319,700						
159	320,000						
160	320,300						
161	320,700						
162	321,000						
163	321,300						
164	321,600						
165	322,000						
166	322,300						
167	322,600						
168	322,900						
169	323,300						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

定年
再任用
前任用
短時間
勤務職
員

基
俸
給
月
準
額
円

基
俸
給
月
準
額
円

基
俸
給
月
準
額
円

基
俸
給
月
準
額
円

基
俸
給
月
準
額
円

基
俸
給
月
準
額
円

基
俸
給
月
準
額
円

別表第九 福祉職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の級 号俸	俸給月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700
2	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600
3	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
4	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
5	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
6	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
7	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
8	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
9	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
10	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
11	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
12	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
13	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100
14	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400
15	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700
16	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900
17	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100
18	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400
19	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700
20	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900
21	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100
22	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900
23	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700
24	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500
25	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100
26	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700
27	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300
28	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900
29	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600
30	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400
31	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800
32	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500
33	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000
34	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400
35	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800
36	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200
37	37	256,300	301,400	335,400	378,500	417,000	460,600
38	38	257,000	302,300	336,400	379,900	417,800	461,000
39	39	257,700	303,200	337,400	381,300	418,500	461,500
40	40	258,400	304,100	338,400	382,700	419,200	462,000
41	41	259,200	305,000	339,400	384,100	419,900	462,500
42	42	259,800	305,900	340,400	385,500	420,600	463,000
43	43	260,400	306,800	341,300	386,900	421,300	463,500
44	44	261,000	307,700	342,200	388,300	422,000	464,000
45	45	261,400	308,600	342,900	389,700	422,700	464,500
46	46	261,900	309,500	343,600	391,100	423,400	465,000
47	47	262,400	310,400	344,200	392,500	424,100	465,500
48	48	262,800	311,200	344,800	393,900	424,800	466,000
49	49	263,200	312,000	345,400	395,300	425,500	466,500
50	50	263,800	312,900	346,000	396,700	426,200	467,000
51	51	264,300	313,700	346,600	398,100	426,900	467,500
52	52	264,800	314,500	347,200	399,500	427,600	468,000
53	53	265,200	315,400	347,700	400,900	428,300	468,500
54	54	265,700	316,300	348,200	402,300	429,000	469,000
55	55	266,100	317,200	348,700	403,700	429,700	469,500
56	56	266,500	318,200	349,200	405,100	430,400	470,000
57	57	267,000	319,000	349,600	406,500	431,100	470,500
58	58	267,400	319,900	350,000	407,900	431,800	471,000
59	59	267,800	320,800	350,400	409,300	432,500	471,500
60	60	268,100	321,700	350,800	410,700	433,200	472,000
61	61	268,500	322,600	351,200	412,100	433,900	472,500
62	62	268,900	323,400	351,600	413,500	434,600	473,000
63	63	269,200	324,300	352,000	414,900	435,300	473,500
64	64	269,500	325,100	352,400	416,300	436,000	474,000
65	65	269,900	325,900	352,800	417,700	436,700	474,500
66	66	270,300	326,700	353,200	419,100	437,400	475,000
67	67	270,600	327,500	353,600	420,500	438,100	475,500
68	68	270,900	328,300	354,000	421,900	438,800	476,000
69	69	271,300	328,900	354,400	423,300	439,500	476,500
70	70	271,600	329,400	354,800	424,700	440,200	477,000
71	71	271,900	329,900	355,200	426,100	440,900	477,500
72	72	272,300	330,400	355,600	427,500	441,600	478,000
73	73	272,700	330,800	356,000	428,900	442,300	478,500
74	74	273,000	331,300	356,400	430,300	443,000	479,000
75	75	273,400	331,800	356,800	431,700	443,700	479,500
76	76	273,700	332,300	357,200	433,100	444,400	480,000
77	77	274,000	332,600	357,600	434,500	445,100	480,500
78	78	274,400	332,900	358,000	435,900	445,800	481,000
79	79	274,800	333,300	358,400	437,300	446,500	481,500
80	80	275,100	333,600	358,800	438,700	447,200	482,000

定年
再任用
短時間勤務
職務以外
の職員

81	275,300	333,900	358,700	406,100	121	287,200							
82	275,600	334,200	359,000	406,400	122	287,400							
83	276,000	334,400	359,400	406,700	123	287,800							
84	276,300	334,700	359,800	406,900	124	288,100							
85	276,500	335,100	360,100	407,100	125	288,300							
86	276,800	335,500	360,500		126	288,600							
87	277,200	335,800	360,900		127	288,900							
88	277,500	336,000	361,100		128	289,300							
89	277,800	336,500	361,400		129	289,500							
90	278,100	336,900			130	289,900							
91	278,400	337,100			131	290,300							
92	278,700	337,400			132	290,600							
93	279,000	337,800			133	290,800							
94	279,400	338,200			134	291,100							
95	279,800	338,500			135	291,500							
96	280,100	338,800			136	291,800							
97	280,300	339,000			137	292,000							
98	280,700	339,300			138	292,300							
99	281,000	339,600			139	292,600							
100	281,300	339,900			140	292,900							
101	281,600	340,300			141	293,100							
102	281,900	340,500			142	293,300							
103	282,200	340,800			143	293,500							
104	282,500	341,200			144	293,700							
105	282,700	341,600			145	294,100							
106	282,900	341,900			146	294,300							
107	283,200	342,200			147	294,600							
108	283,500	342,500			148	294,900							
109	283,800	342,800			149	295,200							
110	284,100	343,200			150	295,400							
111	284,400	343,500			151	295,700							
112	284,600	343,700			152	295,900							
113	284,900	343,900			153	296,200							
114	285,100	344,200											
115	285,400	344,400											
116	285,800	344,700											
117	286,100	344,900											
118	286,400												
119	286,700												
120	287,000												

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

定年 前再 任用時 短務職 員	基 準 俸 給 月 額	基 準 俸 給 月 額	基 準 俸 給 月 額	基 準 俸 給 月 額	基 準 俸 給 月 額	基 準 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
	214,100	254,800	269,600	304,400	331,900	374,800

別表第十一 指定職俸給表(第六条関係)

号 俸	俸 給 月 額
1	736,000 円
2	794,000
3	852,000
4	933,000
5	1,006,000
6	1,078,000
7	1,153,000
8	1,224,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は診療所の長その他の同職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第十条の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「初任給調整手当」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第十条の五を第十条の六とし、第十条の四の次に次の一条を加える。
 第十条の五 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事院規則で定める職員にあつては、人事院規則で定める

額)並びにこれに第十一条の三、第十一条の四又は第十一条の六の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を勤務時間法第五条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事院規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事院規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額、人事院規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定めるものには、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十二条第二項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「六万六千四百円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事院規則で」に改め、同号イからワまでを削り、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「自動車等」の下に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「月」の下に「当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事院規則で定める場合にあつては、その翌月」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び」を「、」に、「」を「)及び」前項第一号に定める額」に、「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事院規則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第九項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負

担することを常例とするもの(人事院規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場の料金に相当する額として人事院規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前三項の規定による額

第十九条の四第二項中「、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を」を「百分の百二十六・二五」に、「、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百六・二五」に、「六月に支給する場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五」を「百分の六十七・五」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする。

第十九条の七第二項第一号イ中「、六月に支給する場合には百分の百五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百七・五(特定管理職員にあつては、百分の百二十七・五)を」を「百分の百二十六・二五」に改め、同号ロ中「、六月に支給する

令和七年十二月十一日 衆議院会議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

条の五第一項の規定の適用については、同項中「第十一号の四又は第十一号の六」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第七十二号)附則第七号第三項の規定により読み替えられた第十一号の四若しくは同項の規定により読み替えられた第十一号の六又は同法附則第七号第一項」とする。

(その他の経過措置の人事院規則への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

(地方自治法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四号第二項

二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条

三 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第四条第二項

四 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第五項

(港湾法等の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中、「第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項」を「及び第十一条の八第三項」に改める。

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三号の二十九第三項

二 民間資金等の活用による公共施設等の整備

等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第七十八号第三項

三 判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律(平成十六年法律第二百一十一号)第十条第二項

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 国家公務員法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三条第十項中「第二条の規定による改正後の」及び「(附則第七条及び第十二条第四項において「新一般職給与法」という。)」を削る。

附則第七条第四項中「新一般職給与法」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改め、同条第五項中「新一般職給与法」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改め、同条第六項中「新一般職給与法」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改め、同条第七項中「第七項及び第九項から第十一項まで、第十号の四並びに第十一号並びに新一般職給与法第八号第五項、第六項及び第八項」を「から第十一項まで、第十号の四及び第十一号」に改め、同条第九項中「附則第二十条の規定による改正後の」を削る。

附則第十二条第二項中「附則第十九条の規定による改正後の」及び「(次項において「新育児休業法」という。)」を削り、同条第三項中「新育児休業法」を「育児休業法」に改め、同条第四項中「(新一般職給与法)」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

(医療法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 医療法等の一部を改正する法律の一部を

次のように改正する。

附則第四十六条のうち地方公務員災害補償法第二条第五項の改正規定中「及び」を、「特定医師手当及び」に改めるを「産業教育手当」の下に「特定医師手当を加える」に改める。

理由

人事院の国会及び内閣に対する令和七年八月七日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定、本府省業務調整手当の支給対象職員の拡大及び手当額の上限割合の改定、採用時からの特勤勤務手当に準ずる手当の支給、第二種初任給調整手当の新設並びに駐車場等を利用する職員への駐車場等に係る通勤手当の支給を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する令和七年八月七日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、特別給期末手当及び勤勉手当の額の改定等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 初任給を始め若年層に重点を置きながら、全ての俸給表の俸給月額を引き上げること。

2 諸手当の改定

(一) 特別給の支給割合を、一般の職員については年間四・六五分分に、指定職職員については年間三・五分分に引き上げること。

(二) 本府省業務調整手当の支給対象職員を拡大するとともに、手当額の上限割合を改定すること。

(三) 特勤勤務手当に準ずる手当の支給対象職員を拡大すること。

(四) 地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するための手当(第一種初任給調整手当)を新設すること。

(五) 駐車場等を利用する職員への駐車場等に係る通勤手当の支給を行うこと。

3 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、2の(四)及び(五)は令和八年四月一日から施行し、1及び2の(一)から(三)までは令和七年四月一日から適用すること。

二 議案の可決理由

人事院の国会及び内閣に対する令和七年八月七日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、特別給額の改定等を行う本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は約九百二十六億円である。

右報告する。

令和七年十二月十一日

内閣委員長 山下 貴司

衆議院議長 額賀福志郎殿

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和七年十二月八日

内閣総理大臣 高市 早苗

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「俸給」の下に「、本府省業務調整手当」を加える。

第三条第二項第一号中「百二十一万六千円」を「百二十五万円」に改め、同項第二号中「百十九万円」を「百二十二万四千円」に改め、同項第三号中「百十九万九千円又は百四万九千円」を「百二十二万四千円又は百七万八千円」に改め、同条第三項中「百四十八万六千円、百四十二万六千円」を「百五十二万八千円、百四十六万六千円」に、「七十七万二千円」を「七十九万四千円」に改める。

第四条第二項中「三万四千七百円」を「三万五千七百円」に、「六万八千円」を「七万二千四百円」に改める。

第七条の二中「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に、「例による」を「例により、内閣総理大臣

令和七年十二月十一日 衆議院会議録第八号

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

等の本府省業務調整手当の支給については一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員(以下「指定職」という)の例によるに改め、同条ただし書中「百分の百二十五」を「六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「六月に支給する場合には百分の百七十二・五、十二月に支給する場合には百分の百七十七・五」に、「同条第五項」を「一般職給与法第十条の第三項各号において人事院規則で定めることとされている事項、同条第二項において人事院規則で定めることとされている額及び一般職給与法第十九条の第四第五項」に改める。

第七条の三中「一般職の職員の例による」を「一般職の職員の例により、秘書官の本府省業務調整手当の支給については一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員(以下「指定職」という)の例による」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「一般職給与法第十条の第三項第二号において人事院規則で定めることとされている事項、同条第二項において人事院規則で定めることとされている額及び」を加える。

附則第二項中「内閣総理大臣秘書官」を「秘書官」に、「九十一万円」を「九十三万五千円」に改める。

附則に次の一項を加える。
4 当分の間、国会議員が、内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官又は大臣補佐官の職を兼ねる場合には、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与については、第十四条

第二項及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)第七條ただし書の規定は、適用しない。

別表第一俸給月額額の欄中「二、〇三八、〇〇〇円」を「二、〇九五、〇〇〇円」に、「一、四八六、〇〇〇円」を「一、五二八、〇〇〇円」に、「一、四二六、〇〇〇円」を「一、四六六、〇〇〇円」に、「一、二二六、〇〇〇円」を「一、二五〇、〇〇〇円」に、「一、一九一、〇〇〇円」を「一、二二四、〇〇〇円」に、「一、〇四九、〇〇〇円」を「一、〇七八、〇〇〇円」に、「九二六、〇〇〇円」を「九五二、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額額の欄中「一、一九一、〇〇〇円」を「一、二二四、〇〇〇円」に、「一、〇四九、〇〇〇円」を「一、〇七八、〇〇〇円」に、「九二六、〇〇〇円」を「九五二、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額額の欄中「五九三、五〇〇円」を「六〇九、二〇〇円」に、「五六二、五〇〇円」を「五七七、一〇〇円」に、「五三二、五〇〇円」を「五四七、一〇〇円」に、「五〇〇、四〇〇円」を「五一三、六〇〇円」に、「四六九、七〇〇円」を「四八二、一〇〇円」に、「四四二、三〇〇円」を「四五四、七〇〇円」に、「四〇七、〇〇〇円」を「四一九、四〇〇円」に、「三六八、五〇〇円」を「三八〇、九〇〇円」に、「三三二、四〇〇円」を「三四三、八〇〇円」に、「三〇一、二〇〇円」を「三一二、六〇〇円」に、「二七九、三〇〇円」を「二八九、九〇〇円」に、「二七七、四〇〇円」を「二八七、七〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「六月に支給する場合には百分の百七十二・五、十二月に支給する場合には百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

(二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「百十九万九千円」を「百二十二万四千円」に改める。

一 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(令和四年法律第十四号)第六條

二 二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法(令和六年法律第十一号)第六條

(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

令和七年十二月十一日 衆議院会議録第八号

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 地方交付税法及び特別会計に関する法律の十一号の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「二千四百億円」を「四百億円」に改める。

2 第一条の規定(特別職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。))附則第二項の改正規定(内閣総理大臣秘書官を「秘書官」に改める部分に限る。))及び給与法附則に一項を加える改正規定を除く。次条及び附則第三条において同じ。による改正後の給与法(次条及び附則第三条において「改正後の給与法」という。))並びに第三条の規定による改正後の二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法及び同条の規定による改正後の二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法(附則第三条においてそれぞれ「改正後の政府代表臨時措置法」及び「改正後の政府委員臨時措置法」という。))の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(特定の秘書官の俸給月額の切替え)

第二条 令和七年四月一日(以下この条において「切替日」という。))の前日において第一条の規定による改正前の給与法附則第二項の規定により俸給月額を受けていた特別職の職員の切替日における俸給月額は、改正後の給与法第三条第一項及び附則第二項の規定にかかわらず、改正後の給与法別表第三に掲げる十二号俸の俸給月額を超え九十三万五千円を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額とする。

(給与の内払)

第三条 改正後の給与法、改正後の政府代表臨時措置法又は改正後の政府委員臨時措置法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法又は同条の規定による改正前の二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の政府代表臨時措置法又は改正後の政府委員臨時措置法の規定による給与の内払とみなす。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員(秘書官を除く。)の期末手当の支給割合について、一般職の指定職職員の改定に準じて年間三・五月分に引き上げること。
2 特別職の職員(秘書官を除く。)の期末手当の支給割合について、一般職の指定職職員の改定に準じて年間三・五月分に引き上げること。
3 一般職の職員の例により、特別職の職員に支給される手当に、本府省業務調整手当を新設すること。

4 施行期日等

- (一) この法律は、公布の日から施行すること。ただし、1から3までは令和七年四月一日から適用すること。
(二) 国会議員が内閣総理大臣及び国務大臣等の職を兼ねる場合に行政庁から支給される給与は、当分の間、支給しないこと。

二 議案の可決理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行う本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は約三億円であります。右報告する。

令和七年十二月十一日

内閣委員長 山下 貴司
衆議院議長 額賀福志郎殿

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

令和七年十二月八日

内閣総理大臣 高市 早苗

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律
(地方交付税法の一部改正)
第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百

十一号)の一部を次のように改正する。
附則第四條第一項中「二千四百億円」を「四百億円」に改める。

附則第六條の二中「令和七年度分及び令和八年度分」を「令和七年度から令和九年度までの各年度分」に改め、「令和六年改正法に係る令和七年度控除額を控除した額」の下に「及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額(以下この条において「令和七年度基金費の額」という。))の百分の七十五に相当する額(以下この条において「令和七年度改正法に係る令和八年度控除額」という。))の合算額を控除した額とし、令和九年度にあつては令和七年度基金費の額から令和七年改正法に係る令和八年度控除額を控除した額」を加える。

附則第十一条中「同じ。」及び「を」と同じ。に、「この合算額」を「及び二千四百四十九億三千万千円の合算額」に、「とし、」を「二千二百九億三千万千円を加算した額とし、」に、「から返還金等の額及び令和七年度震災復興特別交付税額」を「から返還金等の額、令和七年度震災復興特別交付税額及び二千四百四十九億三千万千円」に、「及び令和七年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額」を、「令和七年度震災復興特別交付税額及び二百四十億円の合算額を加算した額」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)
 第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
 附則第十条第二項中「次条第一項」を「次条」に改め、同条第三項を削る。
 附則第十一条第二項及び第十二条の四を削る。
 附則第二百五十九条の三第五項第一号ト中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の下に「(平成十一年法律第十七号)」を加える。

附則
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 (臨時経済対策費等の基準財政需要額への算入)
 第二条 令和七年度に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
道府県	一 臨時経済対策費 二 給与改定費 三 臨時財政対策債償還基金費	人口 人口 臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	一人につき 一、七七〇円 一人につき 一、六四〇 一
市町村	一 臨時経済対策費 二 給与改定費 三 臨時財政対策債償還基金費	人口 人口 臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	一人につき 一、七七〇円 一人につき 一、三三〇 二

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、臨時経済対策費及び給与改定費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、臨時財政対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口 二 臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口 (1) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十四号)第三条の規定による改正前の地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第三十三条の五の二第一項の規定により平成十七年度及び平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額 (2) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (3) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年年度において起こすことができることとされた地方債の額 (4) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年年度から平成二十五年年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年年度から平成二十八年年度ま	人 千円

令和七年十二月十一日 衆議院會議録第八号 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

での各年度において起すことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第六号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年年度から令和元年度までの各年度において起すことができることとされた地方債の額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度から令和四年度までの各年度において起すことができることとされた地方債の額

(8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度及び令和六年度において起すことができることとされた地方債の額

理由

地方財政の状況等に鑑み、令和七年度に限り臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、令和七年

度により臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費を設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 経済対策の事業や委託料等の物価高対応等の円滑な実施に必要な財源を措置するため、令和七年度に限り、「臨時経済対策費」を設けること。

(二) 地方公務員の給与改定に必要な財源を措置するため、令和七年度に限り、「給

与改定費」を設けること。

(三) 臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、令和七年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設けること。

(四) 臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額について、令和八年度にあつては、臨時財政対策債償還基金費の額の百分の七十五に相当する額を、令和九年度にあつては、当該額を臨時財政対策債償還基金費の額から控除した額を、それぞれ控除する特例を設けること。

2 地方交付税の総額の特例

(一) 令和七年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金二千億円について、その活用を取りやめること。

(二) 令和七年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正すること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

地方財政の状況等に鑑み、令和七年度に限り臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費を設ける等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

令和七年度特別会計補正予算(特第1号)の交付税及び譲与税配付金特別会計の歳出に、地方交付税交付金として一兆三千百二億円が計上されている。

右報告する。

令和七年十二月十一日

総務委員長 佐藤 英道
衆議院議長 額賀福志郎殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和七年十二月八日

内閣総理大臣 高市 早苗

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十七万九千円」を「百万六千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

判 事 補		判 事		区 分	報 酬 月 額																				
二 号	一 号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	その他 の高等 裁判所 長官	東京 高等 裁判所 長官	最 高 裁 判 所 判 事	最 高 裁 判 所 長 官
七三六、〇〇〇円	八五二、〇〇〇円	二七六、三〇〇円	二八〇、一〇〇円	二八五、五〇〇円	二九四、三〇〇円	三一、六〇〇円	三二〇、六〇〇円	三三七、三〇〇円	三五二、一〇〇円	三七九、九〇〇円	四〇四、四〇〇円	四二四、一〇〇円	四五九、〇〇〇円	五四六、〇〇〇円	六〇四、〇〇〇円	六六四、〇〇〇円	七三六、〇〇〇円	八五二、〇〇〇円	一、〇〇六、〇〇〇円	一、〇七八、〇〇〇円	一、二二四、〇〇〇円	一、三五八、〇〇〇円	一、四六六、〇〇〇円	一、五二八、〇〇〇円	二、〇九五、〇〇〇円

簡 易 裁 判 所 判 事														
三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十 一 号	十 二 号	十 三 号	十 四 号	十 五 号	十 六 号	十 七 号
六六四、〇〇〇円	六〇四、〇〇〇円	四七七、一〇〇円	四五九、〇〇〇円	四二四、一〇〇円	四〇四、四〇〇円	三七九、九〇〇円	三五二、一〇〇円	三三七、三〇〇円	三二〇、六〇〇円	三一、六〇〇円	二九四、三〇〇円	二八五、五〇〇円	二八〇、一〇〇円	二七六、三〇〇円

附 則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(次項において「新法」という。)の規定は、令和七年四月一日から適用する。
(給与の内払)
2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由
一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、一般の政府職員について、令和七年の民間の賃金水準に合わせて俸給月額を引き上げることに伴い、裁判官の報酬月額についても、これに準じて引き上げるものである。
なお、この法律は、公布の日から施行し、令和七年四月一日に遡って適用することとしている。

令和七年十二月十一日 衆議院会議録第八号 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額額の改定を行うおとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 経費

本案施行に伴う令和七年度の給与改定に要する経費は、約十六億千九百万円である。
右報告する。

令和七年十二月十一日

法務委員長 階 猛

衆議院議長 額賀福志郎殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

令和七年十二月八日

内閣総理大臣 高市 早苗

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「六十四万四千円」を「六十六万四千円」に改める。

別表を次のように改める。

区 分		俸 給 月 額
検 事 長	一 号	一、五二八、〇〇〇円
次 長	一、二五〇、〇〇〇円	
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	一、三五八、〇〇〇円	
そ の 他 の 検 事 長	一、二五〇、〇〇〇円	
一 号	一、二二四、〇〇〇円	
二 号	一、〇七八、〇〇〇円	
三 号	一、〇〇六、〇〇〇円	
四 号	八五二、〇〇〇円	
五 号	七三六、〇〇〇円	
六 号	六六四、〇〇〇円	
七 号	六〇四、〇〇〇円	
八 号	五四六、〇〇〇円	
九 号	四五九、〇〇〇円	

副 検 事		検 事	
十 号	四二四、一〇〇円	十 号	四〇四、四〇〇円
十一号	三七九、九〇〇円	十一号	三五二、一〇〇円
十二号	三五二、一〇〇円	十二号	三三七、三〇〇円
十三号	三二〇、六〇〇円	十三号	三二〇、六〇〇円
十四号	三一六、〇〇〇円	十四号	三一一、六〇〇円
十五号	二九四、三〇〇円	十五号	二九四、三〇〇円
十六号	二八五、五〇〇円	十六号	二八五、五〇〇円
十七号	二八〇、一〇〇円	十七号	二八〇、一〇〇円
十八号	二七六、三〇〇円	十八号	二七六、三〇〇円
十九号	二七六、三〇〇円	十九号	二七六、三〇〇円
二十号	二七六、三〇〇円	二十号	二七六、三〇〇円
一 号	六〇四、〇〇〇円	一 号	六〇四、〇〇〇円
二 号	五四六、〇〇〇円	二 号	五四六、〇〇〇円
三 号	四七七、一〇〇円	三 号	四七七、一〇〇円
四 号	四二四、一〇〇円	四 号	四二四、一〇〇円
五 号	四〇四、四〇〇円	五 号	四〇四、四〇〇円
六 号	三七九、九〇〇円	六 号	三七九、九〇〇円
七 号	三五二、一〇〇円	七 号	三五二、一〇〇円
八 号	三二〇、六〇〇円	八 号	三二〇、六〇〇円
九 号	三一六、〇〇〇円	九 号	三一六、〇〇〇円
十 号	二九四、三〇〇円	十 号	二九四、三〇〇円
十一号	二八五、五〇〇円	十一号	二八五、五〇〇円
十二号	二八〇、一〇〇円	十二号	二八〇、一〇〇円
十三号	二七六、三〇〇円	十三号	二七六、三〇〇円
十四号	二七六、三〇〇円	十四号	二七六、三〇〇円
十五号	二六六、〇〇〇円	十五号	二六六、〇〇〇円
十六号	二五七、八〇〇円	十六号	二五七、八〇〇円
十七号	二五七、八〇〇円	十七号	二五七、八〇〇円

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(次項において「新法」という。)の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員について、令和七年の民間の賃金水準に合わせて俸給月額を引き上げることに伴い、検察官の俸給月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、令和七年四月一日に遡って適用することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 経費

本案施行に伴う令和七年度の給与改定に要する経費は、約十一億七千九百万円である。右報告する。

令和七年十二月十一日

法務委員長 階 猛

衆議院議長 額賀福志郎殿

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

令和七年十二月八日

内閣総理大臣 高市 早苗

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「には地域手当を」には本府省業務調整手当、地域手当に改め、同条第二項中「第十条の三第一項中」又は研究職俸給

表」とあるのは、「研究職俸給表又は」を「第十条

の三第一項中」又は指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは、「指定職俸給表若しくは」に、「二と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一條の三第一項の政令で指定する官職を占める職員(以下「管理監督職員」という。))を「の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」に改め、「同条第二項中」又は研究職俸給表」

下に「の適用を受ける職員」を、「又は自衛官俸給表」の下に「の適用を受ける職員(防衛省の職員の給与等に関する法律第六條第二項の規定の適用を受ける職員を除く。))を、「二」の下に「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同条の規定の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」と加える。

第十八条第二項中「六千八百三十円」を「七千二百七十円」に改める。

第十八条の二第二項中「百分の七十」との下に、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」とを加え、「百分の六十六・二五」を「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、六月に支給する場合には百分の六十六・二五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五に、「百分の五十」を「百分の五十(二)に改め、「百分の六十」の下に、「十二月に支給する場合には百分の五十二・五(特定管理職員にあつては、百分の六十二・五)を、「百分の五十七・五」の下に「、十二月に支

給する場合には百分の五十二・五(特定管理職員にあつては、百分の六十二・五)、自衛隊法第四十五條の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十二・五(特定管理職員にあつては百分の六十二・五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六條第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五)を加える。

第十八条の三中「、百分の百七十二・五を「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」に改める。

第二十二條の二第一項中「第十四條」の下に「本府省業務調整手当」を加える。

第二十四條の二第二項中「七十九万九千円」を「十九万五百円」に改める。

第二十五條第二項中「十五万三千三百円」を「十六万千円」に改め、同条第四項中「百分の百七十二・五」との下に、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と加える。

第二十五條の二第二項中「十三万八千円」を「十四万七千七百円」に改め、同条第三項中「百分の百七十二・五」との下に、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と加える。

第二十七條第二項中「俸給、地域手当を」俸給、本府省業務調整手当、地域手当」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表(第四条―第五条関係)

職員の区分	職務の級		額	額				
	号	俸給						
	1	259,800	389,400	316,900	35	438,300		
	2	261,200	390,900	318,500	36	439,800		
	3	262,600	392,300	320,100	37	441,500		
	4	264,000	393,700	321,800	38	443,000		
	5	265,400	395,100	323,600	39	444,600		
	6	266,600	396,500	325,300	40	446,200		
	7	267,800	398,000	326,600	41	447,700		
	8	269,000	399,400	328,500	42	449,200		
	9	270,300	400,700	330,300	43	450,400		
	10	271,400	402,100	332,000	44	451,600		
	11	272,500	403,600	333,600	45	452,800		
	12	273,700	405,100	335,500	46	454,100		
	13	275,000	406,400	337,200	47	455,300		
	14	276,700	407,900	338,900	48	456,500		
	15	278,400	409,400	340,600	49	457,600		
	16	280,100	410,900	342,300	50	458,800		
	17	281,800	412,300	344,000	51	460,000		
	18	283,800	413,900	345,700	52	461,200		
	19	286,000	415,500	347,400	53	462,400		
	20	288,200	417,000	348,700	54	463,600		
	21	290,400	418,200	350,000	55	464,800		
	22	292,600	419,600	351,300	56	466,000		
	23	294,800	421,000	352,800	57	467,100		
	24	296,900	422,300	354,400	58	467,700		
	25	298,900	423,900	355,900	59	468,200		
	26	300,800	425,300	357,500	60	468,700		
	27	302,700	426,600	358,900	61	469,200		
	28	304,500	428,000	360,500	62			
	29	306,300	429,400	362,100	63			
	30	308,200	430,700	363,500	64			
	31	310,000	432,200	365,000	65			
	32	311,700	433,700	366,600	66			
	33	313,400	435,300	368,200	67			
	34	315,200	436,700	369,700	68			
				371,200	69			
				372,800	70			
				374,300	71			
				375,800	72			

令和七年十二月十一日 衆議院会議録第八号 防衛省の職員等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第九条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

階級	職員の区分	俸給月額			俸給月額			俸給月額			俸給月額			俸給月額			俸給月額			俸給月額			俸給月額			俸給月額																							
		陸	海	空	陸	海	空	1	2	3	陸	海	空	1	2	3	陸	海	空	1	2	3	陸	海	空	1	2	3	陸	海	空	1	2	3	陸	海	空	1	2	3									
1	陸	736,000	736,000	736,000	604,200	604,200	604,200	563,000	563,000	563,000	527,500	527,500	527,500	459,000	459,000	459,000	398,800	398,800	398,800	374,100	374,100	374,100	335,200	335,200	335,200	313,400	313,400	313,400	308,200	308,200	308,200	302,600	302,600	302,600	295,100	295,100	295,100	286,200	286,200	286,200	267,900	267,900	267,900	250,200	250,200	250,200	239,500	239,500	239,500
2	陸	794,000	794,000	794,000	612,000	612,000	612,000	568,700	568,700	568,700	531,500	531,500	531,500	460,900	460,900	460,900	401,400	401,400	401,400	376,600	376,600	376,600	336,300	336,300	336,300	314,700	314,700	314,700	308,900	308,900	308,900	304,100	304,100	304,100	296,600	296,600	296,600	298,300	298,300	298,300	270,700	270,700	270,700	252,400	252,400	252,400	241,300	241,300	241,300
3	陸	852,000	852,000	852,000	617,900	617,900	617,900	573,600	573,600	573,600	535,000	535,000	535,000	462,800	462,800	462,800	404,000	404,000	404,000	379,100	379,100	379,100	337,400	337,400	337,400	316,000	316,000	316,000	309,600	309,600	309,600	305,600	305,600	305,600	298,100	298,100	298,100	299,800	299,800	299,800	273,500	273,500	273,500	255,000	255,000	255,000	243,100	243,100	243,100
4	陸	933,000	933,000	933,000	622,500	622,500	622,500	577,900	577,900	577,900	538,500	538,500	538,500	464,700	464,700	464,700	406,600	406,600	406,600	381,600	381,600	381,600	338,500	338,500	338,500	317,300	317,300	317,300	310,300	310,300	310,300	307,100	307,100	307,100	299,600	299,600	299,600	299,500	299,500	299,500	276,300	276,300	276,300	257,400	257,400	257,400	244,900	244,900	244,900
5	陸	1,006,000	1,006,000	1,006,000	626,500	626,500	626,500	581,900	581,900	581,900	541,900	541,900	541,900	466,600	466,600	466,600	409,000	409,000	409,000	384,000	384,000	384,000	339,500	339,500	339,500	318,600	318,600	318,600	311,000	311,000	311,000	308,500	308,500	308,500	300,900	300,900	300,900	297,900	297,900	297,900	278,900	278,900	278,900	259,900	259,900	259,900	246,700	246,700	246,700
6	陸	1,078,000	1,078,000	1,078,000	629,300	629,300	629,300	585,200	585,200	585,200	545,400	545,400	545,400	468,500	468,500	468,500	410,700	410,700	410,700	385,800	385,800	385,800	340,300	340,300	340,300	320,700	320,700	320,700	311,700	311,700	311,700	309,800	309,800	309,800	302,300	302,300	302,300	300,800	300,800	300,800	280,700	280,700	280,700	261,800	261,800	261,800	248,200	248,200	248,200
7	陸	1,153,000	1,153,000	1,153,000	631,700	631,700	631,700	588,200	588,200	588,200	548,300	548,300	548,300	470,400	470,400	470,400	412,400	412,400	412,400	387,600	387,600	387,600	341,100	341,100	341,100	324,900	324,900	324,900	313,100	313,100	313,100	312,500	312,500	312,500	305,100	305,100	305,100	303,700	303,700	303,700	282,500	282,500	282,500	263,700	263,700	263,700	249,700	249,700	249,700
8	陸	1,224,000	1,224,000	1,224,000	633,600	633,600	633,600	590,600	590,600	590,600	550,700	550,700	550,700	472,300	472,300	472,300	414,100	414,100	414,100	389,400	389,400	389,400	341,900	341,900	341,900	324,900	324,900	324,900	313,100	313,100	313,100	312,500	312,500	312,500	305,100	305,100	305,100	303,900	303,900	303,900	284,300	284,300	284,300	265,600	265,600	265,600	251,200	251,200	251,200
9	陸							592,600	592,600	592,600	552,600	552,600	552,600	474,000	474,000	474,000	415,900	415,900	415,900	391,200	391,200	391,200	342,500	342,500	342,500	326,800	326,800	326,800	313,900	313,900	313,900	313,800	313,800	313,800	306,300	306,300	306,300	307,500	307,500	307,500	286,000	286,000	286,000	267,500	267,500	267,500	252,700	252,700	252,700
10	陸												475,500	475,500	475,500	417,900	417,900	417,900	392,800	392,800	392,800	343,400	343,400	343,400	327,800	327,800	327,800	315,100	315,100	315,100	315,000	315,000	315,000	307,500	307,500	307,500	307,400	307,400	307,400	287,700	287,700	287,700	269,400	269,400	269,400	262,500	262,500	262,500	
11	陸												477,000	477,000	477,000	419,900	419,900	419,900	394,400	394,400	394,400	344,300	344,300	344,300	328,800	328,800	328,800	316,300	316,300	316,300	316,200	316,200	316,200	308,700	308,700	308,700	308,600	308,600	308,600	289,400	289,400	289,400	271,300	271,300	271,300	264,500	264,500	264,500	
12	陸												478,500	478,500	478,500	421,900	421,900	421,900	396,000	396,000	396,000	345,200	345,200	345,200	329,800	329,800	329,800	317,500	317,500	317,500	317,400	317,400	317,400	309,900	309,900	309,900	309,800	309,800	309,800	291,100	291,100	291,100	273,200	273,200	273,200	265,500	265,500	265,500	
13	陸												479,900	479,900	479,900	423,800	423,800	423,800	397,500	397,500	397,500	346,200	346,200	346,200	330,800	330,800	330,800	318,800	318,800	318,800	318,400	318,400	318,400	310,900	310,900	310,900	310,800	310,800	310,800	292,600	292,600	292,600	275,100	275,100	275,100	266,600	266,600	266,600	
14	陸												481,400	481,400	481,400	425,900	425,900	425,900	399,300	399,300	399,300	346,800	346,800	346,800	331,500	331,500	331,500	319,900	319,900	319,900	319,600	319,600	319,600	312,100	312,100	312,100	312,000	312,000	312,000	293,900	293,900	293,900	276,600	276,600	276,600	267,900	267,900	267,900	
15	陸												482,900	482,900	482,900	428,000	428,000	428,000	401,100	401,100	401,100	347,400	347,400	347,400	332,200	332,200	332,200	320,000	320,000	320,000	312,100	312,100	312,100	312,000	312,000	312,000	314,500	314,500	314,500	308,400	308,400	308,400	295,200	295,200	295,200	278,100	278,100	278,100	
16	陸												484,400	484,400	484,400	430,100	430,100	430,100	402,900	402,900	402,900	348,000	348,000	348,000	332,900	332,900	332,900	322,200	322,200	322,200	314,500	314,500	314,500	314,400	314,400	314,400	316,500	316,500	316,500	309,600	309,600	309,600	296,500	296,500	296,500	279,600	279,600	279,600	
17	陸												485,800	485,800	485,800	432,100	432,100	432,100	404,700	404,700	404,700	348,400	348,400	348,400	333,600	333,600	333,600	323,200	323,200	323,200	315,500	315,500	315,500	315,400	315,400	315,400	317,500	317,500	317,500	310,600	310,600	310,600	297,700	297,700	297,700	281,000	281,000	281,000	
18	陸												487,100	487,100	487,100	434,000	434,000	434,000	406,400	406,400	406,400	349,400	349,400	349,400	334,400	334,400	334,400	323,900	323,900	323,900	316,200	316,200	316,200	316,100	316,100	316,100	318,200	318,200	318,200	311,300	311,300	311,300	298,600	298,600	298,600	282,600	282,600	282,600	
19	陸												488,400	488,400	488,400	435,900	435,900	435,900	408,100	408,100	408,100	350,400	350,400	350,400	335,200	335,200	335,200	324,600	324,600	324,600	317,600	317,600	317,600	317,500	317,500	317,500	319,600	319,600	319,600	312,700	312,700	312,700	300,100	300,100	300,100	285,800	285,800	285,800	
20	陸												489,700	489,700	489,700	437,800	437,800	437,800	409,800	409,800	409,800	351,400	351,400	351,400	336,000	336,000	336,000	325,300	325,300	325,300	318,100	318,100	318,100	318,000	318,000	318,000	320,500	320,500	320,500	313,600	313,600	313,600	301,000	301,000	301,000				

47						506,500	481,200	452,600	388,900	362,800	343,700	342,700	335,300	335,200	330,900	321,300
48						507,100	482,400	453,500	390,100	364,200	344,900	343,800	336,400	336,300	331,800	321,900
49						507,700	483,400	454,300	391,300	365,700	346,100	344,700	337,300	337,200	332,600	322,300
50						508,200	484,300	455,100	392,700	367,000	347,400	346,100	338,600	338,500	333,700	322,900
51						508,700	485,200	455,900	394,100	368,300	348,700	347,500	339,900	339,800	334,800	323,500
52						509,200	486,100	456,700	395,500	369,600	350,000	348,800	341,200	341,100	335,900	324,100
53						509,500	487,000	457,600	396,800	371,000	351,200	342,400	342,400	342,200	336,800	324,800
54						510,000	487,600	458,400	398,100	372,600	352,400	343,500	343,200	343,200	337,800	324,800
55						510,500	488,200	459,200	399,400	373,600	353,600	344,600	344,600	344,200	338,800	325,800
56						511,000	488,800	460,000	400,700	374,900	354,800	345,700	345,700	345,200	339,800	326,300
57						511,300	489,200	460,600	402,100	376,200	356,100	346,600	346,600	346,200	340,700	326,700
58						511,800	489,700	461,400	403,600	378,000	357,400	347,800	347,800	347,400	341,600	327,200
59						512,300	490,200	462,200	405,100	379,800	358,700	349,000	349,000	348,600	342,500	327,700
60						512,800	490,700	463,000	406,600	381,600	360,000	358,200	358,200	349,800	343,400	328,300
61						513,200	491,000	463,600	408,000	383,200	361,400	359,700	351,400	350,900	344,400	328,700
62						514,200	492,000	465,200	410,600	385,800	364,400	362,300	354,000	354,000	345,300	329,400
63						514,700	492,500	466,000	411,900	387,100	365,900	363,600	353,600	354,500	347,100	330,800
64						515,000	493,000	466,600	413,100	388,300	367,400	365,000	356,700	355,700	348,000	331,400
65						515,400	493,500	467,300	414,700	389,600	369,600	366,400	358,100	357,000	348,800	331,800
66						515,800	494,000	468,000	416,300	390,900	371,800	367,800	359,500	358,200	349,600	332,200
67						516,200	494,500	468,700	417,900	392,200	374,000	369,200	360,900	359,600	350,400	332,600
68						516,700	495,000	469,400	419,400	393,300	376,300	370,500	362,200	360,900	351,300	333,000
69						516,700	495,000	469,400	419,400	393,300	376,300	370,500	362,200	360,900	351,300	333,000
70						495,500	470,100	420,500	394,500	377,700	377,700	371,800	363,500	362,200	352,500	333,300
71						496,000	471,000	421,400	395,700	379,100	379,100	373,100	364,800	363,500	353,700	333,600
72						496,500	471,500	422,200	396,900	380,500	380,500	374,400	366,100	364,800	354,900	333,900
73	再任 職員以 外の員					496,800	472,000	423,000	398,100	381,900	381,900	375,600	367,300	365,900	356,000	334,000
74						497,300	473,200	424,900	399,600	383,300	383,300	377,100	368,800	367,400	357,000	334,000
75						497,800	473,200	425,000	401,100	384,700	384,700	378,600	370,300	368,900	358,000	335,000
76						498,300	473,800	427,100	402,600	386,100	386,100	380,100	371,800	371,800	359,000	335,000
77						498,800	474,300	428,000	404,200	387,400	387,400	381,700	373,300	372,000	360,100	335,000
78						499,300	474,800	429,100	405,700	388,700	388,700	383,300	374,800	373,500	361,200	335,000
79						499,800	475,300	429,800	407,200	390,000	390,000	384,900	376,300	375,000	362,300	335,000
80						500,300	475,800	431,300	408,700	391,300	391,300	386,500	377,800	376,500	363,400	335,000
81						500,700	476,400	432,300	410,200	392,600	392,600	388,000	379,200	377,900	364,600	335,000
82						501,200	476,900	433,000	411,800	394,000	394,000	389,500	380,800	379,300	365,900	335,000
83						501,700	477,400	433,700	413,400	395,400	395,400	391,000	382,400	380,700	367,200	335,000
84						502,200	477,900	434,400	415,000	396,800	396,800	392,500	384,000	382,100	368,500	335,000
85						502,700	478,400	435,100	416,400	398,100	398,100	393,800	385,400	383,500	369,700	335,000
86						503,200	478,900	435,900	417,600	399,500	399,500	395,200	386,700	384,800	371,000	335,000
87						503,700	479,400	436,700	418,800	400,900	400,900	396,600	388,000	386,100	372,300	335,000
88						504,200	479,900	437,500	420,000	402,300	402,300	398,000	389,300	387,400	373,600	335,000
89						504,700	480,400	438,100	421,200	403,600	403,600	399,200	390,600	388,600	374,800	335,000
90						505,100	480,900	439,000	422,400	405,100	405,100	400,700	392,100	390,100	375,900	335,000
91						505,500	481,400	439,900	423,600	406,600	406,600	402,200	393,600	391,600	377,000	335,000
92						505,900	481,900	440,800	424,800	408,100	408,100	403,700	395,100	393,100	378,100	335,000
93						506,200	482,400	441,600	425,900	409,700	409,700	405,000	396,500	394,600	379,100	335,000
94						506,600	482,900	442,300	426,800	411,100	411,100	406,700	398,100	396,100	380,300	335,000
95						507,000	483,400	443,000	427,700	412,500	412,500	408,400	399,700	397,600	381,500	335,000
96						507,400	483,900	443,700	428,600	413,900	413,900	410,100	401,300	399,100	382,700	335,000
97						507,700	484,300	444,400	429,500	415,400	415,400	411,800	403,000	400,500	384,000	335,000
98						485,100	445,800	446,500	431,900	419,300	419,300	415,700	406,900	404,100	387,000	335,000
99						485,500	446,500	446,500	431,900	419,300	419,300	415,700	406,900	404,100	387,000	335,000
100						485,500	446,500	446,500	431,900	419,300	419,300	415,700	406,900	404,100	387,000	335,000

101						485,800	447,100	432,800	420,700	416,800	408,000	405,200	387,800			
102						486,200	447,800	433,600	421,700	417,700	409,000	406,200	388,700			
103						486,600	448,500	434,400	422,700	418,600	410,000	406,800	389,600			
104						487,000	449,200	435,200	423,700	419,500	411,000	407,600	390,500			
105						487,400	450,000	436,000	424,500	420,500	411,900	408,200	391,300			
106						487,800	450,600	436,900	425,500	421,600	413,000	409,000	392,200			
107						488,200	451,200	437,800	426,500	422,700	414,100	409,800	393,100			
108						488,600	451,800	438,700	427,500	423,800	415,200	410,600	394,000			
109						489,000	452,400	439,500	428,300	424,800	416,100	411,300	394,700			
110						489,400	453,000	440,200	429,200	425,700	416,900	412,100	395,500			
111						489,800	453,600	440,900	430,100	426,600	417,700	412,900	396,300			
112						490,200	454,200	441,600	431,000	427,500	418,500	413,700	397,100			
113						490,600	454,800	442,400	431,700	428,400	419,300	414,500	398,000			
114						491,000	455,400	443,100	432,600	429,300	420,000	415,200				
115						491,400	456,000	443,800	433,500	430,200	420,700	415,900				
116						491,800	456,600	444,500	434,400	431,100	421,400	416,600				
117						492,200	457,200	445,100	435,200	431,800	422,200	417,400				
118						492,600	457,800	445,800	436,000	432,600	423,000	418,100				
119						493,000	458,400	446,500	436,800	433,400	423,800	418,800				
120						493,400	459,000	447,200	437,600	434,200	424,600	419,500				
121						493,800	459,600	447,900	438,400	435,000	425,400	420,300				
122						494,200	460,200	448,600	439,100	435,900	426,200	421,100				
123						494,600	460,800	449,300	440,000	436,700	427,000	421,900				
124						495,000	461,400	449,900	440,800	437,500	427,800	422,700				
125						495,400	462,000	450,600	441,600	438,300	428,600	423,500				
126						495,800	462,600	451,300	442,400	439,100	429,400	424,300				
127						496,200	463,200	452,000	443,200	440,000	430,200	425,100				
128						496,600	463,800	452,700	444,000	440,800	431,000	425,900				
129						497,000	464,400	453,400	444,800	441,600	431,800	426,700				
130						497,400	465,000	454,100	445,600	442,400	432,600	427,500				
131						497,800	465,600	454,800	446,400	443,200	433,400	428,300				
132						498,200	466,200	455,500	447,200	444,000	434,200	429,100				
133						498,600	466,800	456,200	448,000	444,800	435,000	429,900				
134						499,000	467,400	456,900	448,800	445,600	435,800	430,700				
135						499,400	468,000	457,600	449,600	446,400	436,600	431,500				
136						499,800	468,600	458,300	450,400	447,200	437,400	432,300				
137						500,200	469,200	459,000	451,200	448,000	438,200	433,100				
138						500,600	469,800	459,700	452,000	448,800	439,000	433,900				
139						501,000	470,400	460,400	452,800	449,600	439,800	434,700				
140						501,400	471,000	461,100	453,600	450,400	440,600	435,500				
141						501,800	471,600	461,800	454,400	451,200	441,400	436,300				
142						502,200	472,200	462,500	455,200	452,000	442,200	437,100				
143						502,600	472,800	463,200	456,000	452,800	443,000	437,900				
144						503,000	473,400	463,900	456,800	453,600	443,800	438,700				
145						503,400	474,000	464,600	457,600	454,400	444,600	439,500				

備考(一) 統合経費長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の二欄又は二欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、官職及び一般職に属する国家公務員との均等を考慮して、政令で定める退職の日(昇任した職員(その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した職員)で政令で定めるものを除く。)については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日(前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする)とする。

令和七年十二月十一日 衆議院会議録第八号

(給与の内払)

第四条 第一条改正後防衛省給与法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、第一条改正後防衛省給与法の規定による給与の内払とみなす。

(第二種初任給調整手当に関する経過措置)

第五条 一般職給与改正法附則第五条の規定は、第二条の規定による改正後の法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職の職員に関する法律第十条の五第一項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第五条中「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第七十八号)附則第八条において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

改正

第七条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第二十七条第三項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

防衛省の職員に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)
第八条 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第八項中「附則第十二條第六項を「附則第十二條第七項」に改める。
附則第八條第九項中「第九條の規定による改正後の」及び「附則第十二條第五項及び第十三條において「新防衛省職員給与法」という。」を削る。

附則第十二條中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第五條第二項」を「第五條第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に、「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、「並びに新防衛省職員給与法第五條第一項」を削り、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 暫定再任用隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四條第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十条の五第一項の規定を適用する。
附則第十三條中「新防衛省職員給与法」を「第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

理 由
一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛省の職員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

書

一 議案の目的及び要旨

本案は、防衛省職員の給与について、本年度の官民較差に基づく改定を実施するため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 人事院勧告の趣旨を踏まえて、自衛隊教官、自衛官等の俸給月額等について引き上げること。

2 人事院勧告の趣旨を踏まえて、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生等に係る期末手当について引き上げること。

3 一般職の職員と同様に本府省業務調整手当の支給対象職員の拡大、第二種初任給調整手当の新設等を行うこと。

4 この法律は、公布の日(一部の規定は令和八年四月一日)から施行し、一部の規定は令和七年四月一日から適用すること。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等の改定等を行うこととするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 令和七年度の給与改定に要する経費

本案施行を含む令和七年度の給与改定に要する経費(防衛省所管)は、約七百七十一億円である。右報告する。

令和七年十二月十一日

安全保障委員長 前原 誠司

衆議院議長 額賀福志郎殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和七年十二月十一日

提出者

議院運営委員長 浜田 靖一

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
附則に次の二項を加える。

令和七年七月三十一日(同日までに衆議院が解散されたときは、解散された日の属する月の末日。以下この項及び次項において「特定日」という。)までの間における第十一条の二第二項の規定の適用については、同項中「特別職の職員の給与に関する法律」とあるのは、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第七十三号)第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律」とする。特定日が同条第一項の基準日の前日である場合において、当該基準日前一月以内に辞職し、退職し、除名され、又は死亡した議長、副議長及び議員が同項後段の規定により期末手当を受けるときと同条第二項の規定の適用についても、同様とする。

特定日までの間において五月十六日から五月三十一日までの間又は十一月十六日から十一月三十日までの間に衆議院が解散された場合における前項の規定の適用については、同項中「までの」とあるのは、「の翌日までの」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

各議院の議長、副議長及び議員が受ける期末手当の支給割合について、一定期間、現行の水準に据え置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和七年十二月十一日

提出者

議院運営委員長 浜田 靖一

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「給料」の下に、「業務調整手当」を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

（業務調整手当）

第九条の二 議員秘書は、業務調整手当月額として、次の各号に掲げる当該議員秘書に適用される給料表並びにその給料の級及び号給の区分に応じ、当該各号に定める額を受ける。

一 別表第一

イ 一級一号給 五万五百円

ロ 一級二号給並びに二級及び三級の全ての号給 五万八千八百円

二 別表第二

イ 一級一号給 二万八千八百円

ロ 一級二号給 二万四千四百円

ハ 二級及び三級の全ての号給 四万九千二百円

第十二条及び第十三条中「給料」の下に、「業務調整手当」を加える。

第十五条第二項第一号中「百分の百五」を「六月に支給するときは百分の百五、十二月に支給するときは百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の八十四」を「六月に支給するときは百分の八十四、十二月に支給するときは百分の八十六」に改め、同項第三号中「百分の六十二」を「六月に支給するときは百分の六十三、十二月に支給するときは百分の六十四・五」に改め、同項第四号中「百分の三十一・五」を「六月に支給するときは百分の三十一・五、十二月に支給するときは百分の三十二・二五」に改める。

第十七条中「給料」の下に、「業務調整手当」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料	月額
一	二	一	三六二、四〇〇円
	一	二	三八〇、九〇〇円
二	一	一	四三六、九〇〇円
	二	二	四四七、四〇〇円
	三	三	四四七、八〇〇円
	四	四	四六八、三〇〇円
	五	五	四七八、八〇〇円
	六	六	四八九、三〇〇円
	七	七	四九九、八〇〇円
	八	八	五〇六、八〇〇円
	九	九	五一三、八〇〇円
	一〇	一〇	五三〇、五〇〇円
三	一	一	五四一、九〇〇円
	二	二	五四九、四〇〇円
	三	三	五五五、九〇〇円
	四	四	五五六、九〇〇円

別表第二（第三条関係）

級	号給	給料	月額
一	二	一	二八八、八〇〇円
	一	二	二八九、九〇〇円
二	一	一	三二五、六〇〇円
	二	二	三三三、四〇〇円
	三	三	三四一、三〇〇円
	四	四	三四九、一〇〇円
	五	五	三五六、九〇〇円
三	一	一	三八三、九〇〇円
	二	二	三九二、五〇〇円
	三	三	四〇一、一〇〇円
	四	四	四〇九、七〇〇円
	五	五	四一五、四〇〇円

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「六月に支給するときは百分の百五、十二月に支給するときは百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同項第二号中「六月に支給するときは百分の八十四、十二月に支給するときは百分の八十六」を「百分の八十五」に改め、同項第三号中「六月に支給するときは百分の六十三、十二月に支給するときは百分の六十四・五」を「百分の六十三・七五」に改め、同項第四号中「六月に支給するときは百分の三十一・五、十二月に支給するときは百分の三十二・二五」を「百分の三十一・八七五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の秘書給与法」という。)の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合は、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。